

温室効果ガス排出量  
算定・報告・公表制度 説明会

令和元年

環 境 省

## 〈 目 次 〉

【1】 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要 .....	1
【2】 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象者 .....	2
【3】 報告書の作成方法 .....	5
(1) 共通事項 .....	5
(2) 省エネ法定期報告書の記入方法 .....	9
① 報告事項 .....	9
② 算定方法（エネルギー起源 CO <sub>2</sub> ） .....	10
③ 算定方法（調整後温室効果ガス排出量） .....	14
④ 定期報告書の記入方法 .....	17
(3) 温対法報告書の記入方法 .....	19
① 報告事項 .....	19
② 算定方法（6.5 ガスの算定） .....	19
③-1 算定方法（非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> の一例） .....	21
③-2 算定方法（メタン、N <sub>2</sub> O の一例） .....	22
③-3 算定方法（HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 、NF <sub>3</sub> ） .....	23
④ 温対法様式第 1 の記入方法 .....	24
⑤ 権利利益保護に係る請求の方法 .....	25
⑥ 関連情報の提供方法 .....	25
(4) 報告書記入における留意事項 .....	26
【4】 報告期限及び提出先 .....	27
【5】 温室効果ガス排出量の公表方法 .....	28
【6】 お問い合わせ先 .....	29
【7】 省エネ法・温対法電子報告システム .....	30
<b>【参考】</b>	
1. 排出係数早見表 .....	47
2. 報告書の記入例 .....	72
(1) 省エネ法定期報告書 様式第 9（抜粋） .....	72
(2) 温対法 様式第 1（温室効果ガス算定排出量等の報告書） .....	89
(3) 温対法 様式第 1 の 2（権利利益の保護に係る請求書） .....	100
(4) 温対法 様式第 2（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報） .....	101
(5) 温対法 様式第 4（電子情報処理組織使用届出書） .....	103
(6) 電子情報処理組織の使用に係る識別符号兼用申請書 .....	104
3. 提出先一覧 .....	105

# 【1】温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

## 算定・報告・公表制度とは

### (1) 制度の概要

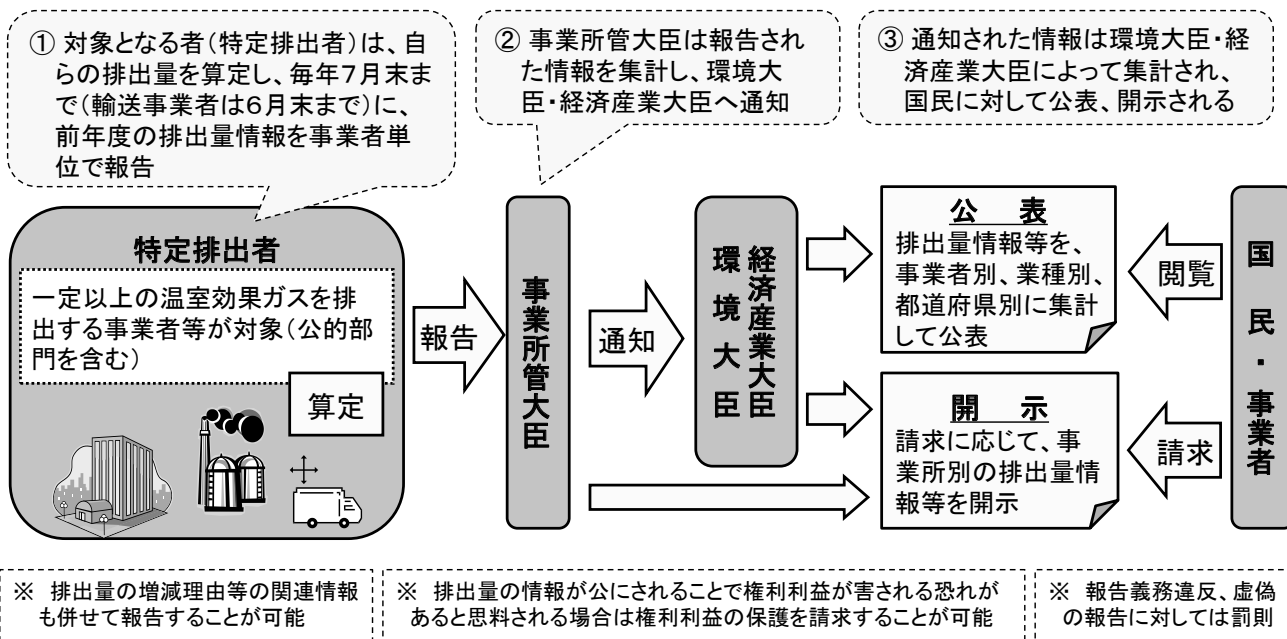
- 平成17年の地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の改正により導入（平成18年4月施行）
- 温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量の算定・国への報告を義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度

### (2) 制度のねらい

- 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立
  - ・自らの関連する活動を通じて直接・間接に排出する温室効果ガスの量を算定・把握
  - 排出量の抑制対策を立案し、実施し、対策の効果をチェックし、新たな対策を策定して実行するという、Plan-Do-Check-Action(PDCA)サイクルを通じた取組の推進
- 情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成
  - ・算定・把握された排出量を国が一定のルールで集計・公表
  - 排出者による自らの排出や対策の状況の認識、更なる対策の必要性・進捗状況の把握
  - 各主体からの排出状況が可視化されることによる国民各界各層の排出抑制に向けた気運の醸成・理解の増進

# 【1】温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

## 算定・報告・公表制度全体の流れ



エネルギー起源CO<sub>2</sub>の報告については、省エネ法定期報告書を利用した報告を認めるなど、**省エネ法の枠組みを活用**

## 【1】 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

### 平成30年度における報告からの変更事項

#### ● 省エネ法定期報告書、温対法報告書の様式変更

- ✓ 平成30年省エネ法改正に伴い、省エネ法定期報告書の様式番号や記入事項が一部変更
- ✓ 温対法報告書の様式についても一部変更

#### ★算定・報告・公表制度において

算定対象となる事業者や排出量の算定方法に変更ありません。

## 【2】 算定・報告・公表制度の対象者

### 対象となる温室効果ガス

- 算定対象となる温室効果ガスは下表の8種類です。
- 温室効果ガスの種類により対象となる事業者及び報告方法が異なります。

温室効果ガスの種類	排出量の報告方法
エネルギー起源二酸化炭素 (エネルギー起源CO <sub>2</sub> )	省エネ法定期報告書により報告※
非エネルギー起源二酸化炭素(非エネルギー起源CO <sub>2</sub> )	温対法報告書により報告
メタン (CH <sub>4</sub> )	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	
パーフルオロカーボン類 (PFC)	
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	

※一部の事業者(省エネ法の指定を受けていない事業者)については、省エネ法定期報告書ではなく温対法報告書により報告します。

【2】算定・報告・公表制度の対象者

対象となる事業者(1/2)

温室効果ガスの種類	対象となる者(特定排出者)
<p>○エネルギー起源CO<sub>2</sub> (燃料の燃焼、 他者から供給された電気、 又は熱の使用 に伴い排出されるCO<sub>2</sub>)</p> <p>&lt;省エネ法定期報告書&gt; により報告</p>	<p>【特定事業所排出者】</p> <p>○全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ法の特定事業者</li> <li>・省エネ法の特定連鎖化事業者</li> <li>・省エネ法の認定管理統括事業者又は管理関係事業者のうち、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者</li> <li>・上記以外で全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者※1</li> </ul> <p>○原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上となる事業所(≒省エネ法のエネルギー管理指定工場等※2)を設置している場合には、当該事業所(特定事業所)の排出量も内訳として報告</p> <p>【特定輸送排出者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ法の特定貨物輸送事業者</li> <li>・省エネ法の特定旅客輸送事業者</li> <li>・省エネ法の特定航空輸送事業者</li> <li>・省エネ法の特定荷主</li> <li>・省エネ法の認定管理統括荷主又は管理関係荷主であって、貨物輸送事業者に輸送させる貨物輸送量が3,000万トンキロ/年以上の荷主</li> <li>・省エネ法の認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者であって、輸送能力の合計が300両以上の貨客輸送事業者</li> </ul>

※1:当該事業者については、省エネ法定期報告書ではなく温対法報告書により報告します。なお、この事業者は省エネ法による指定又は認定の取消を受けた事業者が指定又は認定されていた期間のエネルギーCO<sub>2</sub>排出量を報告することを想定しています。

※2:省エネ法のエネルギー管理指定工場等に指定されていない工場等であっても1,500kl/年以上の事業所であれば報告対象です。

【2】算定・報告・公表制度の対象者

対象となる事業者(2/2)

温室効果ガスの種類	対象となる者(特定排出者)
<p>エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス(6.5ガス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○非エネルギー起源CO<sub>2</sub></li> <li>○メタン(CH<sub>4</sub>)</li> <li>○一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)</li> <li>○ハイドロフルオロカーボン類(HFC)</li> <li>○パーフルオロカーボン類(PFC)</li> <li>○六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)</li> <li>○三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)</li> </ul> <p>&lt;温対法報告書&gt; により報告</p>	<p>【特定事業所排出者】</p> <p>○次の①及び②の両方の要件をみたす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、事業者の排出量合計がCO<sub>2</sub>換算で3,000トン以上となる事業者</li> <li>②事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上</li> </ol> <p>○温室効果ガスの種類ごとに排出量がCO<sub>2</sub>換算で3,000トン以上となる事業所(特定事業所)を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告</p>

(注) ・フランチャイズチェーンについても1つの事業者とみなします。

・対象となるかどうかの判断は、政省令で定める算定方法を用いて求めた排出量に基づき行います。

## 【2】算定・報告・公表制度の対象者

### 主な活動において排出量が3,000tCO<sub>2</sub>以上となる活動量の目安①

非エネルギー起源CO <sub>2</sub>		
原油の生産	原油生産量	1,100 万kl
セメントの製造	クリンカー生産量	6,000 t
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	石灰石使用量	6,800 t
廃タイヤ、廃合成繊維以外の廃プラスチック類(産業廃棄物に限る)の焼却	焼却量	1,200 t
廃油由来燃料油の利用	廃油由来燃料油使用量	1,100 kl

メタン(CH <sub>4</sub> )		
燃料の燃焼の用に供する施設における燃料の使用(ガス機関)	都市ガス使用量	5,000 万Nm <sup>3</sup>
原油の生産	原油生産量	8.0 万kl
コークスの製造	コークス製造量	92 万t
家畜の飼養(家畜の消化管内発酵)	乳用牛	1,100 頭
家畜の飼養(家畜の排せつ物の管理)	馬	5万7,000 頭
稲作	間欠灌漑水田	750 ha
植物性の物の焼却(稲)	農業廃棄物の焼却量	5万7,000 t
廃棄物の埋立	埋立られた食物残さ量	830 t
合併処理浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理	排水処理人口	11 万人

一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)		
燃料の燃焼の用に供する施設における燃料の使用(ガス機関)	都市ガス使用量	3億6,000 万Nm <sup>3</sup>
原油(コンデンセートを除く)の生産に伴う随伴ガスの焼却	原油生産量	1,600 万kl
耕地における肥料の使用(野菜)	使用された肥料に含まれる窒素量	1,000 tN
植物性の物の焼却(稲)	農業廃棄物の焼却量	18 万t
工場廃水の処理	廃水処理施設流入水中の窒素量	2,300 tN
一般廃棄物の焼却(連続燃焼式焼却施設)	一般廃棄物焼却量	18 万t

## 【2】算定・報告・公表制度の対象者

### 主な活動において排出量が3,000tCO<sub>2</sub>以上となる活動量の目安②

ハイドロフルオロカーボン類(HFC)		
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造	HCFC-22の製造量(*)	11 t
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造に伴うHFCの封入(カーエアコンの製造)	カーエアコンの製造台数	84 万台
業務用冷凍空調機器の整備におけるHFCの回収及び封入(R410A)	回収時機器中残存量	43 t
	回収・適正処理量	42 t
	再封入時使用量	44 t
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用	ウレタンフォーム製造時のHFC-134a使用量	21 t
噴霧器の使用(HFC-152a)	エアゾールの使用量	(340g/本×7.1万本) 24 t

\* 回収・適正処理量=0の場合を想定している。

パーフルオロカーボン類(PFC)		
アルミニウムの製造	アルミニウム製造量	1,200 t
パーフルオロカーボン(PFC)の製造	PFC-51-14製造量	8.3 t
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用	PFC-116使用量(*)	320 kg
溶剤等の使用	PFC-51-14使用量(*)	320 kg

\* 回収・適正処理量=0の場合を想定している。

六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )		
マグネシウム合金の製造	SF <sub>6</sub> の使用量	130 kg
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF <sub>6</sub> の封入	機器製造・使用開始時の使用量	4,900 kg

三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )		
液晶加工工程におけるNF <sub>3</sub> の使用(リモートプラズマ方式以外)	NF <sub>3</sub> の使用量(*)	580 kg

- 上記の活動量は、当該活動による排出量が概ね3,000 tCO<sub>2</sub>となる活動量です。
- 特定排出者に該当するかどうかの判定は活動ごとではなく、温室効果ガスごとの合計値で行います。

### 【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

## 報告書作成支援ツール

各報告書の作成を支援するツールを用意しています。

対象事業者	様式番号	URL	問合せ先
<b>省エネ法定定期報告書(エネルギー起源CO<sub>2</sub>の報告)</b>			
特定事業者、 特定連鎖化事業者、 認定管理統括事業者、 管理関係事業者	様式第9	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index02.html#aa01">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index02.html#aa01</a>	エネ庁 又は 経産局
特定荷主、 認定管理統括荷主、 管理関係荷主	様式第30	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index03.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index03.html</a>	
特定貨物輸送事業者	様式第4	<a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_00002.html">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_00002.html</a>	国土交通省 又は 地方運輸局
特定旅客輸送事業者	様式第8		
特定航空輸送事業者	様式第25		
認定管理統括貨客輸送事業者、 管理関係貨客輸送事業者	様式第13		
<b>温対法報告書(6.5ガスの報告、関連情報の提供)</b>			
特定排出者	様式第1、 様式第2	<a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/tool">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/tool</a>	算定・報告・ 公表制度へ ルプデスク

### 【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

## 報告の単位

#### (1) 報告の単位(基本的事項)

- 基礎排出量と調整後排出量(特定輸送排出者は基礎排出量のみ)を、事業者単位で報告  
※フランチャイズチェーンについても一つの事業者(連鎖化事業者)とみなして本部から報告。  
※一定規模以上の事業所(特定事業所)については、事業所ごとの基礎排出量も併せて報告。

#### (2) 報告の単位(地方公共団体実施事業)

地方公共団体に設置している一部の工場・事業場の資産管理等を各種法令に基づき首長以外の者が行っている場合には、当該地方公共団体とは独立した別事業者として捉える。  
(省エネ法におけるエネルギー管理の範囲の考え方を準用)

##### ア 地方公共団体における首長部局等とは独立した別事業者が特定排出者となる事業

- 地方公営企業(水道事業、交通事業、電気・ガス事業等、管理者が設置されている場合のみ)
- 警察組織(特定排出者:都道府県公安委員会)
- 学校等(特定排出者:教育委員会)
- 組合

##### イ 地方公共団体における首長部局等が特定排出者となる事業

- 消防組織、指定管理者、選挙管理委員会等

##### ウ 特別区等(特別区 → 特定排出者、政令指定都市における区 → 市が特定排出者)

##### エ その他事業形態による取扱

- 事務の委託(特定排出者:事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関)
- PFI(Private Finance Initiative)
  - ・ 事業ごとに、財産・施設等の設置・更新権限がある側が特定排出者となる

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

報告事項 (必須事項)

報告事項(省エネ法定期報告書 又は 温対法報告様式第1により報告)

【1】事業者全体の報告事項[※⑤、⑥、⑧(調整後排出係数)及び⑨は、特定輸送排出者は報告不要]

- ① (1)特定事業所排出者の事業者名、(2)住所、(3)代表者氏名
- ② 特定事業所排出者において常時使用される従業員の数[※温対法報告書により報告する場合のみ記入]
- ③ 特定事業所排出者において行われる事業
- ④ 温室効果ガス別の基礎排出量(事業者の合計及び事業ごとの内訳を記入) →次スライド参照
- ⑤ 調整後温室効果ガス排出量 →次スライド参照
- ⑥ 国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の種類ごとの合計量  
[※これらを用いて調整後排出量を算定した場合のみ記入]
- ⑦ 算定方法又は係数の説明[※政省令で定めるものと異なる算定方法・係数を用いた場合のみ記入]
- ⑧ 使用した電気の排出係数(基礎排出係数及び調整後排出係数)の説明
- ⑨ 調整後排出量の算定に係る情報(クレジットの識別番号、移転日等)  
[※国内認証排出削減量、海外認証排出削減量を用いて調整後排出量を算定した場合のみ記入]
- ⑩ その他様式で定める事項

【2】特定事業所ごとの報告事項[※一定規模以上の事業所(特定事業所)を有する場合のみ報告]

- ① 特定事業所の名称及び所在地
- ② 特定事業所において行われる事業
- ③ 温室効果ガス別の基礎排出量 →次スライド参照
- ④ 算定方法又は係数の説明[※政省令で定めるものと異なる算定方法・係数を用いた場合のみ記入]
- ⑤ 使用した電気の排出係数(基礎排出係数)の説明
- ⑥ その他様式で定める事項

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

排出量の報告 (必須事項)

報告事項	算定方法等
<b>温室効果ガス算定排出量</b> <b>(基礎排出量)</b> 【省エネ法定期報告書 又は 温対法様式第1】	以下の[1]～[4]の流れで算定する。 [1] 排出活動の抽出 [2] 抽出した活動ごとに政省令で定められている算定方法・排出係数※1を用いて算定 $\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$ 活動量とは、生産量、使用量、焼却量など排出活動の規模を表す量のことです。 [3] 温室効果ガスの種類ごとに、活動ごとに算定した排出量を合算 [4] 温室効果ガスの種類ごとの排出量をCO <sub>2</sub> の単位に換算 $\text{温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (tガス)} \times \text{地球温暖化係数 (GWP)} \text{※2}$ ※1: 排出活動ごとの算定方法及び排出係数は、排出係数早見表(47ページ)参照 ※2: 地球温暖化係数は、64ページ参照
<b>調整後温室効果ガス排出量</b> <b>(調整後排出量)</b> 【省エネ法定期報告書 又は 温対法様式第1】	以下の①+②+③-④+⑤で調整する。 ※①～③は、基礎排出量の報告が必要となる温室効果ガスが対象 調整の結果、0(ゼロ)を下回った場合には、0(ゼロ)とする ①=エネルギー起源CO <sub>2</sub> (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く) ・燃料及び熱の使用に伴うもの ・他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数※3 ②=非エネルギー起源CO <sub>2</sub> (廃棄物原燃料使用に伴うものを除く) ③=CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 及びNF <sub>3</sub> の基礎排出量 ④=無効化された国内認証排出削減量※4・海外認証排出削減量※4の量 ⑤=自ら創出した国内認証排出削減量を他者へ移転した量 ※3: 調整後排出係数 メニュー別排出係数を公表する電気事業者から供給を受けている場合は、該当するメニュー別係数を用いる。 上記以外の場合は、供給を受けている電気事業者別調整後排出係数を用いる。 ※4: 国内認証排出削減量、海外認証排出削減量の種類は、15ページ参照



【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

報告事項 (任意事項)

報告事項	算定方法等
<p><b>権利利益の保護請求</b> 【温対法様式第1の2】</p>	<p>○報告した排出量情報が公表・開示されることにより、権利利益が害されるおそれがあると考えるときに、事業所管大臣に対し請求することができる。</p> <p>○請求は、事業者ごと又は特定事業所ごとに行う。</p> <p>○権利利益の保護請求の対象となる情報は、以下のとおり。</p> <p>①事業者全体又は特定事業所の基礎排出量 (温室効果ガスの種類ごとに請求)</p> <p>②調整後排出量</p> <p>③国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の種類ごとの合計量</p> <p>○権利利益の保護の請求は、認められない場合もある。</p>
<p><b>関連情報の提供</b> 【温対法様式第2】</p>	<p>○特定排出者が希望する場合には排出量の増減状況その他の関連情報についても併せて提供することができる。</p> <p>○提供できる情報は以下のとおり。</p> <p>①報告された排出量の増減の状況に関する情報</p> <p>②温室効果ガスの排出原単位の増減の状況に関する情報</p> <p>③温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報</p> <p>④温室効果ガスの排出量の算定方法等に関する情報</p> <p>⑤その他の情報</p>

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

排出量の算定期間と算定方法

(1) 算定の対象となる期間

温室効果ガスの種類	算定の対象期間
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> ) メタン(CH <sub>4</sub> ) 一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	報告する年度の前年度(前年4月～当年3月)
ハイドロフルオロカーボン類(HFC) パーフルオロカーボン類(PFC) 六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> ) 三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	報告する年の前年(前年1月～12月)

(2) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法

○ 対象となる排出活動について、温室効果ガスの種類ごとに政省令で定める算定方法により得られる量を合算する方法とする。

※ 報告対象となるかどうかの判断は、必ず政省令で定める算定方法を用いて行う。

※ 排出量の報告に当たっては、政省令で定める算定方法・係数と異なる算定方法・係数(実測に基づく算定など、適切と認められるもの)を用いることができる。

その場合は報告書(記入箇所は下表参照)に算定方法の説明を記入することが必要。

温室効果ガスの種類	報告書の様式	事業者全体	特定事業所ごと
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	省エネ法定期報告書様式第9	特定-第12表5 又は 認定-第5表5	指定-第10表4
6.5ガス	温対法様式第1	第4表	別紙第3表

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

## 有効数字の処理

- 温室効果ガス排出量については、原則として、**小数点以下を切り捨てて報告します**。  
※例：6.5ガスについて、事業者全体の排出量が2,999.9トンとなった場合、当該ガスの報告は不要です。
- 小数点以下の切り捨ては事業者全体の量と事業分類ごとの量、それぞれ別々に行います。

※例

		排出量 (tCO <sub>2</sub> )	
		実際の排出量	報告する排出量
事業者全体排出量		3,902.1	3,902
事業分類別 排出量	X事業	3,210.9	3,210
	Y事業	456.7	456
	Z事業	234.5	234

- 排出量が大きく、数値を丸めたい場合には、有効数字の処理をして報告することも可能です。（有効数字の処理方法は算定・報告マニュアルを参照してください。）

【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

## 主たる事業の考え方と事業分類別排出量

### 主たる事業の考え方

○主たる事業の判断:

- ✓ 事業者全体としての主たる事業(特定排出者の主たる事業)
- ✓ 事業分類ごとの排出量を集計する際に判断が必要となる事業所ごとの主たる事業

○考え方の原則:

生産高・販売額等適切な指標によって、主たる事業を判断。  
なお、この方法が適切でない場合には、従業員の数又は設備の規模等で判断することも可能(特に、地方公共団体)。

<例>

①事業者が営んでいる業種が以下の場合

自動車製造業(100億円)、航空機製造業(70億円)、鉄道車両製造業(30億円)、自動車卸売業(20億円)、輸送用機械器具卸売業(10億円)

売上高で判断

主たる事業:「自動車製造業」

②地方公共団体の場合

事業所名	事業所での業務内容	業務内容の事業コード	事業分類	事業者の主たる事業
A市役所	市役所	9821	9821	9821
	保健所	8411		
B支所	支所	9821	7421	
C支所	土木事務所	7421		
	支所	9821		
D清掃センター	ごみ焼却場	8816	8816	
	清掃事務所	8817		

事業所の事業が分類できる場合には、事業所の規模に関わらず、原則、当該事業分類ごとに排出量を集計。

また、事業分類の判断が困難で、当該事業所のエネルギー使用量1,500kl未満の首長部局等においては、「都道府県機関(日本標準産業分類細分類番号9811)」又は「市町村機関(同9821)」とすることも可能。

業種別の事業分類に記入

事業者全体の事業分類に記入

### 【3】報告書の作成方法 (1) 共通事項

## (参考) 特定排出者コードの検索

○特定排出者コード検索ページ URL : <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

特定排出者コード   「特定排出者コード検索」と入力して検索

### 特定排出者コード検索 (企業等)

HOME > 特定排出者コード検索 > 特定排出者コード検索 (企業等)

#### 特定排出者コード検索 (企業等)

##### 企業等

企業等名を入力し、「検索」ボタンを押してください。

なお、検索結果の表示は最大160件です。検索結果が多くなりすぎないように特定して検索を行ってください。※160件以上あった場合、表示されないことがあります。

企業名  必須 (全角21文字以内)  企業名等(カナ)

都道府県  選択してください  【本社所在地】

事業者名 (途中まででも可) (「(株)」などの法人格を除く)

本社所在地の都道府県 (選択しなくても可)

○事業者を識別するための特定排出者コード(省エネ法では特定排出者番号)は左の検索ページから検索してください。

○昨年度までに報告されていた事業者の番号に変更はありません。

○検索できない場合は算定・報告・公表制度ヘルプデスクへお問い合わせください。

### 【3】報告書の作成方法 (2) 省エネ法定期報告書の記入方法 ①報告事項

## 省エネ法定期報告書における報告 (エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量等)

- 省エネ法により指定又は認定を受けている事業者の温対法に基づくエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量等については、省エネ法定期報告書により報告することで、温対法の報告とみなされます。

[定期報告書様式第9の構成]

特定表	認定表	指定表
	認定-総括表 1,500kl以上事業者リスト	
特定-第1表 事業者の名称等	認定-第1表 事業者の名称等	指定-第1表 工場等の名称等
特定-第2表 エネルギー使用量等	認定-第2表 エネルギー使用量等	指定-第2表 エネルギー使用量等
特定-第3表 エネルギー原単位等		指定-第3表 設備の状況等
特定-第4表~第5表 原単位の経年変化等		指定-第4表~第5表 エネルギー原単位等
特定-第6表~第7表 ベンチマーク		指定-第6表~第7表 原単位の経年変化等
特定-第8表~第9表 判断基準等		指定-第8表~第9表 判断基準等
特定-第10表 エネ管工場等リスト	認定-第3表 エネ管工場等リスト	
特定-第11表 1,500kl以上工場等リスト	認定-第4表 1,500kl以上工場等リスト	
特定-第12表 エネ起CO <sub>2</sub> 排出量等	認定-第5表 エネ起CO <sub>2</sub> 排出量等	指定-第10表 エネ起CO <sub>2</sub> 排出量等

↑  
対象事業者ごとに作成

↑  
対象工場等ごとに作成

[定期報告書様式第9におけるエネルギーCO<sub>2</sub>排出量等の記入箇所]

特定事業者 特定連鎖化事業者	
事業者の排出量	特定-第12表
事業所の排出量	指定-第10表

認定管理統括事業者又は管理関係事業者のうち、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者	
事業者の排出量	認定-第5表
事業所の排出量	指定-第10表

※特定輸送排出者も省エネ法定期報告書によりエネルギーCO<sub>2</sub>排出量を報告します。

## 省エネ法定定期報告書における報告事項 (エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量等)

### ○定期報告書様式第9 (下線の項目は全ての事業者が記入必須)

#### (事業者全体)

- ・ エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量 → 【特定-第12表1】<sup>注</sup>
- ・ 配分前のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量 (※電気事業用の発電所又は熱供給事業の熱供給施設を設置している事業者のみ記入) → 【特定-第12表2】
- ・ 調整後温室効果ガス排出量 → 【特定-第12表3】
- ・ 電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>の基礎排出量の算定に用いた係数 → 【特定-第12表4の1】
- ・ 電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>の調整後排出量の算定に用いた係数 → 【特定-第12表4の2】
- ・ 政省令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数 → 【特定-第12表5】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の合計量 → 【特定-第12表6の1】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の量 → 【特定-第12表6の2】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた海外認証排出削減量の量 → 【特定-第12表6の3】

#### (事業所ごと)

- ・ エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量 → 【指定-第10表1】
- ・ 配分前のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量 (※電気事業用の発電所又は熱供給事業の熱供給施設の場合のみ記入) → 【指定-第10表2】
- ・ 電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>の基礎排出量の算定に用いた係数 → 【指定-第10表3】
- ・ 政省令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数 → 【指定-第10表4】

注: 認定管理統括事業者又は管理関係事業者の場合は、「特定-第12表」を「認定-第5表」に読み替えます。

## エネルギー起源CO<sub>2</sub>基礎排出量の算定 (活動区分・対象者)

### (1) 活動の区分

以下の活動に伴う排出量が算定・報告の対象になります。

なお、他人への電気又は熱の供給に係る排出量は対象外です。

- ・ 燃料の使用
- ・ 他人から供給された電気の使用
- ・ 他人から供給された熱の使用

※ただし、電気事業の発電所又は熱供給事業の熱供給施設を設置している特定排出者は、上記の量(所内消費相当分)の他に、燃料の使用に伴う排出量(他人への電気又は熱の供給に係るものを含む事業所で直接排出された量の全量)も、併せて算定・報告します。

### (2) 対象者

- ・ 全ての事業所のエネルギー使用量合計が原油換算1,500kl/年以上の事業者

※特定事業所(エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業所)ごとの排出量も併せて報告。

## エネルギー起源CO<sub>2</sub>基礎排出量の算定 (燃料の使用)

(1) 活動の概要と排出形態

石炭、石油製品、天然ガス等の化石燃料を燃焼させた際、燃料中に含まれている炭素がCO<sub>2</sub>となり、大気中へ排出されます。

(2) 算定式

$$\begin{aligned} \text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} &= (\text{燃料の種類ごとに}) \text{燃料の使用量 (t, kl, 1,000Nm}^3\text{)} \\ &\times \text{単位発熱量 (GJ/t, GJ/kl, GJ/1,000Nm}^3\text{)} \\ &\times \text{単位発熱量当たり排出量 (tC/GJ)} \\ &\times 44/12 \end{aligned}$$

(3) 活動量

- 省エネルギー法定定期報告書「特定-第2表(認定-第2表)1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等」又は「指定-第2表 エネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量」に記入された燃料の種類別の「使用量」が活動量に該当します。
- 定期報告書第2表に掲げられていない燃料については、算定対象外です。

(4) 備考

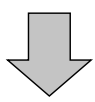
- 「販売した副生エネルギーの量」に上の算定式を適用して得られた量を、排出量の合計から控除することができます。

排出量の算定 (例1: 燃料の使用の場合)

(例) 一年間に使用したA重油の使用量を2,500(kl)と仮定し、試算すると・・・

算定式

(A重油使用量)	(発熱量)	(炭素排出係数)	(CO <sub>2</sub> 換算)	(CO <sub>2</sub> 排出量)
2,500(kl)	× 39.1(GJ/kl)	× 0.0189(tC/GJ)	× 44/12(tCO <sub>2</sub> /tC)	= 6,774.075 (tCO <sub>2</sub> )



**A重油の使用によるCO<sub>2</sub>排出量 (tCO<sub>2</sub>) は6,774(tCO<sub>2</sub>)となる**  
(小数点以下切り捨て)

※報告の際は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照。  
温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル  
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

## エネルギー起源CO<sub>2</sub>基礎排出量の算定 (他人から供給された電気の使用)

(1) 活動の概要と排出形態

他人から供給された電気を使用する際、他人が発電する際に排出したCO<sub>2</sub>を使用者が間接的に排出したものとみなします。

(2) 算定式

$$\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{電気の使用量 (kWh)} \times \text{単位使用量当たり排出量 (tCO}_2\text{/kWh)}$$

(※当該年度の電気の使用量に、当該年度の前年度の基礎排出係数を乗じます。)

(3) 活動量

- ・ 省エネルギー法定定期報告書「特定-第2表(認定-第2表)1」又は「指定-第2表」に示された電気の「使用量」のうち、「自家発電」を除く量(「昼間買電」「夜間買電」「上記以外の買電」)が活動量に該当します。
- ・ 自家発電に伴う排出は、燃料の使用として把握します。

(4) 排出係数

- ・ 算定に用いる排出係数は、電気の供給形態等により以下の3とおりに分かります。
  - ① 電気事業者(小売電気事業者及び一般送配電事業者)から供給された電気を使用している場合は、国が公表する電気事業者ごとの基礎排出係数
  - ② 上記以外の者から供給された電気を使用している場合は、①の係数に相当する係数で実測等に基づく適切な排出係数
  - ③ ①及び②の方法で算定できない場合は、①及び②の係数に代替するものとして環境大臣・経済産業大臣が公表する係数(代替値)

※ 代替値は、総合エネルギー統計における事業用発電(揚水発電を除く)と自家用発電(自家発の自家消費及び電気事業者への供給分)を合計した排出係数の直近5ヶ年平均をもとに算出

排出量の算定 (例2：他人から供給された電気の場合)

(例) 一年間に使用した電気の使用量を1,234万(kWh)と仮定し、関西電力の排出係数で試算すると・・・

算定式

(電気使用量)	(排出係数(関西電力))	(CO <sub>2</sub> 排出量)
1,234万 (kWh)	× 0.000435 (tCO <sub>2</sub> /kWh)	= 5,367.9 tCO <sub>2</sub> )

※当該年度の電気使用量に、当該年度の前年度の排出係数を乗じて算定します。

(例) H30年度のCO<sub>2</sub>排出量 = H30年度電気使用量 × H29年度排出係数



**電気の使用によるCO<sub>2</sub>排出量 (tCO<sub>2</sub>) は5,367.9(tCO<sub>2</sub>)となる**

例1(燃料の使用)と例2(他人から供給された電気の使用)を合計すると

**6,774.075 + 5,367.9 = 12,141.975 ⇒ 12,141(tCO<sub>2</sub>)** となる(小数点以下切捨)

※報告の際は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照。  
 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル  
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

## エネルギー起源CO<sub>2</sub>基礎排出量の算定 (他人から供給された熱の使用)

### (1) 活動の概要と排出形態

他人から供給された熱を使用する際、他人が熱を発生する際に排出したCO<sub>2</sub>を使用者が間接的に排出したものとみなします。

### (2) 算定式

$$\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{熱の種類ごとに) 熱の使用量 (GJ)} \\ \times \text{単位使用量当たり排出量 (tCO}_2\text{/GJ)}$$

産業用蒸気	: 0.060 tCO <sub>2</sub> /GJ
蒸気(産業用のものは除く)、温水、冷水	: 0.057 tCO <sub>2</sub> /GJ

### (3) 活動量

省エネルギー法定期報告書「特定-第2表(認定-第2表)1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等」又は「指定-第2表 エネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量」に示された「燃料及び熱」のうち「産業用蒸気」の「使用量(数値)」並びに「産業用以外の蒸気」、「温水」及び「冷水」の「使用量(数値)」を合算した量が活動量に該当します。

## エネルギー起源CO<sub>2</sub>基礎排出量の算定 (他人への電気又は熱の供給分の控除方法)

### (1) 概要

事業所内で発電を行いその電気の一部を外部に供給した場合など、他人へ電気又は熱を供給した場合、その分の排出量をエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量から控除します。

### (2) 控除量の算定式

$$\text{CO}_2\text{控除量 (tCO}_2\text{)} = \text{電気供給量又は熱供給量 (kWh, GJ)} \\ \times \text{単位供給量当たりの排出量 (tCO}_2\text{/kWh, tCO}_2\text{/GJ)}$$

### (3) 活動量

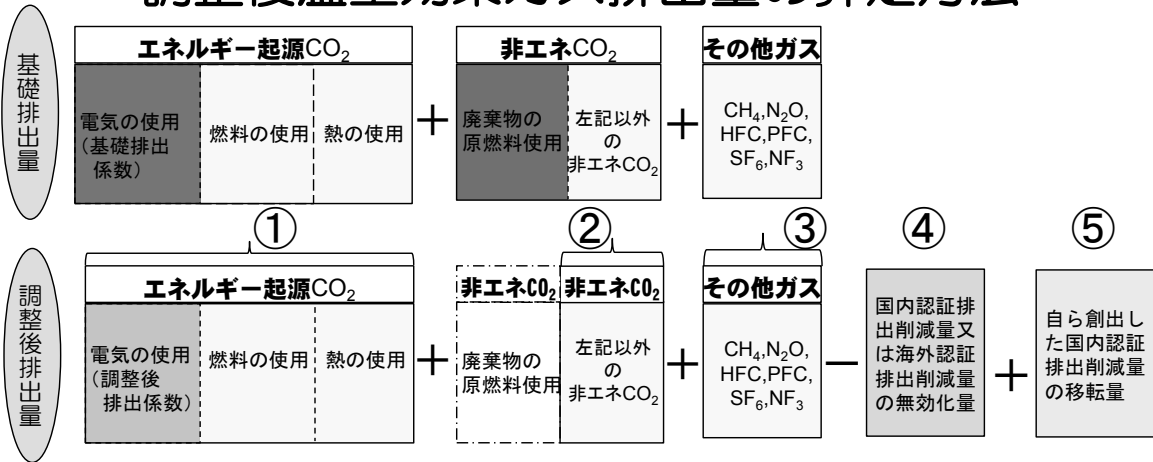
電気供給量及び熱供給量は、事業所ごとに他人に供給した量を個々に把握する必要があります。

### (4) 排出係数

単位供給量当たりの排出量(排出係数)は、当該事業所で発電した電気及び発生させた熱についての排出係数を用いる必要があります。

【3】 報告書の作成方法 (2) 省エネ法定期報告書の記入方法 ③算定方法 (調整後排出量)

## 調整後温室効果ガス排出量の算定方法



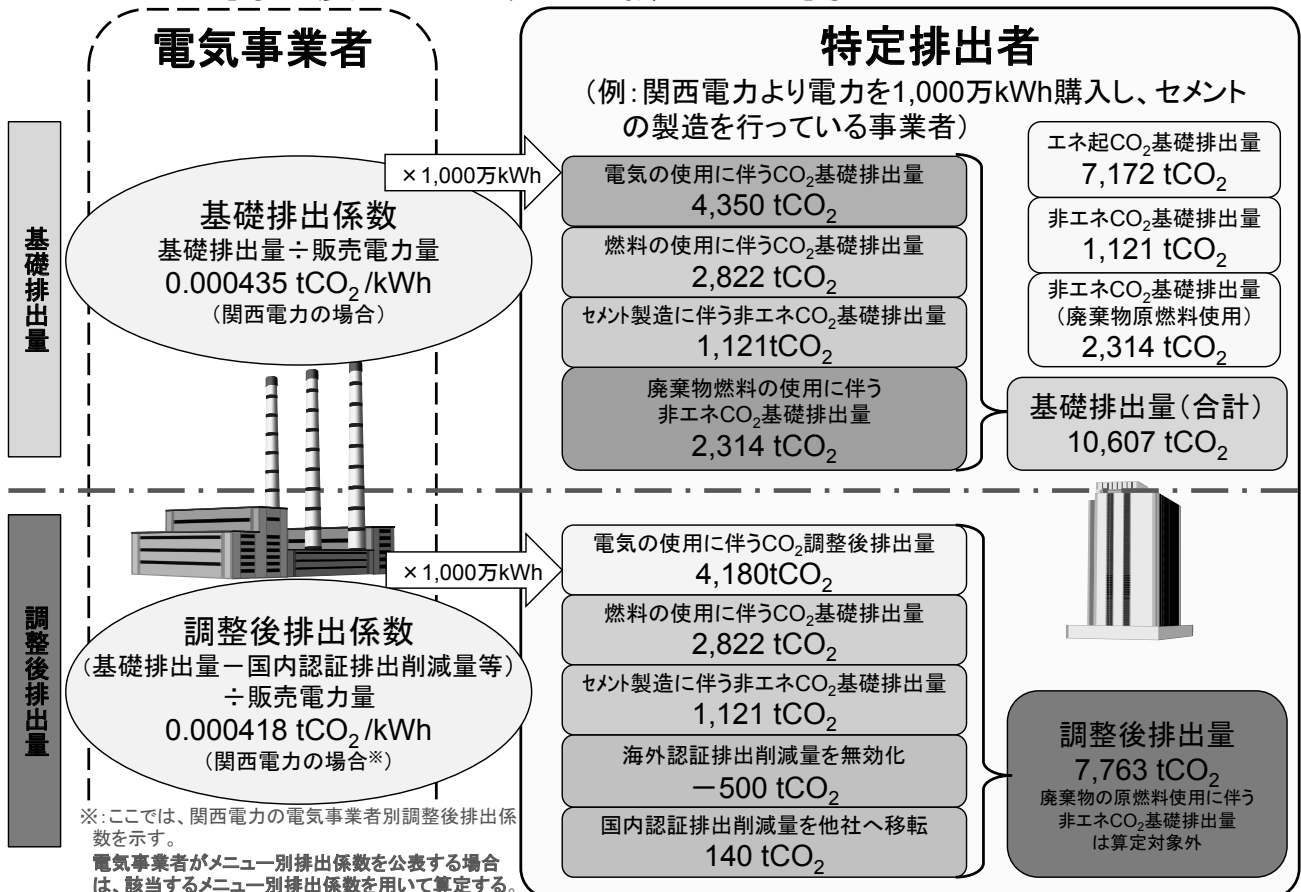
○ 調整後温室効果ガス排出量は、【①+②+③-④+⑤】で調整します。  
(調整の結果、調整後排出量が0を下回った場合には、0とします。)

- ①=エネルギー起源CO<sub>2</sub>(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く)
  - ・他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数
  - ・燃料及び熱の使用に伴う基礎排出量
- ②=非エネルギー起源CO<sub>2</sub>(廃棄物原燃料使用に伴うものを除く)
- ③=CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>及びNF<sub>3</sub>の基礎排出量
- ④=無効化された国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の量
- ⑤=自ら創出した国内認証排出削減量の他者への移転量(※代理無効化分含む)

※:基礎排出量:自らの事業活動に伴い直接又は間接(他人から供給された電気又は熱の使用に伴う排出量のみ)に排出した温室効果ガスの排出量です。  
調整後温室効果ガス排出量:基礎排出量を基本として他の者の温室効果ガスの排出抑制等に寄与する取組を考慮した排出量です。

【3】 報告書の作成方法 (2) 省エネ法定期報告書の記入方法 ③算定方法 (調整後排出量)

## 調整後温室効果ガス排出量の調整イメージ





【3】報告書の作成方法 (2) 省エネ法定定期報告書の記入方法 ③算定方法(調整後排出量)

## 調整後温室効果ガス排出量の算定方法 (他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定方法)

【平成30年度排出量を算定する場合】

- メニュー別排出係数を公表しない電気事業者(A社)から電気の供給を受けている場合

電気の使用に伴う <b>基礎排出量</b> (tCO <sub>2</sub> )	=	平成30年度のA社からの 電気使用量(kWh)	×	A社の <b>電気事業者別基礎排出係数</b> [平成29年度実績] (tCO <sub>2</sub> /kWh) <sup>※1</sup>
電気の使用に伴う <b>調整後排出量</b> (tCO <sub>2</sub> ) <sup>※1</sup>	=	平成30年度のA社からの 電気使用量(kWh)	×	A社の <b>電気事業者別調整後排出係数</b> [平成29年度実績] (tCO <sub>2</sub> /kWh) <sup>※1</sup>

※1: 平成29年度実績の電気事業者別排出係数は、平成30年12月に公表されています。

なお、平成29年度から小売供給を開始した電気事業者については、平成28年度実績とみなす排出係数となっています。これらの事業者の平成29年度実績の排出係数(一部、平成29年度実績とみなすものを含む。)は、令和元年7月頃に更新予定です。また、平成30年度から小売供給を開始した電気事業者の電気事業者別排出係数は、令和元年7月頃に公表予定です。

- メニュー別排出係数を公表する電気事業者(B社)から電気の供給を受けている場合

電気の使用に伴う <b>基礎排出量</b> (tCO <sub>2</sub> )	=	平成30年度のB社からの 電気使用量(kWh)	×	B社の <b>電気事業者別基礎排出係数</b> [平成29年度実績] (tCO <sub>2</sub> /kWh) <sup>※1</sup>
電気の使用に伴う <b>調整後排出量</b> (tCO <sub>2</sub> ) <sup>※2</sup>	=	平成30年度のB社からの 電気使用量(kWh)	×	B社の <b>メニュー別排出係数</b> [平成30年度実績] (tCO <sub>2</sub> /kWh) <sup>※3</sup>

※2: B社から供給を受けている料金メニューに応じたメニュー別排出係数ごとに算定します。

※3: 平成30年度実績のメニュー別排出係数は、令和元年7月頃に公表予定です。

【3】報告書の作成方法 (2) 省エネ法定定期報告書の記入方法 ③算定方法(調整後排出量)

## 調整後温室効果ガス排出量の算定方法 (国内認証排出削減量、海外認証排出削減量)

- 国内認証排出削減量の種類は次の4種類、海外認証排出削減量の種類は次の1種類です。

国内:国内クレジット、オフセット・クレジット(J-VET)、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量、J-クレジット  
海外:JCMクレジット

- 調整後排出量を報告する年度の前年度に無効化したクレジットを、調整後排出量に反映して報告することができます。

(例) 令和元年度における調整後排出量の報告(報告期限は令和元年7月末日)

=平成30年度中に無効化等した国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の量を用いて調整

- 排出量を報告する年度の6月末までに無効化した国内認証排出削減量・海外認証排出削減量の量は、当該年度又は当該年度の翌年度のどちらか一方で、報告可能です。

- 他の者が無効化した国内認証排出削減量・海外認証排出削減量については、当該他の者が自らの代わりに無効化したことに同意している場合は、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができます。(同意があることを確認する書類の提出が必要です。)

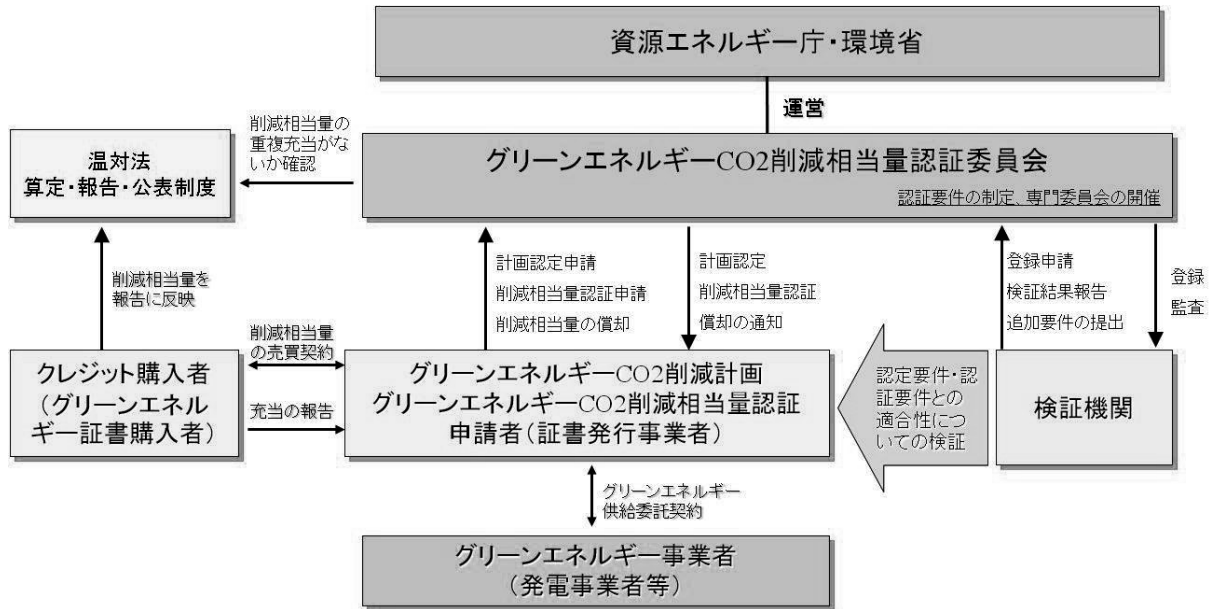
- 自らの温室効果ガスの排出の抑制に係る国内認証排出削減量を他者へ移転した場合は、調整後温室効果ガス排出量の調整において、当該量を加算します。(※代理無効化含む)

- 電気事業者が調整後排出係数の算出に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量は、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることはできません。

参考

## グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度の概要

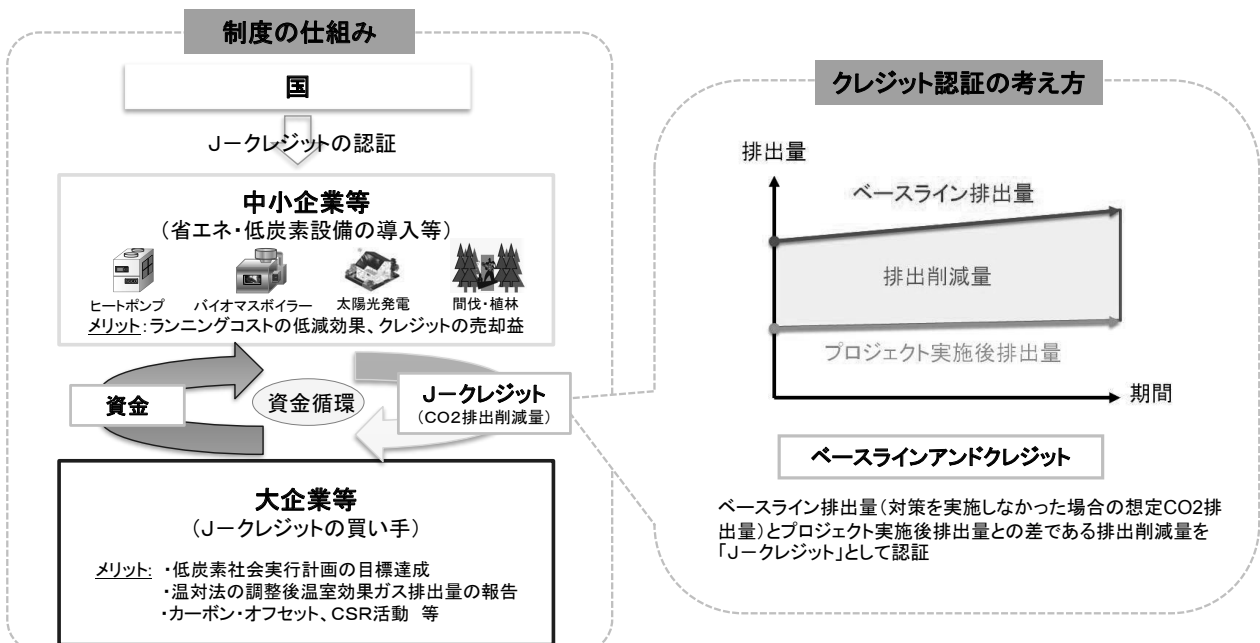
- グリーンエネルギー証書は、再生可能エネルギー設備から生じた電気・熱そのものと、「環境にやさしいエネルギーである」という環境価値とを切り離して考え、後者を証書化し取引に用いることを可能とする制度。
- 再生可能エネルギー事業者にとっては証書の販売益を設備等の投資回収に充てることができ、証書を購入する企業にとっては再生可能エネルギー設備を有していなくとも自社の電力等が環境に優しいものであることを対外的にPRすることが可能。
- 信頼性・厳格性を確保するために、国が運営する委員会においてCO<sub>2</sub>削減相当量の認証等を行う。



参考

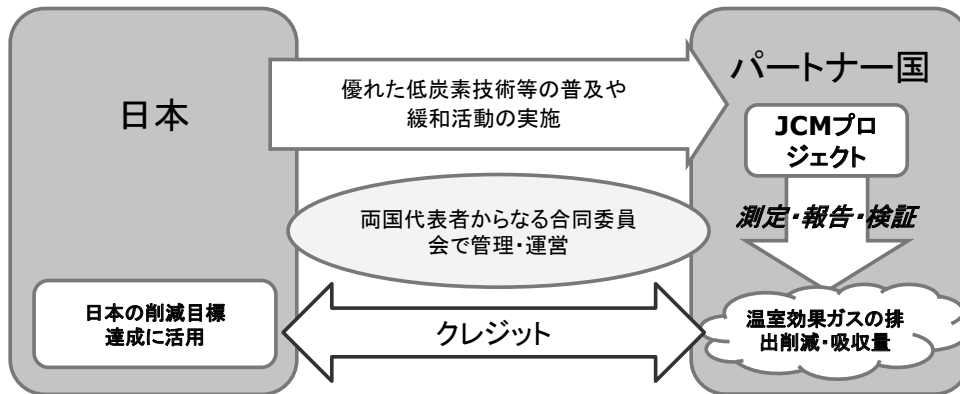
## 「J-クレジット制度」の概要

- J-クレジット制度は、中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、平成25年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 本制度により、中小企業等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。



## 二国間クレジット制度（JCM）の概要

- 優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献。
- 温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用。
- 地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



### 署名国(17カ国)

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン

### 【3】報告書の作成方法 (2) 省エネ法定定期報告書の記入方法 ④定期報告書の記入方法 定期報告書の記入方法 (特定-第12表 又は 認定-第5表)

項目	記入内容等	記入例掲載頁
【特定-第12表】又は【認定-第5表】	1 ★ 事業者全体及び事業分類ごとにエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量を記入。 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く)	73 (80)
	2 [電気事業の発電所又は熱供給事業の熱供給施設を設置している事業者のみ] ○ 燃料の使用に伴って発生するCO <sub>2</sub> 排出量を記入。 (他人への電気又は熱の供給に係るものを含む)	74 (81)
	3 ★ 調整後排出量を記入。	74 (81)
	4 ★ 他人から供給された電気の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量の算定に用いた下記の排出係数をそれぞれ記入。 ・4の1:基礎排出係数(電気事業者別基礎排出係数) ・4の2:調整後排出係数(電気事業者別調整後排出係数 又は メニュー別排出係数)	75 (82)
	5 [温対法の政省令で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いてエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量を算定した事業者のみ] ○ エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量算定に用いた算定方法又は係数の内容を記入。	76 (83)
	6 [調整後排出量の調整において国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を用いた事業者のみ] ○ 調整に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量の内容を記入。	77~79 (84~86)
	7 ★ 次の事項について、それぞれ有 又は 無を選択。 ・権利利益の保護に係る請求 ・関連情報の提供	79 (86)

※★の項目: 全ての事業者が記入 ○の項目: [ ]内に該当する事業者が記入 記入例掲載頁の( ): 認定-第5表

【3】報告書の作成方法 (2) 省エネ法定定期報告書の記入方法 ④定期報告書の記入方法

定期報告書の記入方法 (指定-第10表)

項目	記入内容等	記入例 掲載頁
【指定-第10表】	1 ★ 当該特定事業所のエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量を記入。 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く)	87
	[電気事業の発電所又は熱供給事業の熱供給施設を設置している特定事業所のみ] ○ 燃料の使用に伴って発生するCO <sub>2</sub> 排出量を記入。 (他人への電気又は熱の供給に係るものを含む)	87
	★ 他人から供給された電気の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量の算定に用いた基礎排出係数(電気事業者別基礎排出係数)を記入。	87
	[温対法の政省令で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いてエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量を算定した特定事業所のみ] ○ エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量算定に用いた算定方法又は係数の内容を記入。	88
	★ 次の事項について、それぞれ有 又は 無を選択。 ・権利利益の保護に係る請求 ・関連情報の提供	88

※ ★の項目: 全ての特定事業所が記入 ○の項目: [ ]内に該当する特定事業所が記入

【3】報告書の作成方法 (2) 省エネ法定定期報告書の記入方法 ④定期報告書の記入方法

定期報告書の記入方法 (特定輸送排出者)

項目	記入内容等	定期報告書の記入箇所					
		特定荷主	認定管理 統括荷主、 管理関係 荷主	特定貨物 輸送事業 者	特定旅客 輸送事業 者	認定管理 統括貨客 輸送事業 者、管理 関係貨客 輸送事業 者	特定航空 輸送事業 者
		様式第30		様式第4	様式第8	様式第13	様式第25
1	★ エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量を記入。	第9表 1	荷主認定 -第3表 1	第9表 1	第9表 1	貨客輸送 事業者認 定第3表 1	第9表 1
2	[温対法の政省令で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いてエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量を算定した事業者のみ] ○ エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量算定に用いた算定方法又は係数の内容を記入。	第9表 2	荷主認定 -第3表 2	第9表 2	第9表 2	貨客輸送 事業者認 定第3表 2	第9表 2
3	★ 次の事項について、それぞれ有 又は 無を選択。 ・権利利益の保護に係る請求 ・関連情報の提供	第9表 3	荷主認定 -第3表 3	第9表 3~4	第9表 3~4	貨客輸送 事業者認 定第3表 3~4	第9表 3~4

※★の項目: 全ての事業者が記入 ○の項目: [ ]内に該当する事業者が記入

## 温対法報告書における報告事項 (エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量等)

### ○温対法報告様式第1 (6.5ガスが報告対象となる場合、必須)

#### (事業者全体)

- ・ エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量(6.5ガス)注 → 【第1表】
- ・ 調整後温室効果ガス排出量 (※6.5ガスのみ報告する事業者が記入) → 【第2表】
- ・ 政省令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数 → 【第4表】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び  
海外認証排出削減量の合計量 (※) → 【第5表の1】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の量(※) → 【第5表の2】
- ・ 調整後排出量の算定に用いた海外認証排出削減量の量(※) → 【第5表の3】

#### (事業所ごと)

- ・ エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量(6.5ガス) → 【別紙第1表】
- ・ 政省令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数 → 【別紙第4表】

注:省エネ法で指定された事業者以外の事業者がエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を報告する場合を含む。この場合は、※の記入は適用しない。

### ○温対法報告様式第1の2(任意)

権利利益の保護の請求を行う場合に提出

### ○温対法報告様式第2(任意)

排出量の増減状況その他の関連情報について提供する場合に提出

## 6.5ガスの算定 (活動区分・対象者・算定方法)

### (1)活動の区分

20ページ参照

### (2)対象者

・次の①及び②の要件を全てみたす者

①算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、事業者の排出量合計がCO<sub>2</sub>換算で3,000トン以上となる事業者

②事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上

・温室効果ガスの種類ごとに排出量がCO<sub>2</sub>換算で3,000トン以上となる事業所(特定事業所)を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告

### (3)算定方法

①温室効果ガスを排出している事業活動の抽出

②活動ごとの排出量の算定\*1: 温室効果ガス排出量(tガス) = 活動量 × 排出係数

③排出量の合計値の算定:温室効果ガスごとに、②の活動ごとに算定した排出量を合算

④排出量のCO<sub>2</sub>換算値\*2:

$$\text{温室効果ガス排出量(tCO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量(tガス)} \times \text{地球温暖化係数(GWP)}$$

※1: 排出活動ごとの算定方法及び排出係数は、排出係数早見表(47ページ)参照

※2: 地球温暖化係数は、64ページ参照

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ②算定方法 (6.5ガスの算定)

## 排出量算定の対象となる事業活動(1/2)

エネルギー起源二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )
燃料の使用
他人から供給された電気の使用
他人から供給された熱の使用

非エネルギー起源二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造
ソーダ灰の製造
ソーダ灰の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
エチレンの製造
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉を使用した粗鋼の製造
ドライアイスの使用
噴霧器の使用
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

メタン(CH <sub>4</sub> )
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用
電気炉における電気の使用
石炭の採掘
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
原油の精製
都市ガスの製造
カーボンブラック等化学製品の製造
家畜の飼養(消化管内発酵)
家畜の排せつ物の管理
稲作
農業廃棄物の焼却
廃棄物の埋立処分
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

具体的な対象活動、算定方法については環境省Webページに掲載の「対象となる排出活動、算定方法一覧」及び「算定・報告マニュアル」をご覧ください。

(参考)対象となる排出活動、算定方法一覧

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/itiran.pdf>

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ②算定方法 (6.5ガスの算定)

## 排出量算定の対象となる事業活動(2/2)

一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
アジピン酸等化学製品の製造
麻酔剤の使用
家畜の排せつ物の管理
耕地における肥料の使用
耕地における農作物の残さの肥料としての使用
農業廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

ハイドロフルオロカーボン(HFC)
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造
ハイドロフルオロカーボン(HFC)の製造
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入
業務用冷凍空調機器の使用開始におけるHFCの封入
業務用冷凍空調機器の整備におけるHFCの回収及び封入
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用
噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入
噴霧器の使用
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFCの使用
溶剤等の用途へのHFCの使用

パーフルオロカーボン(PFC)
アルミニウムの製造
パーフルオロカーボン(PFC)の製造
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用
溶剤等の用途へのPFCの使用

六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )
マグネシウム合金の製造
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )の製造
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF <sub>6</sub> の封入
変圧器等電気機械器具の使用
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF <sub>6</sub> の回収
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF <sub>6</sub> の回収
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF <sub>6</sub> の使用

三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )の製造
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるNF <sub>3</sub> の使用

具体的な対象活動、算定方法については環境省Webページに掲載の「対象となる排出活動、算定方法一覧」及び「算定・報告マニュアル」をご覧ください。

(参考)対象となる排出活動、算定方法一覧

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/itiran.pdf>

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ③-1 算定方法 (非エネCO<sub>2</sub>の一例)

## 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>基礎排出量の算定

(廃棄物の焼却及び製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用) (1/2)

(1) 活動の概要と排出形態

- ① 廃棄物を焼却(熔融炉、還元炉、油化施設、乾留炉等での熱処理も含む。)することにより、廃棄物中の炭素が酸化されCO<sub>2</sub>として排出されます。
  - ② 廃棄物を製品の製造のために使用することにより、廃棄物中の炭素が酸化されCO<sub>2</sub>として排出されます。
  - ③ 廃棄物燃料の使用に伴い、廃棄物燃料中の炭素が酸化されCO<sub>2</sub>として排出されます
- ① 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>の算定対象となる廃棄物の種類は以下のとおりです。(下記以外のものは算定対象外です)

1	廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く)
2	合成繊維
3	廃ゴムタイヤ
4	2、3以外の廃プラスチック類(産業廃棄物に限る)
5	2、3、4以外の廃プラスチック類(一般廃棄物中のプラスチック)
6	ごみ固形燃料(RPF)
7	ごみ固形燃料(RDF)

- ② 「製品の製造の用途への使用」とは以下のとおりです。(下記以外の用途は算定対象外です。)

- ・廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用すること
- ・廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用すること
- ・廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用すること

- ③ 「廃棄物燃料」とは以下の4種類をいいます。

廃油(植物性及び動物性のものを除く。)から製造される燃料油	RPF
廃プラ類から製造される燃料油(※自ら製造するものを除く。)	RDF(RPF及び動物性・植物性の物のみを原料とするものを除く。)

※自ら製造する行為が廃棄物の「焼却」に該当し、そこで算定をする(①で算定する)ため、使用時の算定は不要です。

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ③-1 算定方法 (非エネCO<sub>2</sub>の一例)

## 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>基礎排出量の算定

(廃棄物の焼却及び製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用) (2/2)

(2) 算定式

- ①及び② 廃棄物の焼却及び製品の製造の用途への使用

$$\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{廃棄物の種類ごとに}) \text{廃棄物の焼却量もしくは製品の製造の用途への使用量 (t)} \\ \times \text{単位焼却・使用量当たりのCO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{/t)}$$

- ③ 廃棄物燃料の使用

$$\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{廃棄物燃料の種類ごとに}) \text{使用量 (kl 又は t)} \\ \times \text{単位使用量当たりのCO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{/kl 又は tCO}_2\text{/t)}$$

(3) 活動量

活動量は、廃棄物の焼却量、廃棄物の製品の製造の用途への使用量、廃棄物燃料の使用量です。

※「廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO<sub>2</sub>」について

「①のうち廃棄物を化石燃料の代替燃料として使用している場合」+ ②+ ③ の排出量については、他の非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量とは区分して算定・報告を行います。  
(報告様式では別途記入欄が設けられています)

(注) 廃棄物処理の際の熱回収(廃熱を利用した廃棄物発電等)は該当しません。

## メタン、一酸化二窒素基礎排出量の算定 (燃焼施設における燃料の使用)

### (1) 活動の概要と排出形態

- 燃料の燃焼に伴い、燃料中の炭素の一部が不完全燃焼してCH<sub>4</sub>が排出されます。
- 燃料中の窒素を含む揮発成分と、燃焼によって生じた一酸化窒素の反応などによってN<sub>2</sub>Oが排出されます。
- 対象施設の区分は大気汚染防止法におけるばい煙発生施設の区分に準じていますが、ガスの種類によって対象施設が異なる場合があります。

### (2) 算定式

CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oのそれぞれの温室効果ガスについて、

ガス排出量(tガス)

$$\begin{aligned} &= (\text{施設の種類及び燃料の種類ごとに}) \text{燃料使用量} (t, \text{kl}, 1,000\text{Nm}^3) \\ &\quad \times \text{単位発熱量} (\text{GJ/t}, \text{GJ/kl}, \text{GJ}/1,000\text{Nm}^3) \\ &\quad \times \text{単位発熱量当たり排出量} (t\text{ガス}/\text{GJ}) \end{aligned}$$

### (3) 活動量

- 活動量は、燃焼施設における燃料の使用量です。
- 排出係数が施設ごと及び燃料の種類ごとに異なるため、施設ごとの活動量を把握する必要があります。
- エネルギー起源CO<sub>2</sub>と異なり、燃料には化石燃料の他、バイオマス燃料等も対象です。

## メタン、一酸化二窒素基礎排出量の算定 (工場廃水の処理)

### (1) 活動の概要と排出形態

工場廃水の処理に伴いCH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oが排出されます。

### (2) 算定式

CH<sub>4</sub>排出量(tCH<sub>4</sub>)

$$\begin{aligned} &= \text{工場廃水処理施設流入水に含まれるBODで表示した汚濁負荷量} (\text{kgBOD}) \\ &\quad \times \text{単位BOD当たりの工場廃水処理に伴う排出量} (t\text{CH}_4/\text{kgBOD}) \end{aligned}$$

N<sub>2</sub>O排出量(tN<sub>2</sub>O) = 工場廃水処理施設流入水中の窒素量(tN)

$$\times \text{単位窒素量当たりの処理に伴う排出量} (t\text{N}_2\text{O}/t\text{N})$$

※BOD(Biochemical Oxygen Demand) = 生物化学的酸素要求量

### (3) 活動量

活動量は、それぞれ、工場廃水処理施設流入水に含まれるBODで表示した汚濁負荷量、窒素量です。

### (4) 備考

処理の方法によらず廃水処理を行っていれば算定の対象となります。



【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ③-3 算定方法 (HFC,PFC,SF<sub>6</sub>,NF<sub>3</sub>)

## HFC,PFC,SF<sub>6</sub>,NF<sub>3</sub>基礎排出量の算定 (HFC,PFC,SF<sub>6</sub>,NF<sub>3</sub>の対象と基本的な算定方法)

- 対象ガス
- 対象となる温室効果ガス及び地球温暖化係数(GWP)
- ・ハイドロフルオロカーボン(HFC)類  
(合計19種の化学物質)  
: HFC合計3,000tCO<sub>2</sub>以上
  - ・パーフルオロカーボン(PFC)類  
(合計9種の化学物質)  
: PFC合計3,000tCO<sub>2</sub>以上
  - ・六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)  
: それぞれ3,000tCO<sub>2</sub>以上
  - ・三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)  
: それぞれ3,000tCO<sub>2</sub>以上

温室効果ガス		地球温暖化係数
HFC	HFC-23	14,800
	HFC-32	675
	HFC-41	92
	HFC-125	3,500
	HFC-134	1,100
	HFC-134a	1,430
	HFC-143	353
	HFC-143a	4,470
	HFC-152	53
	HFC-152a	124
	HFC-161	12
	HFC-227ea	3,220
	HFC-236fa	9,810
	HFC-236ea	1,370
	HFC-236cb	1,340
	HFC-245ca	693
	HFC-245fa	1,030
	HFC-365mfc	794
	HFC-43-10mee	1,640
PFC	PFC-14	7,390
	PFC-116	12,200
	PFC-218	8,830
	ハ-フルオロクロロカーボン	17,340
	PFC-31-10	8,860
	PFC-c318	10,300
	PFC-41-12	9,160
	PFC-51-14	9,300
	PFC-91-18	7,500
SF <sub>6</sub>		22,800
NF <sub>3</sub>		17,200

いずれも当該ガスを排出した場所を管理・運営している事業者が算定・報告します。

○基本的な算定方法

1. 活動の種類ごとに個々の化学物質(HFC-23等)ごとの排出量を求めます。
2. 個々の化学物質ごとに地球温暖化係数(GWP)を乗じてCO<sub>2</sub>の単位に換算します。
3. ガスの種類(HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>)ごとに合算します。

【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ③-3 算定方法 (HFC,PFC,SF<sub>6</sub>,NF<sub>3</sub>)

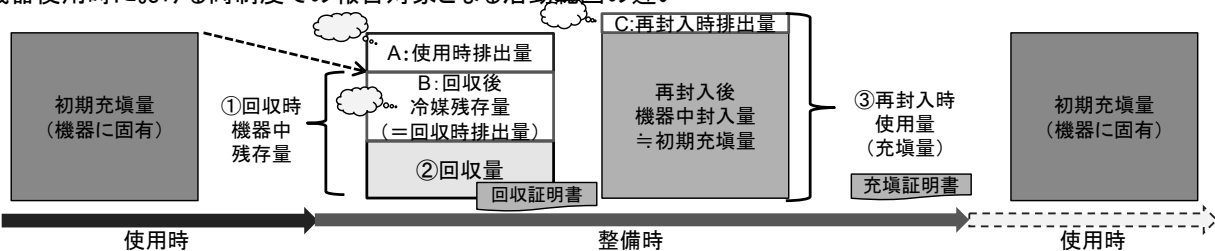
〈参考〉フロン類算定漏えい量報告・公表制度における算定漏えい量との関係

○関連する制度として、業務用冷凍空調機器から一定以上のHFCを含むフロン類の漏えいを生じさせた場合、管理する機器からのフロン類の漏えい量を国に対して報告させる「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」がフロン排出抑制法により定められています。

○本制度とは、対象となる冷媒・活動の種類や範囲、報告者や報告基準に以下のような違いがあります。

	フロン類算定漏えい量報告・公表制度	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度
対象冷媒	フロン類(CFC, HCFC, HFC)	HFC
冷媒フロンにおける報告対象となる排出	使用時排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用開始時排出</li> <li>・ 整備時排出</li> <li>・ 廃棄時排出</li> </ul>
報告基準	1,000tCO <sub>2</sub> 以上(フロン類)	3,000tCO <sub>2</sub> 以上(HFC)
報告者	業務用冷凍空調機器の管理者	排出がある場所を管理している事業者
報告対象期間	報告する年の前年度(前年4月～当年3月)	報告する年の前年(前年1月～12月)

機器使用時における両制度での報告対象となる活動範囲の違い



温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

$$\text{排出量} = \text{①回収時機器中残存量} - \text{②回収・適正処理量} + \text{③再封入時使用量} \times \text{④単位使用量当たりの排出量}$$

$$= \text{B: 回収後冷媒残存量 (= 回収時排出量)} + \text{C: 再封入時排出量}$$

フロン類算定漏えい量報告・公表制度

$$\text{算定漏えい量} = \text{③再封入時使用量(充填量)} - \text{②回収量}$$

$$= \text{A: 使用時排出量} + \text{B: 回収後冷媒残存量 (= 回収時排出量)} + \text{C: 再封入時排出量}$$

【3】 報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ④温対法様式第1の記入方法

## 温対法様式第1の記入方法 (特定排出者の報告)

※エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外のいずれかのガスが報告対象となっている場合のみ

項目	記入内容等	記入例 掲載頁	
表紙	★ 必要事項をもれなく記入。	89	
【特定排出者単位の報告】	第1表	★ 事業者全体及び事業分類ごとに排出量を記入。 なお、エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外で報告対象となっているガスについてのみ排出量を記入。	91
	第2表	[省エネ法定期報告書を提出しない特定排出者のみ] ○ 調整後排出量を記入	92
	第3表	<省エネ法定期報告書において報告するため記入不要>	—
	第4表	[温対法の政省令で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いてエネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外の排出量を算定した特定排出者のみ] ○ エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外の排出量算定に用いた算定方法又は係数の内容を記入。なお、エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量に関する事項は記入不要。	94
	第5表	[調整後排出量の調整において国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を用い、かつ省エネ法定期報告書を提出しない特定排出者のみ] ○ 調整に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量の内容を記入。	94 ~ 95
	第6表	[第1表に記入したガスについて事業所ごとに3,000tCO <sub>2</sub> 以上の排出量がある事業所(特定事業所)を設置する特定排出者のみ] ○ 該当する特定事業所の情報を記入。	96

※ ★の項目:様式第1を提出する**全ての特定排出者が記入** ○の項目:[ ]内に該当する特定排出者が記入

【3】 報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ④温対法様式第1の記入方法

## 温対法様式第1の記入方法 (特定事業所の報告)

※エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外のいずれかのガスが報告対象となっている場合のみ。

第6表に記入した事業所ごとに、様式第1(別紙)に必要事項を記入する。

項目	記入内容等	記入例 掲載頁	
(別紙)【特定事業所単位の報告】	別紙表紙	★ 第6表に記入した事業所ごとに、必要事項をもれなく記入。	97
	別紙第1表	★ 当該事業所においてエネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガスのうち排出量が3,000tCO <sub>2</sub> 以上のガスについて排出量を記入。 なお、①,⑩欄は省エネ法定期報告書において報告するため記入不要。	98
	別紙第2表	<省エネ法定期報告書において報告するため記入不要>	—
	別紙第3表	[温対法の政省令で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いてエネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外の排出量を算定した特定事業所のみ] ○ エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外の排出量算定に用いた算定方法又は係数の内容を記入。	99

※ ★の項目:様式第1(別紙)を提出する**全ての特定事業所が記入**  
○の項目:[ ]内に該当する特定事業所が記入

### 【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ⑤権利利益保護に係る請求の方法 権利利益保護に係る請求 (温対法様式第1の2)

#### (1) 概要

- 特定排出者は、報告した排出量情報が公表・開示されることにより、権利利益が害されるおそれがあると考えるときに、権利利益の保護について、事業所管大臣に対し請求することができる。
- 事業所管大臣は、権利利益の侵害についての審査を行い、請求を認めた場合には、合計量のみを通知するなど、排出量情報が逆算されない形で環境大臣及び経済産業大臣に通知する。

#### (2) 請求の方法

- 報告書の提出時に、排出量の報告 (省エネ法定期報告書又は温対法様式第1) に、請求様式(温対法様式第1の2(100ページ参照))を添付して提出

#### (3) 備考

- 請求は、事業者ごと又は特定事業所ごとに行う。
- 権利利益の保護請求の対象となる情報は、
  - ・事業者全体又は特定事業所の基礎排出量(温室効果ガスの種類ごとに請求)
  - ・調整後排出量
  - ・国内認証排出削減量の種類ごとの合計量、海外認証排出削減量の合計量
- 権利利益の保護の請求は、認められない場合もある。

### 【3】報告書の作成方法 (3) 温対法報告書の記入方法 ⑥関連情報の提供方法 関連情報 (温対法様式第2) の提供

#### (1) 趣旨

- 温室効果ガスの排出量に加えて、特定排出者が希望する場合には排出量の増減状況その他の関連情報についても併せて提供することができる。

▶ 各主体の自主的な排出抑制対策の展開、排出の状況に対する国民各界各層の理解の一層の促進を期待。

#### (2) 提供の方法

- 報告書の提出時に提供様式(温対法様式第2(101ページ参照))を添付して提供
- 関連情報としては、次の情報のいずれか又は両方を提供できる。
  - ① 特定排出者全体に係る情報 (事業者ごとに1枚提出可) → 国が公表
  - ② 特定事業所のみに係る情報 (特定事業所ごとに1枚提出可) → 請求に応じて開示

#### (3) 提供できる情報

- ① 報告された排出量の増減の状況に関する情報
- ② 温室効果ガスの排出原単位の増減の状況に関する情報
- ③ 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報
- ④ 温室効果ガスの排出量の算定方法等に関する情報
- ⑤ その他の情報

※①～⑤のうち情報を提供したい事項についてのみ記入する。

なお、記入された事項は公にされますが、製品の広告等に該当する場合は、公にしないこともある。

【3】報告書の作成方法 (4) 報告書記入における留意事項

報告書記入における留意事項(1/2)

項目	該当する記入箇所	間違い例
特定排出者名称	[省]特定-第1表、 認定-第1表 [温]表紙	事業所名が記入
特定排出者番号(コード) [9桁]		誤った番号(特定排出者が所在する自治体の番号など)が記入
特定事業者番号、認定管理統括事業者番号等		誤った番号(エネルギー管理指定工場等指定番号など)が記入
地方公営企業の扱い		(地方自治体(首長部局)とは別事業者として扱う)
エネルギー管理指定工場等指定番号[7桁]	[省]指定-第1表 [温]別紙表紙	同一事業所で、省エネ法定期報告書と温対法報告書とで指定番号が相違、又は温対法報告書に指定番号の記入がない。 誤った番号(特定事業者番号など)が記入
従業員数 (温対法のみ)	[温]表紙	未記入(空欄) 21人未満の数値が記入
主たる事業、 事業コード[4桁]	[省]特定-第12表1、 認定-第5表1 [温]表紙	事業の名称、事業コードが誤記入、定期報告書と温対法報告書で相違
工場等に係る事業、 事業コード[4桁]	[省]特定-第10表 [温]別紙表紙	事業の名称、事業コードが誤記入、定期報告書と温対法報告書で相違

(凡例) [省]: 省エネ法定期報告書様式第9、 [温]: 温対法様式第1

【3】報告書の作成方法 (4) 報告書記入における留意事項

報告書記入における留意事項(2/2)

項目	該当する記入箇所	間違い例
温室効果ガス算定排出量 (全般)	[省]特定-第12表1、 認定-第5表1、 指定-第10表1 [温]第1表、 別紙第1表	極端に多い、又は少ない数値が記入(単位の取り違え等)
	[温]第1表、 別紙第1表	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガスで3,000tCO <sub>2</sub> 未満*1の数値が記入*2
エネルギー起源CO <sub>2</sub> (発電所、熱供給)	[省]特定-第12表2、 認定-第5表2、 指定-第10表2	主たる事業が電気事業又は熱供給業でない事業者(所)で、数値が記入
調整後温室効果ガス排出量	[省]特定-第12表3、 認定-第5表3 [温]第2表	未記入(空欄)
電気の排出係数	[省]特定-第12表4、 認定-第5表4	基礎排出係数と調整後排出係数に同じ数値が記入 (一部電気事業者を除き、基礎排出係数と調整後排出係数とは異なる)
政省令と異なる算定方法の説明	[省]特定-第12表5、 認定-第5表5 指定-第10表4 [温]第4表、 別紙第3表	数値が誤記入
		単位が未記入
		不要な説明の記入(省令値を使って計算したなど) 別表等を添付

\*1: 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>の場合は「②非エネルギー起源CO<sub>2</sub>(③を除く)」及び「③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO<sub>2</sub>」の合計量3,000tCO<sub>2</sub>未満

\*2: 第1表の「特定排出者全体」の欄に3,000tCO<sub>2</sub>未満の数値が記入されている、又は別紙第1表に3,000tCO<sub>2</sub>未満の数値が記入されている。

(凡例) [省]: 省エネ法定期報告書様式第9、 [温]: 温対法様式第1

#### 【4】報告期限及び提出先

## 報告期限と提出先

### (1) 報告の期限

- 特定事業所排出者 : 毎年度7月末日までに報告
- 特定輸送排出者 : 毎年度6月末日までに報告

### (2) 報告先（参考資料「報告書等の提出先」（105ページ）参照）

- 特定排出者が行う事業を所管する大臣あてに報告
- 2以上の事業を行う者は事業を所管する全ての大臣に報告書を提出  
（※同じ報告書を複数の事業所管大臣に提出）

※省エネ法定期報告書については、経済産業大臣及び事業所管大臣の両方に提出  
（荷主を除く特定輸送排出者は、国土交通大臣に提出）

※財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が事業所管大臣の場合は地方支分部局の長あてに報告

※地方公共団体（首長部局）については、経済産業大臣・環境大臣に提出

#### 【4】報告期限及び提出先

## 罰則、省エネ法の定期報告との関係

### (3) 報告に係る罰則

- 報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 20万円以下の過料の罰則
- ※ 省エネ法の報告義務違反が適用される場合は50万円以下の罰金

### (4) 省エネ法の定期報告との関係

- 排出量の報告に係る負担を回避する観点から、以下のとおり、省エネ法定期報告書との併用を認める運用とする。
  - ① エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量のみを報告する場合  
省エネ法定期報告書を使用して報告すれば、温対法の報告とみなす。  
（温対法報告書の提出は不要です。）
  - ② エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの排出量のみを報告する場合  
温対法報告書（温対法様式第1）を提出する。
  - ③ エネルギー起源CO<sub>2</sub>及びそれ以外の温室効果ガスの両方の排出量を報告する場合  
省エネ法定期報告書 及び 温対法報告書を提出する。

【4】報告期限及び提出先

# 提出先、提出書類及び提出期限一覧

報告者			提出先			提出書類						提出期限			
						省エネ法定期報告書							温対法		
						様式第9 (*4)	様式第30	様式第4	様式第8	様式第13	様式第25		様式第1 (排出量等)	様式第1の2 (権利利益)	様式第2 (関連情報)
特定事業所排出者	省エネ法	特定事業者、 特定連鎖化事業者、 認定管理統括事業者、 管理関係事業者	事業所管省庁 (*1,2)	◎							●	※	※	7月 末日	
		上記以外の事業者	事業所管省庁 (*1)								◎	※	※		
特定輸送排出者	省エネ法	特定荷主、 認定管理統括荷主、 管理関係荷主	事業所管省庁 (*1,2)		◎								※	※	6月 末日
		特定貨物輸送事業者	地方運輸局 (*3)			◎							※	※	
		特定旅客輸送事業者	地方運輸局 (*3)				◎						※	※	
		認定管理統括貨客輸送事業者、 管理関係貨客輸送事業者	地方運輸局 (*3)					◎					※	※	
		特定航空輸送事業者	国土交通省						◎				※	※	

【凡例】 ◎:必ず提出、 ●:エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外のガスを報告する義務がある場合は必ず提出、 ※:任意で提出

\*1 事業所管省庁が複数ある場合は全ての事業所管省庁(地方支分部局)へ提出する。

\*2 省エネ法定期報告書様式第9及び様式第30は、事業所管省庁とともに経済産業局へも提出する。

\*3 地方運輸局には運輸監理部を含む。

\*4 省エネ法の特定事業者等において、省エネ法定期報告書様式第21による報告の場合は様式第9に同じ提出先である。

※インターネットを介した電子報告システムによる提出も可能。ただし、様式第1の2を提出する場合を除く。

【5】温室効果ガス排出量の公表方法

## 集計結果の公表及び開示

(1) 公表

- 環境大臣・経済産業大臣は、以下の集計結果を特定排出者全体に係る関連情報と併せて公表する。

【特定事業所排出者】

- ・基礎排出量 (事業者別、業種別)
- ・調整後排出量 (事業者別)

【特定事業所】

- ・基礎排出量 (都道府県別、業種別)

【特定輸送排出者】

- ・基礎排出量 (事業者別)

(2) 開示

- 環境大臣・経済産業大臣は、以下の情報を請求に応じて開示する。

【特定事業所排出者】

(事業者全体)

- ・事業者に関する情報(事業者名、住所、代表者氏名)
- ・事業者において行われる事業
- ・事業者の国内認証排出削減量の種類ごとの合計量、事業者の海外認証排出削減量の種類ごとの合計量

(特定事業所ごと)

- ・特定事業所に関する情報(事業所名、所在地)
- ・特定事業所における温室効果ガスの種類ごとの基礎排出量
- ・特定事業所に係る関連情報

【特定輸送排出者】

- ・事業者に関する情報 (事業者名、住所、代表者氏名)
- ・事業者において行われる事業
- ・エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量
- ・事業者に係る関連情報

## 【6】お問い合わせ先

算定・報告・公表制度に関するご質問は、以下連絡先までお問い合わせください。

### ○地方環境事務所

地方環境事務所	所管都道府県	連絡先
北海道地方環境事務所	北海道	TEL 011-299-1952
東北地方環境事務所	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	TEL 022-722-2873
関東地方環境事務所	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県	TEL 048-600-0815
新潟事務所	新潟県	TEL 025-280-9560
中部地方環境事務所	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県	TEL 052-955-2134
近畿地方環境事務所	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	TEL 06-4792-0703
中国四国地方環境事務所	鳥取県、岡山県	TEL 086-223-1581
広島事務所	島根県、広島県、山口県	TEL 082-511-0006
四国事務所	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	TEL 087-811-7240
九州地方環境事務所	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	TEL 096-322-2411

○環境省地球環境局地球温暖化対策課 … TEL:03-3581-3351(内線7733)

○経済産業省産業技術環境局環境経済室 … TEL:03-3501-1511(内線3453)

## 【6】お問い合わせ先

### 【算定・報告・公表制度Webサイトを開設しています】

算定報告マニュアルのダウンロード、報告書作成支援ツールのご利用、特定排出者コードの検索、排出量情報の集計結果や開示請求の方法などについては、下記Webサイトをご覧ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

算定報告公表制度

検索

「算定報告公表制度」  
と入力して検索

### 【算定・報告・公表制度ヘルプデスクを設置しています】

算定方法や電子報告システムなどに関するお問合せは、今年度においては下記までお願いします。

#### ☆算定・報告・公表制度ヘルプデスク☆

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株)

E-mail: [ghg-helpdesk@mri.co.jp](mailto:ghg-helpdesk@mri.co.jp)

TEL: 03-6858-3539(平日 09:30~17:30、夏季休業期間、9/2及び年末年始を除く)

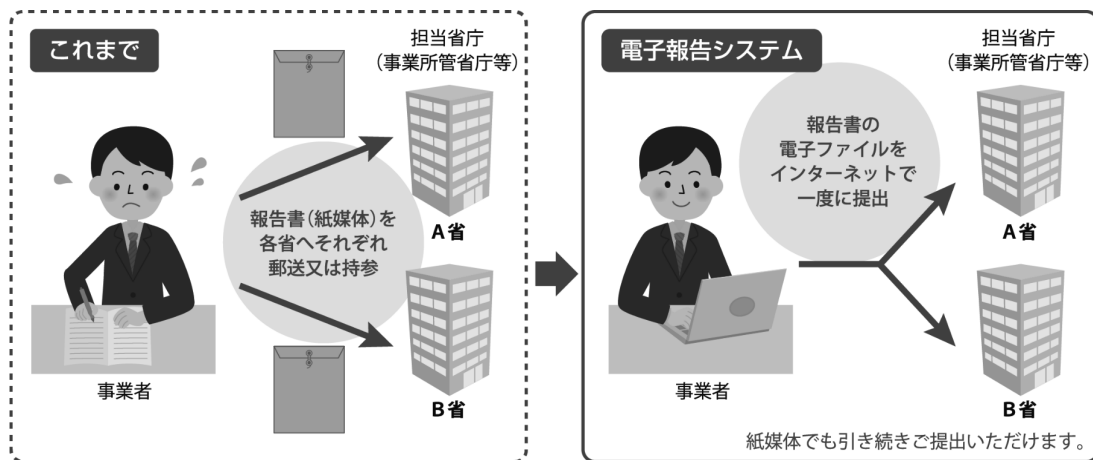
※お問い合わせはできるだけメールでお願いします。

(本ヘルプデスクの業務は、環境省からエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社に委託しています。)

## 【7】省エネ法・温対法電子報告システム

### 省エネ法・温対法電子報告システムとは

省エネ法及び温対法に関する各種届出書や報告書を、インターネット上で提出することができる全省庁共通のシステムです。



※電子報告システムの登録及び利用には費用はかかりません。ぜひご利用をお願いします。

### 電子報告システム利用のメリット (1/2)

	これまでの紙の提出では・・・	電子報告システムを使うと・・・
報告書提出に伴う作業の低減	紙の報告書の郵送又は窓口へ持参する必要がある。  事業内容によっては複数の事業所管省庁へそれぞれ郵送又は窓口へ持参する必要がある。	→ システム上で提出が完了するため <u>紙での提出は不要</u> です。  → 複数の省庁にも <u>一回の操作で一括提出が可能</u> です。
差戻し項目・回数の低減	入力ミス等により何度も事業所管省庁から差戻しを受けることがある。	→ システムによる形式チェックにより <u>提出前に入力ミス等の検出が可能</u> なため、差戻しの項目数や回数の減少につながります。



# 電子報告システム利用のメリット (2/2)

それ以外にも、以下に示すようなメリットがあります。

## ■過年度報告内容の確認

- ✓ 本システムで提出した報告書について、直近5年度分の報告内容を確認することが可能です。

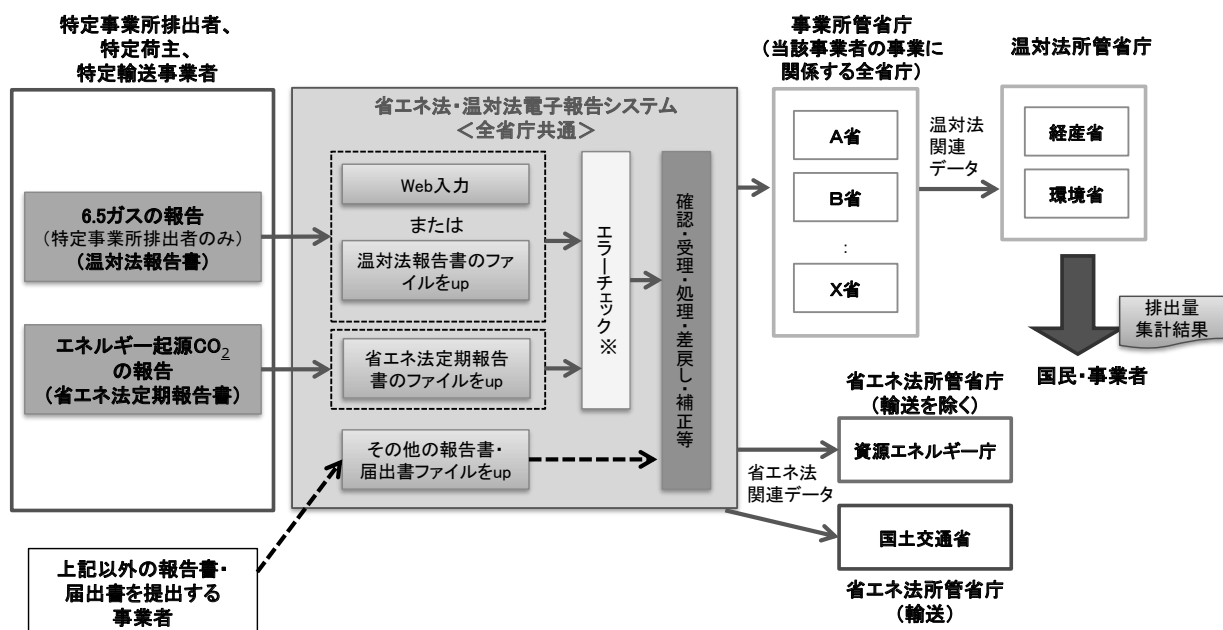
## ■多様な届出書・報告書の提出が可能

- ✓ 省エネ法定期報告書や温対法報告書に加えて、省エネ法に関する各種届出書等の書類が提出可能（提出可能な書類一覧は**32ページ**）です。

## ■ 報告書処理状況の確認

- ✓ 提出した報告書の省庁での処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム上で確認可能です。

## システムの全体概要



※エラーチェックは温対法に関係する部分のみ実施します。省エネ法・温対法電子報告システムから提出した過年度データのある場合には、比較チェックも実施します。

# 対象とする報告書等

## ■ 対象とする報告書等

本システムは省エネ法及び温対法に係る以下の報告書等を扱います。

省エネ法（特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者）	
特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者	○定期報告書 ○中長期計画書
届出書を提出する事業者	○エネルギー使用状況届出書 ○特定事業者、特定連鎖事業者指定取消申出書 ○管理統括者、管理企画推進者兼任承認申請書 ○管理統括者、管理企画推進者選任解任届出書 ○指定工場等指定取消申出書 ○管理者、管理員兼任承認申請書 ○管理者、管理員選任解任届出書 ○認定管理統括事業者に係る認定申請書 ○連携省エネルギー計画認定申請書 ○連携省エネルギー計画変更申請書 ○連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書 ○連携省エネ実施の非特定事業者定期報告書 ○確認調査報告書
省エネ法（特定荷主又は認定管理統括荷主）	
特定荷主又は認定管理統括荷主	○定期報告書 ○中長期計画書
届出書を提出する事業者	○貨物の輸送量届出書 ○特定荷主指定取消申出書 ○認定管理統括荷主に係る認定申請書 ○荷主連携省エネルギー計画認定申請書 ○荷主連携省エネルギー計画変更申請書 ○荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書 ○連携省エネ実施の非特定荷主定期報告書
温対法関連	
特定排出者	○温対法報告書（様式第1、様式第2）
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	
特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者	○定期報告書 ○中長期計画書
届出書を提出する事業者	○輸送能力届出書 ○特定輸送事業者指定取消申出書 ○認定管理統括貨客輸送事業者に係る認定申請書 ○連携省エネルギー計画認定申請書 ○連携省エネルギー計画変更申請書 ○連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書 ○連携省エネ実施の非特定事業者定期報告書

※温対法報告書 様式第1の2「権利利益の保護に係る請求書」は本システムでは報告できません。

権利利益の保護に係る請求を行う場合は、電子報告ではなく、全ての報告書を紙媒体で窓口へ郵送又は持参してください。

# システムの利用環境

本システムはWebシステムとして実装しております。

利用者は、PC端末に特別なアプリケーションをインストールすることなく、Internet Explorerなどの標準ブラウザやMicrosoft Office、Adobe Readerなどの一般的なミドルウェアのみでシステムを利用できます。

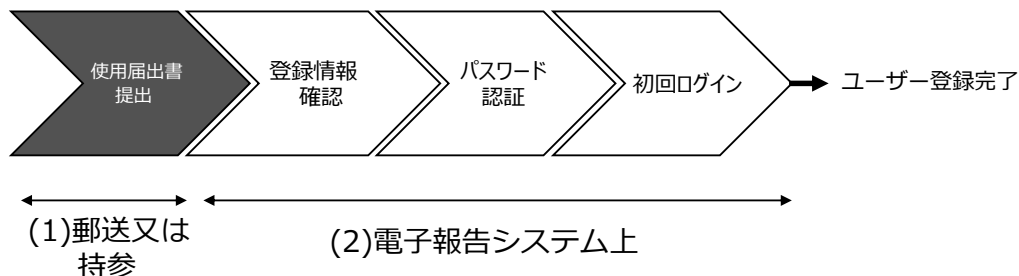
## ■ 推奨するPC利用環境

・ CPU	: 2GHz 以上
・ メモリ	: 2GB 以上
・ HDD	: 10GB 以上
・ ディスプレイ	: (内蔵) 14 インチ、解像度 : 1,366×768 ドット以上 (外部) 19 インチ、解像度 : 1,280×1024 ドット以上
・ OS	: Windows 7 (32bit, 64bit) 以降
・ ブラウザ	: Internet Explorer 11 Google Chrome 74.0.3729.131
・ その他	: Microsoft Office 2010、Adobe Reader DC以降

# システムのユーザー登録方法（1/7）

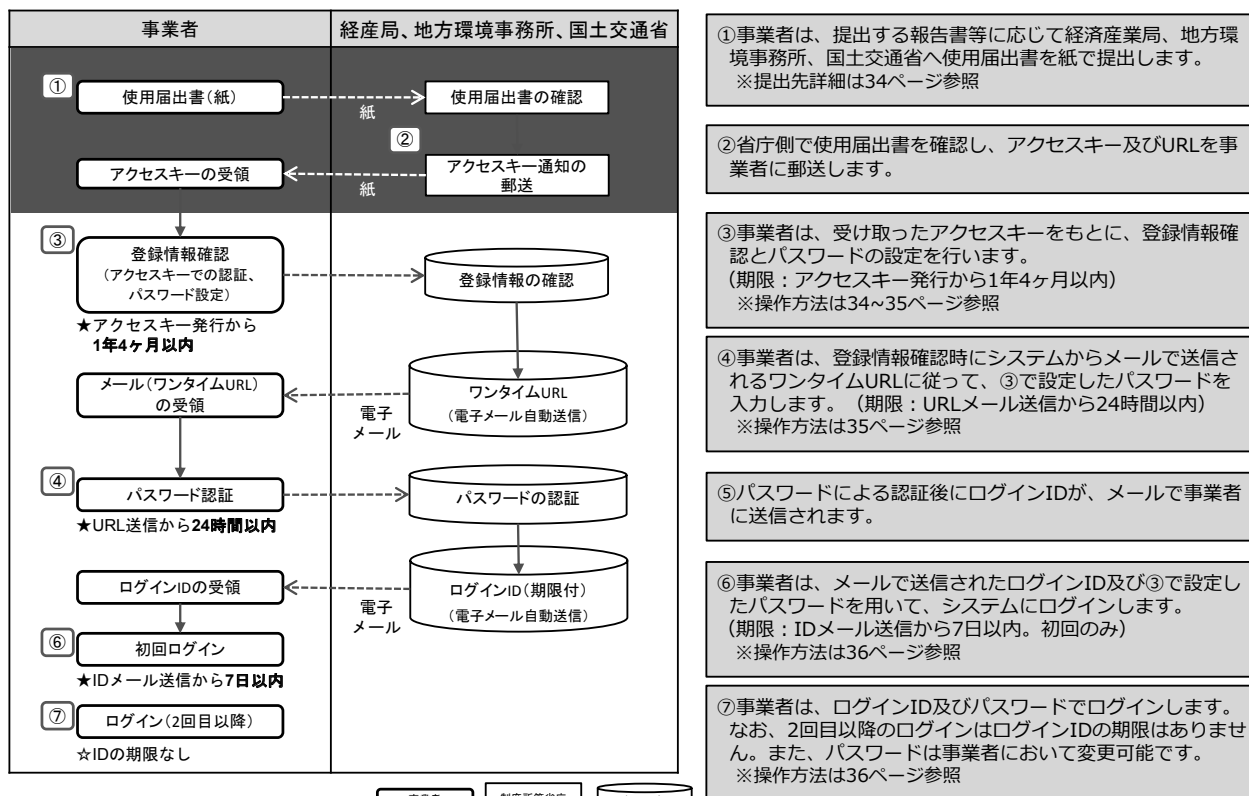
システムへのユーザー登録に当たっては、(1)郵送又は持参による手続きと、(2)電子報告システム上の手続き※が必要となります。

※システムからのメール受信も含む



# システムのユーザー登録方法（2/7）

## ■ 事業者による利用申請～ログイン（業務フロー）



# システムのユーザー登録方法（3/7）

## ■ 使用届出書の提出（33ページ 業務フロー①）

使用届出書の届出先及び届出様式は、電子報告を行う事業者の種類に応じて異なります。

対象事業者		届出様式	届出先（*1）
省エネ法	特定事業者、特定連鎖化事業者、 認定管理統括事業者、 特定荷主 又は 認定管理統括荷主	省エネ法様式第43 （*2）	経済産業局
	特定輸送事業者 又は 認定管理統括貨客輸送事業者	省エネ法様式第27 （*3）	国土交通省又は 地方運輸局
温対法	特定排出者 （エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス のみを報告する事業者）	温対法様式第4 （*3,*4）	経済産業局又は 地方環境事務所

- \*1：経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局は、事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局となります。また、いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。
- \*2：e-Gov電子申請システムの使用届出と共通様式となります。経済産業省へ省エネルギー法定期報告書等を提出するために、e-Gov電子申請システムのID番号を既に有している場合は、ID番号の付与を受けた経済産業局窓口に相談ください。
- \*3：省エネルギー法（特定事業者、特定連鎖化事業者又は特定荷主）による電子報告の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。
- \*4：省エネルギー法（特定輸送事業者）による電子報告の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。

※フロン法電子報告システムのIDを既にお持ちの事業者は、別紙様式を併せて提出いただければ、フロン法電子報告システムと同じID・パスワードを省エネ法・温対法電子システムでも使用することができます。（上表の中列に示す使用届出様式（省エネ法様式第43、同様式第27又は温対法様式第4のいずれか）と別紙様式の2種類をご提出下さい。）

# システムのユーザー登録方法（4/7）

## ■ 登録情報確認（33ページ 業務フロー③）

ユーザ情報管理：利用申請

アクセス情報入力

アクセスキー

<半角文字10文字まで>

特定排出者番号

<半角数字9文字まで>

郵送で受領したURLから**利用申請確認画面**※にアクセスの上、アクセスキーと特定排出者番号を入力し、「**利用申請確認画面へ**」ボタンを押下します。  
※ログイン画面のURLとは異なります。

アクセスキーと特定排出者番号を入力して「利用申請確認画面へ」ボタンを押してください。

利用申請確認画面へ

特定排出者番号は、温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」ウェブサイト上から「特定排出者コード検索」により事業者ごとの番号を確認の上、9桁の番号を入力してください。

<温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度  
特定排出者コード検索>  
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

本操作は有効期限内(アクセスキー発行後**1年4ヶ月以内**)に行ってください。

次頁へ

# システムのユーザー登録方法（5/7）

## ■ 登録情報確認（続き）

ユーザー情報管理: 利用申請確認

アクセス情報		アクセスキー	J+vT9Ld3VI
ユーザー情報入力			
ユーザー種別	事業者		
特定排出者コード	100000009		
特定事業者番号(特定連鎖化事業者番号)	※省エネ法(特定事業者-特定連鎖化事業者)のみ	2000005	<全角数字7文字以内> 本事項を修正する場合には、電子申請使用の事前届出を行った窓口で電子情報処理組織使用変更届出書の提出が必要です。
特定商主番号	※省エネ法(特定商主)のみ	300005	<全角数字6文字以内>
特定輸送事業者指定番号	※省エネ法(特定輸送事業者)のみ	4000000005	<全角数字10文字以内>
事業者名	事業者名2 <全角50文字以内> 本事項を修正する場合には、電子申請使用の事前届出を行った窓口で電子情報処理組織使用変更届出書の提出が必要です。		
事業者名(ふりがな)	じょうしゃめい <全角50文字以内> 本事項を修正する場合には、電子申請使用の事前届出を行った窓口で電子情報処理組織使用変更届出書の提出が必要です。		
都道府県名	東京都 本事項を修正する場合には、電子申請使用の事前届出を行った窓口で電子情報処理組織使用変更届出書の提出が必要です。		
郵便番号	100-0002 <半角数値3-4文字> 例: 123-4567 本事項を修正する場合には、電子申請使用の事前届出を行った窓口で電子情報処理組織使用変更届出書の提出が必要です。		
メールアドレス	<全角254文字以内> 例: aaa@aa.jp		
パスワード	パスワード(※確認用)		

入力したユーザー情報をご確認頂き、修正・追加する必要がある場合は入力してください。よろしければ、「利用者申請完了画面へ」ボタンを押してください。また、登録内容を再修正する場合は、ログインID取得後にログイン後のメニューより行えます。

**【利用申請確認】** 画面で登録内容を確認するとともにパスワードを設定します。また、必要に応じて担当者等を追加します。

**パスワードは、大文字・小文字・数字・記号を含む8文字以上で設定してください。**

利用者申請完了画面へ

# システムのユーザー登録方法（6/7）

## ■ パスワード認証（33ページ 業務フロー④）

温室効果ガス排出量 電子申請システム

(1)登録情報確認が完了すると、システムから事業者宛にメールが送信されます。メールに記載されているワнтаイムURLを押下すると、【ワнтаイムURL】画面が開きます。

ワнтаイムURL

パスワード入力

パスワード <半角英数字10文字まで>

パスワードを入力し、「ログインID発行」ボタンを押して下さい。ご登録されているメールアドレスへ、発行されたログインIDが送信されますので、ご確認の上、TOP画面よりログインを行って下さい。

ログインID発行

(2)利用申請確認画面で設定したパスワードを入力します。

(3)ログインID発行ボタンを押下します。

本操作はワнтаイムURLの有効期限内（URL送信から24時間以内）に行ってください。

- パスワードによる認証が完了すると、システムから事業者宛に「ログインID」をお知らせするメールが送信されます。
- メールに記載されたログインIDと、利用申請確認画面で設定したパスワードを用いてシステムにログインします。

初回のログインは有効期限内（メール受信後7日以内）に行ってください。

# システムのユーザー登録方法（7/7）

## ■ ログイン（33ページ 業務フロー⑥、⑦）

温室効果ガス排出量 電子申請システム

**ログイン**

本システムの稼働時間は7:30～23:00です。

ログインID

パスワード

キャプチャ認証

パスワードを忘れた場合は、電子申請使用の事前届出を行った窓口へ連絡してください。

**新着情報**

**関連情報**

メンテナンスの予告などの案内情報を表示します。

関連WebサイトのURLや本システムの操作説明書を掲示します。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/summary](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/proc](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/proc)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/ninushi/document.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/document.html)  
[http://www.mlit.go.jp/sojoseisaku/environment/sosei\\_environment\\_tk\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/sojoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/proc/pdf/140422teiki\\_kinyuyouyou.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/proc/pdf/140422teiki_kinyuyouyou.pdf)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/proc/pdf/teiki\\_sakusei\\_point\\_v2\\_0.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/proc/pdf/teiki_sakusei_point_v2_0.pdf)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/ninushi/pdf/teikihokoku\\_vorvo.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/pdf/teikihokoku_vorvo.pdf)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/004/001/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/001/)

(1)ログインIDを入力します。

(2)利用申請確認画面で設定したパスワードを入力します。

(3)キャプチャ認証欄に画像表示されている文字を入力します。  
(左図の例では、4b68c)

※画像で表示されるのは、5文字の英数字です。わかりにくい時は、画面を更新してください。

(4)ログインボタンを押下します。

ログイン成功時、トップ画面に遷移します。  
**※5回連続してログインに失敗すると、アカウントロック状態になります。解除するには、使用届出書を提出した窓口への連絡が必要です。**

## メール送信について

### ■ システムから自動送信されるメールは以下のとおりです。

No	メール種類	操作	宛先
1	ワンタイムURL	事業者による利用申請	事業者
2	ログインID	事業者による利用申請	事業者
3	アカウントロック解除	制度所管課室によるアカウントロック解除	解除されたユーザ
4	報告書提出	事業者(または登録調査機関)による報告書提出	事業者(または登録調査機関)
5	受理	省庁による報告書受理	事業者(または登録調査機関)
6	差戻し	省庁による報告書差戻し	事業者(または登録調査機関)
7	補正	事業者(または登録調査機関)、省庁による報告書補正	事業者(または登録調査機関)

メールの種類によって、以下の宛先にシステムから自動で送信されます。

- ・ No.1～2 【ユーザ情報詳細】 画面に入力されている「主担当者」
- ・ No.3～7 【ユーザ情報詳細】 画面に入力されている「主担当者」、「担当者1」～「担当者5」

# お知らせ表示について

- お知らせ表示される内容は以下のとおりです。

No	お知らせ種類	操作	表示先
1	受理	省庁による報告書受理	事業者(または登録調査機関)
2	差戻し	省庁による報告書差戻し	事業者(または登録調査機関)
3	補正	事業者(または登録調査機関)、省庁による報告書補正	事業者

## お問合せ先

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関するヘルプデスクにおいて、電子報告システム全般（操作方法等）に関するご質問に対応いたしますのでご利用ください。

- 算定・報告・公表制度ヘルプデスク

E-mail : [ghg-helpdesk@mri.co.jp](mailto:ghg-helpdesk@mri.co.jp)

TEL : 03-6858-3539

(平日 09:30~17:30、夏季休業期間、9/2及び年末年始を除く)

※ご質問をより正確にお伺いするために、できるだけメールにてお問合せをお願い致します。

本ヘルプデスクの業務は、環境省からエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社に委託し実施しております。

※アクセスキーの再発行及びアカウントロックの解除については、38ページに記載の窓口までお問合わせください。

- Q&A (算定・報告・公表制度及び省エネ法・温対法電子報告システム)

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/qa>

- 省エネ法・温対法電子報告システム 操作説明書

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

# お問合せ先

また、ユーザ登録（アクセスキーの発行等）・アカウントロック解除については以下の窓口までご連絡ください。

対象事業者	お問合せ先	連絡先記載URL
温対法（特定排出者）	経済産業局 又は 地方環境事務所	<a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions</a>
省エネ法 （特定事業者、特定連鎖事業者、 認定管理統括事業者、特定荷主 又は認定管理統括荷主）	経済産業局	
省エネ法 （特定輸送事業者又は 認定管理統括貨客輸送事業者）	地方運輸局	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000002.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000002.html</a>

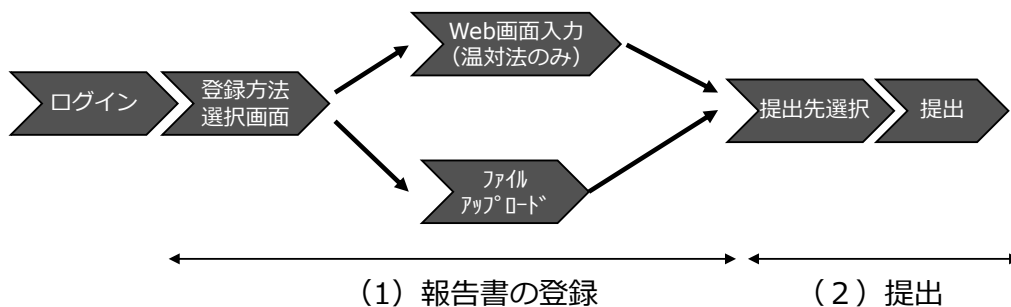
## 参考資料 （報告書提出方法等）

操作方法の詳細は省エネ法・温対法電子報告システム操作説明書をご参照ください。  
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>



# 報告書提出の流れ

- 電子報告システムを利用した報告書の提出は、(1)報告書の登録及び(2)提出の2段階の操作が必要です。
- (1)報告書の登録には、web画面入力とファイルアップロードの2種類の方法があります。



## 画面操作 [報告書提出-1]

### ■ ログイン画面 ( 33ページ 業務フロー⑥、⑦)

温室効果ガス排出量 電子申請システム

#### ログイン

本システムの稼働時間は7:30～23:00です。

ログインID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>
キャプチャ認証	<input type="text" value="4b68c"/>

パスワードを忘れた場合は、電子申請使用の事前届出を行った窓口へ連絡してください。

ログイン

#### 新着情報

#### 関連情報

- ・サービステスク
- ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度HP(環境省)
- ・温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル様式
- ・温対法 関連法規
- ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度集計結果
- ・特定排出者コード検索
- ・算定方法・排出係数一覧
- ・電気事業者別排出係数一覧
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3における権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について
- ・省エネ法 報告様式・法令
- ・省エネ法 記入要領
- ・特定事業者等指定状況・エネルギー管理指定工場等指定状況

メンテナンスの予告などの案内情報を表示します。

関連WebサイトのURLや本システムの操作説明書を掲示します。

- <http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/result/>
- <http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/search/>
- <http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/ltiran.pdf>
- <http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/calc/>
- [http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/manual/faw21\\_3kijun/](http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/manual/faw21_3kijun/)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/summary/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/) (工場等)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/proc/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/proc/) (両主)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/ninushi/document.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/document.html) (輸送)
- [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei\\_environment\\_tk\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html) (工場等)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/140422teiki\\_kinyuyouyou.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/140422teiki_kinyuyouyou.pdf)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/teiki\\_sakusei\\_point\\_v2\\_0.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/teiki_sakusei_point_v2_0.pdf) (両主)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/ninushi/pdf/teikihokoku\\_vorvo.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/pdf/teikihokoku_vorvo.pdf)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/004/001/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/001/)

(1)ログインIDを入力します。

(2)利用申請確認画面で設定したパスワードを入力します。

(3)キャプチャ認証欄に画像表示されている文字を入力します。(左図の例では、4b68c)

※画像で表示されるのは、5文字の英数字です。わかりにくい時は、画面を更新してください。

(4)ログインボタンを押下します。

ログイン成功時、トップ画面に遷移します。  
**※5回連続してログインに失敗すると、アカウントロック状態になります。解除するには、使用届出書を提出した窓口への連絡が必要です。**

# 画面操作[報告書提出-2]

## ■ トップ画面

ログアウト

省エネ法・温対法電子報告システム

ログイン名:事業者名1

**お知らせ**

**MEMO** 報告書受理のお知らせ  
 温対法報告書(様式第1、様式第2)受理されました。(事業者名:事業者名1、特定排出者番号:100000001)

**MEMO** 報告書補正のお知らせ  
 温対法報告書(様式第1、様式第2)が補正されました。(事業者名:事業者名1、特定排出者番号:100000001)

**MEMO** ユーザ情報(事業者)変更のお知らせ  
 ユーザ情報が変更されました。(事業者名:事業者名1、特定排出者番号:100000001)

報告書の受理や差戻しなど本システムにおける業務に関する案内を表示します。

(1)画面左側の機能メニューを選択します。

(2)選択した機能画面に遷移します。

**機能メニュー**

ユーザ情報の変更、報告書の登録など機能メニューを表示します。

●機能メニュー内容

<事業者向け>

- ユーザ情報詳細
- 報告書(届出書等)の提出準備
- 報告書(届出書等)の確認・提出・出力・修正

<登録調査機関向け>

- ユーザ情報詳細
- 確認調査結果報告書の提出準備
- 確認調査結果報告書の確認・提出・出力・修正

▲このページの先頭へ

# 画面操作[報告書提出-3]

## ■ 報告書(届出書等)登録-登録方法選択画面

報告書(届出書等)の提出は以下の手順で行います。

1. 報告書本体(事業者)の新規登録
2. 添付資料等登録(複数添付化可、省略も可)
3. 入力チェック(必要に応じてファイル出力して社内決済等)
4. 提出

最初に報告書の新規登録を行います。

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

### 報告書の登録

登録方法を選んでください。

Web入力(温対法報告書のみ)

報告書のファイルアップロード

(1)機能メニューの「①報告書(届出書等)の提出準備」の選択で本画面が表示されます。

(2)登録方法(Web入力/ファイルアップロード)を選択します。

**Web入力選択時:**  
 温対法報告書Web入力画面に遷移します。  
**報告書のファイルアップロード選択時:**  
 報告書(届出書等)ファイルアップロード画面に遷移します。

# 画面操作[報告書提出-4]

## ■ 温対法報告書Web入力

(1)【登録方法選択】画面より、Web入力を  
選択することで**温対法報告書Web入力**  
画面に遷移します。

(2)表紙、第1表～第6表、様式第2の情報を入力  
します。  
途中で入力を中断して確認画面へ進むことも  
可能です。その場合、入力情報は一時保存され、  
次回、入力中断時の状態から入力を再開する  
ことが可能です。

(3)確認画面へボタンを押下します。

次頁へ

# 画面操作[報告書提出-5]

## ■ 温対法報告書Web入力（続き）

(4)【温対法報告書Web入力(内容確認)】  
画面に遷移し、登録ボタンを押下します。

【温室効果ガスWeb入力完了】画面に  
遷移します。

確認画面を経て

温室効果ガス排出量 電子申請システム

ログイン名:事業者A

温室効果ガスWeb 編集完了

温室効果ガスWeb 入力完了しました。

報告書基本情報へ戻る

- 本画面での登録では、報告書が入力チェック前の状態で登録されます。
- 報告書基本情報画面に遷移し、添付ファイル等があれば登録します。
- 報告書基本情報画面より本画面に遷移し、再度、編集することも可能です。

# 画面操作[報告書提出-6]

## ■ 報告書（届出書等）ファイルアップロード

**【登録方法選択】** 画面より、ファイルアップロードを選択することで本画面に遷移します。

**(1) 報告書種別を選択します。**

**(2) ファイル形式を選択します。**  
 ● 選択できるファイル形式  
 ・XML ・EXCEL ・WORD  
 ・PDF ・一太郎  
 ※報告書種別により異なります。

**(3) 参照ボタンを押下してファイルを選択します。**

**(4) アップロードボタンを押下します。**

● 選択できる報告書種別は32ページ参照

報告書提出は、当該年度分のみ行えます。

■ 本画面での登録では、報告書が入力チェック前の状態で登録されます。  
 ■ 報告書基本情報画面に遷移し、添付ファイルがあれば登録します。  
 ■ 報告書基本情報画面より本画面に遷移し、再度、ファイルアップロードすることも可能です。



# 画面操作[報告書提出-7]

## ■ 添付資料等アップロード（報告書基本情報画面）

報告書（届出書等）一覧画面の詳細ボタン押下時、温対法Web入力完了時、報告書ファイルアップロード完了時に本画面に遷移します。

**(1) 省エネ法的報告書指定表、温対法様式第1別紙、温対法様式第2をアップロードする場合は「ファイル追加」行を使用します。**

**(2) 様式・ファイル形式、ファイルを選択し追加ボタンを押下します。**  
 登録したファイルが追加された形で、本画面が再表示されます。  
 添付資料の差し替えや追加の際も同様の操作を行います。

**(3) 添付資料のアップロードを行います。ファイルを選択し、新規アップロードボタンを押下します。**  
 添付資料がない場合には本操作は省略可能です。

Web入力した報告書（温対法）は、本画面のダウンロード開始ボタンの押下により、PDF、EXCEL、XMLファイルでダウンロードすることが可能です。

# 画面操作[報告書提出-8]

## ■ 報告書入力チェック・提出

電子申請システム

報告書(届出書等)一覧

報告年度: 2015 年度

事業者名: 事業者名1

登録済みの報告書データの一覧が表示されます。

報告書	ステータス	登録日時	最終更新日時	詳細	提出		取り消し
					提出先	提出	
温対法報告書(様式第1, 様式第2)	差戻し済	2015年02月10日 15:10	2015年02月10日 15:10	詳細	-	提出	取り消し
省エネ法定期報告書(工場等)	一時保存データなし	-	-	-	-	提出	取り消し
省エネ法定期報告書(特定荷主)	取り下げ済	2015年02月10日 14:25	2015年02月10日 14:25	詳細	-	提出	取り消し
省エネ法定期報告書(貨物)	一時保存データあり	2015年02月13日 13:50	2015年02月23日 13:22	詳細	入力チェック	提出	取り消し
省エネ法定期報告書(旅客)	一時保存データなし	-	-	-	-	提出	取り消し
省エネ法定期報告書(航空)	差戻し済	2015年02月06日 17:11	2015年02月13日 17:33	詳細	-	提出	取り消し
省エネ法中長期計画書(工場等)	提出済・確認済	2015年02月04日 14:00	2015年02月04日 14:00	詳細	-	提出	取り消し
省エネ法計画書(特定荷主)	一時保存データあり	2015年02月17日 10:56	2015年02月17日 10:56	詳細	-	提出	取り消し
省エネ法特定荷主指定取消申出書	一時保存データなし	-	-	-	-	提出	取り消し
省エネ法特定輸送事業者指定取消申出書	一時保存データなし	-	-	-	-	提出	取り消し
省エネ法中長期計画書(貨物)	一時保存データあり	2015年02月17日 11:05	2015年02月17日 11:05	詳細	-	提出	取り消し
省エネ法中長期計画書(旅客)	一時保存データあり	2015年02月17日 11:00	2015年02月17日 11:00	詳細	-	提出	取り消し
省エネ法中長期計画書(航空)	一時保存データなし	-	-	-	-	提出	取り消し

(1)ステータスが提出前の報告書について**入力チェックボタン**を押下します。  
※入力チェックが可能な報告書は次ページに示す報告書に限られます。

(2)入力チェックでエラーが発生した場合には、本画面より当該報告書の詳細リンクを押下して報告書基本情報画面に遷移し、**Web入力による修正(温対法)**又は**修正ファイルの再アップロード**により、報告書の再登録を行います。その後、再度、入力チェックを行います。

(3)入力チェックでエラーが無くなると**提出ボタン**が表示されますので、提出ボタンを押下し【提出先選択】画面に遷移します。

# 画面操作[報告書提出-9]

## ■ 入力チェックが可能なファイル形式

報告書		報告様式	ファイル形式	備考
省エネ法定期報告書	特定事業者、 特定連鎖化事業者又は 認定管理統括事業者	様式第9	XML	資源エネルギー庁配布 省エネ法定期報告書作成支援ツールより出力
	特定荷主 又は 認定管理統括荷主	様式第30		
温対法報告書	特定排出者	様式第1 様式第2	WEB	電子報告システム画面から直接入力
			XML	温対法報告書作成支援ツールより出力

※上記以外の報告書のファイル形式 (Word、PDF、一太郎) は、提出時にチェックは行われませんが提出は可能です。  
 ※省エネ法定期報告書作成支援ツール及び温対法報告書作成支援ツールは最新のバージョンをご利用ください。

# 画面操作[報告書提出-10]

## ■ 報告書提出（提出先選択画面）

● ログアウト

温室効果ガス排出量 電子申請システム

報告書（届出書等）一覧画面で提出ボタンを押下することで、本画面に遷移します。

ユーザ管理 ユーザ情報詳細	提出先選択
報告書(届出書等)の登録・提出	基本情報
①報告書(届出書等)の提出準備	報告年度: 2015 年度
②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正	報告書: 省工不法計画書(特定廃主)(省工不法施行規則様式第19)
	特定排出者コード: 100000001
	報告書形式名

(1)複数省庁に提出する場合には、**追加ボタン**を押下し、提出先を追加します。  
(過年度の報告書提出実績があれば、過年度の提出先を初期表示します。)

提出先選択					
追加					
(主)	省庁名	地方支分部局	担当課・室	説明	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	経済産業省	沖縄総合事務局	仮:沖縄総合事務局〇課	本年度の前の提出先を抽出	行削除
<input type="checkbox"/>	防衛省	(本省)	仮:防衛〇課	本年度の前の提出先を抽出	行削除

主を必ず一つは選択するようして下さい。

(2)主たる省庁を1つ以上選択します。  
省工不法定期報告書（様式第9）及び温対法報告書においては、報告書に記載した主たる事業の所管省庁と、(主)のチェックが一致するようにしてください。

(3)確認画面へボタンを押下することで提出先確認画面が表示されます。

(4)提出するボタンを押下します。

(5)【報告書提出完了】画面に遷移します。  
本画面表示により、一連の報告書の登録・提出作業は完了です。  
報告書提出を行うと、当該事業者または登録調査機関に対して、報告書が提出されたことを通知するメール送信及びトップ画面へのお知らせ表示を行います。

報告書提出完了

報告書の提出が完了しました。

報告書(届出書等)一覧へ戻る

確認画面を経て

# 画面操作[取り下げ-1]

## ■ 取り下げ依頼画面

登録調査機関による確認調査結果報告書に関する提出ファイル一覧

報告書	ステータス	登録日時	最終更新日時	詳細	提出	取り下げ依頼	削除
温対法報告書(様式第1、様式第2)	差戻し済	2015年02月10日 15:10	2015年02月10日 15:10	詳細	提出	取り下げ依頼	削除
省工不法定期報告書(工場等)	一時保存データなし	-	-	-	提出	取り下げ依頼	削除
省工不法定期報告書(特定廃主)	取り下げ済	2015年02月10日 14:25	2015年02月10日 14:25	詳細	提出	取り下げ依頼	削除
省工不法定期報告書(貨物)	一時保存データあり	2015年02月13日 13:50	2015年02月23日 13:22	詳細	入力チェック	取り下げ依頼	削除
省工不法定期報告書(航空)	差戻し済	2015年02月06日 17:11	2015年02月13日 17:33	詳細	提出	取り下げ依頼	削除
省工不法中長期計画書(工場等)	提出済・確認済	2015年02月04日 14:00	2015年02月04日 14:00	詳細	提出	取り下げ依頼	削除

(1)報告書（届出書等）一覧画面より、取り下げ対象データの**取り下げ依頼ボタン**を押下します。

**取り下げ依頼**

取り下げ依頼事由を入力してください。

基本情報	2015年度
報告書	温対法報告書
報告対象事業者	〇〇〇〇〇〇株式会社
報告書形式	XML
提出先	◎経済産業省 / 本省企画課 国文書 / 本省航空局 ◎は主たる事業所管官庁 環境省 / 地方環境事務所

**取り下げ依頼事由**

取り下げ依頼事由

〇〇〇〇〇〇のため、取り下げを依頼いたします。

戻る    **確認**

■ 提出先の全省庁が受理前の場合には自動で取り下げられます。  
この場合は、取り下げ依頼事由の入力は不要です（取り下げ依頼事由の入力欄は表示されません）

■ 受理済みの省庁がある場合には、受理済みの省庁が取り下げ確認を行うことで取り下げが完了します。

(2)取り下げ依頼事由を入力します。

(3)確認ボタンを押下します。

# 画面操作[取り下げ-2]

## ■ 取り下げ依頼画面

**取り下げ依頼**

以下のファイルの取り下げを依頼しますか？

**基本情報**

報告年度	2015年度
報告書	温対法報告書
報告対象事業者	○○○○○○株式会社
報告書形式	XML
提出先	◎経済産業省 / 本省企画課
◎は主たる事業所官庁	国交省 / 本省航空局
	環境省 / 地方環境事務所

取り下げ事由

○○○○○○のため、取り下げを依頼いたします。

**取り下げ依頼完了**

ファイルの取り下げ依頼が完了しました。

[トップページ](#)

(1)取り下げ確認画面が表示されます。

(2)内容を確認後、**確定ボタン**を押下します。

(3)【**取り下げ完了**】画面に遷移します。  
(報告書が取り下げられます。) 報告書基本情報画面より、再度、報告書の登録を行います。

# 画面操作[差戻し]

## ■ 差戻し確認（報告書基本情報画面）

◀ ログアウト

温室効果ガス排出量 電子申請システム

**ユーザ管理**

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

**報告書基本情報**

**基本情報**

報告年度	2015年度
報告書	温対法報告書(様式第1、様式第2)
特定排出者コード	100000001
報告書形式名	Web入力

**報告書ステータス履歴**

ステータス	日時	提出先 (◎:主たる事業所管省庁)	差戻し名
差戻し済	2015/02/11 12:00	◎環境省/(本省)版:環境○○課	担当AA
提出済・確認前	2015/02/10 16:10	◎環境省/(本省)版:環境○○課	-
一時保存データあり	2015/02/10 15:10	-	-

**報告書本体**

Web編集  本体一括ダウンロード形式選択

**添付資料**

新規アップロード  ファイル形式

**差戻し理由**

差戻し理由を登録した  
全省庁の差戻し理由が  
表示されます。

(1)省庁側の差戻し操作により、メール送信及びお知らせが表示されます。

(2)報告書（届出書等）一覧画面より、差戻し対象データの詳細ボタンを押下すると、本画面に遷移します。

(3)差戻し事由を確認します。

(4)本画面よりWeb入力による修正（温対法）又は修正ファイルの再アップロードにより、報告書の再登録を行います。

(5)報告書（届出書等）一覧画面へリンクを押下し、報告書（届出書等）一覧画面に遷移します。

(6)以降は、報告書入力チェック及び提出の操作を再度実施してください。

# 画面操作 [ユーザ情報変更-1]

## ユーザ情報変更

省エネ法・温対法電子報告システム

ユーザ情報管理: ユーザ情報

ユーザ情報  
詳細編集  
報告書(届出書等)の登録・提出  
報告書(届出書等)の提出準備  
報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

(1)画面左側の機能メニューより「ユーザ情報詳細」を選択すると【ユーザ情報詳細】画面に遷移します。

(2)ユーザ情報詳細画面でユーザ情報変更ボタンを押下します。

(3)【ユーザ情報変更】画面に遷移します。

(4)変更内容を入力します。

(5)ユーザ情報変更確認画面へボタンを押下します。

●ユーザ情報変更可能項目

- 都道府県名
- 郵便番号
- 住所
- 住所(ふりがな)
- 主担当者(部署/役職名、担当者名、担当者名(ふりがな)、電話番号、メールアドレス)
- 担当者1~担当者5
- パスワード

特定事業者番号(特定連絡化事業者番号)	※省エネ法(特定事業者・特定連絡化事業者)のみ	2000001
特定向主番号	※省エネ法(特定向主)のみ	300001
特定輸送事業者指定番号	※省エネ法(特定輸送事業者)のみ	400000001
事業者名	事業者名1	じぎょしゃめいりち
事業者名(ふりがな)	じぎょしゃめいりち	
都道府県名	東京都	
郵便番号	100-0001	
住所	東京都中央区浜島1-1-1	
住所(ふりがな)	とうきょうとひんしまようちしまいち	
部署/役職名	管理部	
担当者名	主担当者1	
担当者名(ふりがな)	しげたんどうしめいりち	
電話番号	03-1111-1111	
メールアドレス	aaaaa@aaa.jp	
パスワード	*****	

※パスワードを変更する場合は、パスワード(※確認用)の2段階に同じパスワードを入力してください。  
※パスワードは、英大文字、英小文字、数字、記号の4種類の文字を各も8個以上の文字列とすること。

ユーザ情報変更確認画面へ

# 画面操作 [ユーザ情報変更-2]

## ユーザ情報変更

温室効果ガス排出量 電子申請システム

ログイン名: 事業者名1

ユーザ情報管理: ユーザ情報変更確認(事業者)

ユーザ情報  
詳細編集  
報告書(届出書等)の登録・提出  
報告書(届出書等)の提出準備  
報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

【ユーザ情報変更確認】画面でユーザ情報変更確定ボタン押下で、【ユーザ情報詳細】画面に遷移し、変更後のユーザ情報が表示されると、一連のユーザ情報変更操作は完了です。

特定事業者番号(特定連絡化事業者番号)	※省エネ法(特定事業者・特定連絡化事業者)のみ	2000001
特定向主番号	※省エネ法(特定向主)のみ	300001
特定輸送事業者指定番号	※省エネ法(特定輸送事業者)のみ	400000001
事業者名	事業者名1	じぎょしゃめいりち
事業者名(ふりがな)	じぎょしゃめいりち	
都道府県名	東京都	
郵便番号	100-0001	
住所	東京都中央区浜島1-1-1	
住所(ふりがな)	とうきょうとひんしまようちしまいち	
部署/役職名	管理部	
担当者名	主担当者1	
担当者名(ふりがな)	しげたんどうしめいりち	
電話番号	03-1111-1111	
メールアドレス	aaaaa@aaa.jp	
パスワード	*****	

ユーザ情報変更画面へ戻る | ユーザ情報変更確定



# 算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

## エネルギー起源二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
燃料の使用	(燃料種ごとに)燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12	別表1及び別表2		
他人から供給された電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	別表20		
他人から供給された熱の使用	(熱の種類ごとに)熱使用量×単位使用量当たりの排出量	産業用蒸気	tCO <sub>2</sub> /GJ	0.060
		蒸気(産業用のものは除く。)、温水、冷水	tCO <sub>2</sub> /GJ	0.057

【根拠条文】政令第7条第1項第1号、算定省令第2条

## 非エネルギー起源二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	—	tCO <sub>2</sub> /井数	0.000028
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tCO <sub>2</sub> /井数	5.7
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く。)生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の通気弁	tCO <sub>2</sub> /kl	0.000012
		生産時の通気弁以外の施設	tCO <sub>2</sub> /kl	0.00027
		随伴ガスの焼却を行う場合	tCO <sub>2</sub> /kl	0.067
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の生産井施設	tCO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>	0.00000095
		生産時の成分調整等の処理施設	tCO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>	0.00000027
		天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>	0.0000018
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>	0.0000021
		天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tCO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>	0.0000039
	生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排出量	—	tCO <sub>2</sub> /井数	0.00048
	セメントの製造	セメントクリンカー製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCO <sub>2</sub> /t
生石灰の製造	(原料種ごとに)使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO <sub>2</sub> /t	0.428
		ドロマイト	tCO <sub>2</sub> /t	0.449
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	(原料種ごとに)使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO <sub>2</sub> /t	0.440
		ドロマイト	tCO <sub>2</sub> /t	0.471
ソーダ灰の製造	ソーダ灰の製造によるCO <sub>2</sub> 使用量	—	—	—
ソーダ灰の使用	ソーダ灰使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO <sub>2</sub> /t	0.415
アンモニアの製造	(原料種ごとに)原料使用量×単位使用量当たりの排出量	別表3		
シリコンカーバイドの製造	石油コークス使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO <sub>2</sub> /t	2.3
カルシウムカーバイドの製造	カルシウムカーバイド製造量×単位製造量当たりの排出量	生石灰の製造	tCO <sub>2</sub> /t	0.76
		生石灰の還元	tCO <sub>2</sub> /t	1.1
エチレンの製造	エチレン製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCO <sub>2</sub> /t	0.014
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	アセチレン使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO <sub>2</sub> /t	3.4
電気炉を使用した粗鋼の製造	電気炉における粗鋼製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCO <sub>2</sub> /t	0.0050
ドライアイスの使用	ドライアイスとしてのCO <sub>2</sub> 使用量	—	—	—
噴霧器の使用	噴霧器の使用によるCO <sub>2</sub> 排出量	—	—	—
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	(炉種・廃棄物の種類ごとに)焼却・使用量×単位焼却・使用量当たりの排出量	別表4		

【根拠条文】政令第7条第1項第2号及び別表第7、算定省令第3条

# メタン (CH<sub>4</sub>)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	(燃料種・炉種ごとに)燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの排出量	別表1及び別表5		
電気炉(製鉄用・製鋼用・合金鉄製造用・カーバイド製造用)における電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCH <sub>4</sub> /kWh	0.00000020
石炭の採掘	坑内掘生産量×(排出される時期ごとに)単位生産量当たりの排出量	採掘時	tCH <sub>4</sub> /t	0.0014
		採掘後の工程時	tCH <sub>4</sub> /t	0.0016
	露天掘生産量×(排出される時期ごとに)単位生産量当たりの排出量	採掘時	tCH <sub>4</sub> /t	0.00077
		採掘後の工程時	tCH <sub>4</sub> /t	0.00067
原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	—	tCH <sub>4</sub> /井数	0.00043
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた坑井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tCH <sub>4</sub> /井数	0.27
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く。)生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の通気弁	tCH <sub>4</sub> /kl	0.0014
		生産時の通気弁以外の施設	tCH <sub>4</sub> /kl	0.0015
		随伴ガスの焼却を行う場合	tCH <sub>4</sub> /kl	0.00014
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の生産井施設	tCH <sub>4</sub> /Nm <sup>3</sup>	0.0000028
		生産時の成分調整等の処理施設	tCH <sub>4</sub> /Nm <sup>3</sup>	0.0000088
		天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCH <sub>4</sub> /Nm <sup>3</sup>	0.00000011
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCH <sub>4</sub> /Nm <sup>3</sup>	0.00000013
		天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tCH <sub>4</sub> /Nm <sup>3</sup>	0.00000024
生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排出量	—	tCH <sub>4</sub> /井数	0.064	
原油の精製	コンデンセート精製量×単位精製量当たりの排出量	貯蔵時	tCH <sub>4</sub> /kl	0.00000025
		精製時	tCH <sub>4</sub> /kl	0.0000030
	原油(コンデンセートを除く。)精製量×単位精製量当たりの排出量	貯蔵時	tCH <sub>4</sub> /kl	0.00000027
		精製時	tCH <sub>4</sub> /kl	0.0000033
都市ガスの製造	(原料種ごとに)原料使用量×単位使用量当たりの排出量	液化天然ガス(LNG)	tCH <sub>4</sub> /PJ	0.26
		天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tCH <sub>4</sub> /PJ	0.26
カーボンブラック等化学製品の製造	(製品の種類ごとに)製品製造量×単位製造量当たりの排出量	別表6		
家畜の飼養(消化管内発酵)	(家畜種ごとに)平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりの体内からの排出量	別表7		
家畜の排せつ物の管理	(家畜のふん尿の管理方法ごとに)ふん尿中の有機物量×単位有機物量当たりの管理に伴う排出量	別表8		
	(家畜種ごとに)平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりのふん尿からの排出量			
	放牧牛の平均的な頭数×単位放牧頭数当たりのふん尿からの排出量			
稲作	(水田種ごとに)作付面積×単位面積当たりの排出量	間欠灌漑水田	tCH <sub>4</sub> /m <sup>2</sup>	0.000016
		常時湛水田	tCH <sub>4</sub> /m <sup>2</sup>	0.000028
農業廃棄物の焼却	(農業廃棄物の種類ごとに)農業廃棄物の屋外焼却量×単位焼却量当たりの排出量	別表9		
廃棄物の埋立処分	(廃棄物の種類ごとに)最終処分場に埋め立てられた廃棄物量×単位廃棄物量当たりの排出量	別表10		
工場廃水の処理	工場廃水処理施設流入水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量×単位生物化学的酸素要求量当たりの工場廃水処理に伴う排出量	—	tCH <sub>4</sub> /kgBOD	0.0000049
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当たりの排出量	別表11		
	(し尿処理方法ごとに)し尿及び浄化槽汚泥処理量×単位処理量当たりの排出量			
	(施設種ごとに)処理対象人員×単位人員当たりの排出量			
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	(炉種・廃棄物の種類ごとに)焼却・使用量×単位焼却・使用量当たりの排出量	別表12		

【根拠条文】政令第7条第1項第3号及び別表第8、算定省令第4条及び別表第6

# 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	(燃料種・炉種ごとに)燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの排出量	別表1及び別表13		
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tN <sub>2</sub> O/井数	0.000068
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く。)生産量×単位生産量当たりのフレアリングによる排出量 天然ガス生産量×単位生産量当たりのフレアリングによる排出量	随伴ガスの焼却を行う場合	tN <sub>2</sub> O/kl	0.00000064
		天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tN <sub>2</sub> O/Nm <sup>3</sup>	0.000000000021
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tN <sub>2</sub> O/Nm <sup>3</sup>	0.000000000025
		天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tN <sub>2</sub> O/Nm <sup>3</sup>	0.000000000046
アジピン酸等化学製品の製造	(製品の種類ごとに)製品製造量×単位製造量当たりの排出量	アジピン酸	tN <sub>2</sub> O/t	0.28
		硝酸	tN <sub>2</sub> O/t	0.0032
麻酔剤の使用	麻酔剤としてのN <sub>2</sub> O使用量	—	—	—
家畜の排せつ物の管理	(家畜のふん尿の管理方法ごとに)ふん尿中の窒素量×単位窒素量当たりの管理に伴う排出量	別表14		
	(家畜のふん尿の管理方法ごとに)平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりのふん尿からの排出量			
	放牧牛の平均的な頭数×単位放牧頭数当たりのふん尿からの排出量			
耕地における肥料の使用	(作物種ごとに)使用された肥料に含まれる窒素量×単位窒素量当たりの排出量	別表15		
耕地における農作物の残さの肥料としての使用	(作物種ごとに)土壌にすき込まれた作物残さの乾物量×単位作物残さの乾物量当たりの排出量	別表16		
農業廃棄物の焼却	(農業廃棄物の種類ごとに)農業廃棄物の屋外焼却量×単位焼却量当たりの排出量	別表17		
工場廃水の処理	工場廃水処理施設流入水中の窒素量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量	—	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0043
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当たりの排出量	別表18		
	(し尿処理方法ごとに)し尿及び浄化槽汚泥中の窒素量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量			
	(施設種ごとに)処理対象人員×単位人員当たりの排出量			
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	(炉種・廃棄物の種類ごとに)焼却・使用量×単位焼却・使用量当たりの排出量	別表19		

【根拠条文】政令第7条第1項第4号及び別表第9、算定省令第5条

## ハイドロフルオロカーボン（HFC）

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
クロロフルオロメタン(HCFC-22)の製造	HCFC-22製造量×単位製造量当たりのHFC-23生成量－回収・適正処理量	－	tHFC-23/ tHCFC-22	0.019
ハイドロフルオロカーボン(HFC)の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	－	tHFC/tHFC	0.0049
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入	(製品種ごとに)製造時の使用量×単位使用量当たりの排出量	家庭用電気冷蔵庫	tHFC/tHFC	0.00050
		家庭用エアコンディショナー	tHFC/tHFC	0.0019
		業務用冷凍空気調和機器(自動販売機を除く。)	tHFC/tHFC	0.0020
	(製品種ごとに)製造台数×単位台数当たりの排出量	自動販売機	tHFC/台	0.0000065
		自動車用エアコンディショナー	tHFC/台	0.0000025
業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入	機器使用開始時の使用量×単位使用量当たりの排出量	業務用冷凍空気調和機器(自動販売機を除く。)	tHFC/tHFC	0.017
業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入	回収時残存量－回収・適正処理量＋再封入時使用量×単位使用量当たりの排出量	業務用冷凍空気調和機器(自動販売機を除く。)	tHFC/tHFC	0.010
		自動販売機	tHFC/台	0.0000011
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収	(製品種ごとに)回収時残存量－回収・適正処理量	家庭用電気冷蔵庫	－	－
		家庭用エアコンディショナー	－	－
		業務用冷凍空気調和機器(自動販売機を除く。)	－	－
		自動販売機	－	－
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用	(製品種ごとに)製造時の使用量×単位使用量当たりの排出量	ポリエチレンフォーム	－	－
		押出法ポリスチレンフォーム	tHFC/tHFC	0.25
		ウレタンフォーム	tHFC/tHFC	0.10
噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入	製品製造時の使用量×単位使用量当たりの排出量	噴霧器	tHFC/tHFC	0.028
		消火剤	tHFC/tHFC	0.000020
噴霧器の使用	製品の使用に伴う排出量	－	－	－
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFCの使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	－	tHFC/tHFC	0.30
溶剤等の用途へのHFCの使用	使用量－回収・適正処理量	－	－	－

【根拠条文】政令第7条第1項第5号及び別表第10、算定省令第6条

## パーフルオロカーボン (PFC)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
アルミニウムの製造	アルミニウム製造量×単位製造量当たりの排出量	PFC-14(CF <sub>4</sub> )	tPFC-14/tAl	0.00030
		PFC-116(C <sub>2</sub> F <sub>6</sub> )	tPFC-116/tAl	0.000030
パーフルオロカーボン(PFC)の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tPFC/tPFC	0.039
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	PFC-14(CF <sub>4</sub> )	tPFC/tPFC	0.80
		PFC-116(C <sub>2</sub> F <sub>6</sub> )	tPFC/tPFC	0.70
		PFC-218(C <sub>3</sub> F <sub>8</sub> )	tPFC/tPFC	0.40
		PFC-c318(c-C <sub>4</sub> F <sub>8</sub> )	tPFC/tPFC	0.30
		PFC-116使用時, PFC-14の副生	tPFC-14/tPFC-116	0.10
PFC-218使用時, PFC-14の副生	tPFC-14/tPFC-218	0.20		
溶剤等の用途へのPFCの使用	使用量－回収・適正処理量	—	—	—

【根拠条文】政令第7条第1項第6号及び別表第11、算定省令第7条

## 六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
マグネシウム合金の鋳造	マグネシウム合金の鋳造によるSF <sub>6</sub> 使用量	—	—	—
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tSF <sub>6</sub> /tSF <sub>6</sub>	0.019
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF <sub>6</sub> の封入	機器製造・使用開始時の使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tSF <sub>6</sub> /tSF <sub>6</sub>	0.027
変圧器等電気機械器具の使用	機器使用開始時に封入されていた量×単位封入量当たりの年間排出量×使用期間の1年間に対する比率	—	tSF <sub>6</sub> /tSF <sub>6</sub> /年	0.0010
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF <sub>6</sub> の回収	機器点検時の残存量－回収・適正処理量	—	—	—
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF <sub>6</sub> の回収	機器廃棄時残存量－回収・適正処理量	—	—	—
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF <sub>6</sub> の使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	—	tSF <sub>6</sub> /tSF <sub>6</sub>	0.50

【根拠条文】政令第7条第1項第7号及び別表第12、算定省令第8条

## 三ふっ化窒素 (NF<sub>3</sub>)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tNF <sub>3</sub> /tNF <sub>3</sub>	0.017
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるNF <sub>3</sub> の使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	半導体(リモートプラズマ)	tNF <sub>3</sub> /tNF <sub>3</sub>	0.02
		半導体(リモートプラズマ以外)	tNF <sub>3</sub> /tNF <sub>3</sub>	0.20
		液晶デバイス(リモートプラズマ)	tNF <sub>3</sub> /tNF <sub>3</sub>	0.03
		液晶デバイス(リモートプラズマ以外)	tNF <sub>3</sub> /tNF <sub>3</sub>	0.30

※三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)については、平成27年度排出量から報告

【根拠条文】政令第7条第1項第8号及び別表第13、算定省令第8条の2

別表1 燃料種別の発熱量

燃料種		単位	値
固体燃料	原料炭	GJ/t	29.0
	一般炭	GJ/t	25.7
	無煙炭	GJ/t	26.9
	コークス	GJ/t	29.4
	石油コークス	GJ/t	29.9
	練炭又は豆炭	GJ/t	23.9
	木材	GJ/t	14.4
	木炭	GJ/t	30.5
	その他の固体燃料	GJ/t	33.1
液体燃料	コールタール	GJ/t	37.3
	石油アスファルト	GJ/t	40.9
	コンデンセート(NGL)	GJ/kl	35.3
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	GJ/kl	38.2
	ガソリン	GJ/kl	34.6
	ナフサ	GJ/kl	33.6
	ジェット燃料油	GJ/kl	36.7
	灯油	GJ/kl	36.7
	軽油	GJ/kl	37.7
	A重油	GJ/kl	39.1
	B・C重油	GJ/kl	41.9
	潤滑油	GJ/kl	40.2
	その他の液体燃料	GJ/kl	37.9
気体燃料	液化石油ガス(LPG)	GJ/t	50.8
	石油系炭化水素ガス	GJ/1,000Nm <sup>3</sup>	44.9
	液化天然ガス(LNG)	GJ/t	54.6
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	GJ/1,000Nm <sup>3</sup>	43.5
	コークス炉ガス	GJ/1,000Nm <sup>3</sup>	21.1
	高炉ガス	GJ/1,000Nm <sup>3</sup>	3.41
	転炉ガス	GJ/1,000Nm <sup>3</sup>	8.41
	都市ガス	GJ/1,000Nm <sup>3</sup>	44.8(※)
	その他の気体燃料	GJ/1,000Nm <sup>3</sup>	28.5
パルプ廃液		GJ/t	13.9

※エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量の算定に用いる発熱量については、省エネルギー法の規定による定期報告において用いた発熱量を用いてもよい。

【根拠条文】算定省令第2条第3項、第4条第1項、別表第1及び別表第5

別表2 燃料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の使用	原料炭	tC/GJ	0.0245
	一般炭	tC/GJ	0.0247
	無煙炭	tC/GJ	0.0255
	コークス	tC/GJ	0.0294
	石油コークス	tC/GJ	0.0254
	コールタール	tC/GJ	0.0209
	石油アスファルト	tC/GJ	0.0208
	コンデンセート(NGL)	tC/GJ	0.0184
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	tC/GJ	0.0187
	ガソリン	tC/GJ	0.0183
	ナフサ	tC/GJ	0.0182
	ジェット燃料油	tC/GJ	0.0183
	灯油	tC/GJ	0.0185
	軽油	tC/GJ	0.0187
	A重油	tC/GJ	0.0189
	B・C重油	tC/GJ	0.0195
	液化石油ガス(LPG)	tC/GJ	0.0161
	石油系炭化水素ガス	tC/GJ	0.0142
	液化天然ガス(LNG)	tC/GJ	0.0135
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tC/GJ	0.0139
	コークス炉ガス	tC/GJ	0.0110
	高炉ガス	tC/GJ	0.0263
	転炉ガス	tC/GJ	0.0384
	都市ガス	tC/GJ	0.0136

※燃料種別の発熱量については、別表1を参照

【根拠条文】算定省令第2条第3項及び別表第1

(参考1) 燃料の使用に関する排出係数(別表1×別表2×(44/12))

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の使用	原料炭	tCO <sub>2</sub> /t	2.61
	一般炭	tCO <sub>2</sub> /t	2.33
	無煙炭	tCO <sub>2</sub> /t	2.52
	コークス	tCO <sub>2</sub> /t	3.17
	石油コークス	tCO <sub>2</sub> /t	2.78
	コールタール	tCO <sub>2</sub> /t	2.86
	石油アスファルト	tCO <sub>2</sub> /t	3.12
	コンデンセート(NGL)	tCO <sub>2</sub> /kl	2.38
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	tCO <sub>2</sub> /kl	2.62
	ガソリン	tCO <sub>2</sub> /kl	2.32
	ナフサ	tCO <sub>2</sub> /kl	2.24
	ジェット燃料油	tCO <sub>2</sub> /kl	2.46
	灯油	tCO <sub>2</sub> /kl	2.49
	軽油	tCO <sub>2</sub> /kl	2.58
	A重油	tCO <sub>2</sub> /kl	2.71
	B・C重油	tCO <sub>2</sub> /kl	3.00
	液化石油ガス(LPG)	tCO <sub>2</sub> /t	3.00
	石油系炭化水素ガス	tCO <sub>2</sub> /1,000Nm <sup>3</sup>	2.34
	液化天然ガス(LNG)	tCO <sub>2</sub> /t	2.70
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tCO <sub>2</sub> /1,000Nm <sup>3</sup>	2.22
	コークス炉ガス	tCO <sub>2</sub> /1,000Nm <sup>3</sup>	0.85
	高炉ガス	tCO <sub>2</sub> /1,000Nm <sup>3</sup>	0.33
	転炉ガス	tCO <sub>2</sub> /1,000Nm <sup>3</sup>	1.18
都市ガス	tCO <sub>2</sub> /1,000Nm <sup>3</sup>	2.23	

※都市ガスの排出係数は、発熱量として44.8GJ/1,000Nm<sup>3</sup>を用いた場合の値であり、省エネルギー法の規定による定期報告において用いた発熱量を用いてもよい。

【根拠条文】算定省令第2条第3項、第4条第1項、別表第1及び別表第5

別表3 アンモニアの製造に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
アンモニアの製造	石炭	tCO <sub>2</sub> /t	2.3
	石油コークス	tCO <sub>2</sub> /t	2.8
	ナフサ	tCO <sub>2</sub> /kl	2.2
	液化石油ガス(LPG)	tCO <sub>2</sub> /t	3.0
	石油系炭化水素ガス	tCO <sub>2</sub> /1,000Nm <sup>3</sup>	2.3
	液化天然ガス(LNG)	tCO <sub>2</sub> /t	2.7
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tCO <sub>2</sub> /1,000Nm <sup>3</sup>	2.2
	コークス炉ガス	tCO <sub>2</sub> /1,000Nm <sup>3</sup>	0.85

【根拠条文】算定省令第3条第9項及び別表第2

別表4 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
廃棄物の焼却及び製品の製造の用途への使用	廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く。)	tCO <sub>2</sub> /t	2.92
	合成繊維	tCO <sub>2</sub> /t	2.29
	廃ゴムタイヤ	tCO <sub>2</sub> /t	1.72
	合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類(産業廃棄物に限る。)	tCO <sub>2</sub> /t	2.55
	その他の廃プラスチック類	tCO <sub>2</sub> /t	2.77
	ごみ固形燃料(RPF)	tCO <sub>2</sub> /t	1.57
	ごみ固形燃料(RDF)	tCO <sub>2</sub> /t	0.775
	廃棄物燃料の使用	廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く。)から製造される燃料油	tCO <sub>2</sub> /kl
廃プラスチック類から製造される燃料油(自ら製造するものを除く。)		tCO <sub>2</sub> /kl	2.62
ごみ固形燃料(RPF)		tCO <sub>2</sub> /t	1.57
ごみ固形燃料(RDF)		tCO <sub>2</sub> /t	0.775

【根拠条文】算定省令第3条第12項、第14項～第15項及び別表第3



別表5 燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	ボイラー(木材)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000074
	ボイラー(木炭)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000074
	ボイラー(パルプ廃液)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000039
	焙焼炉(固体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	焙焼炉(気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000030
	焼結炉(無機化学工業品用、固体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	焼結炉(無機化学工業品用、気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	か焼炉(固体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	か焼炉(気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000016
	ペレット焼成炉(無機化学工業品用、固体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	ペレット焼成炉(無機化学工業品用、気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鑄造用、固体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鑄造用、気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	セメント焼成炉(固体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	セメント焼成炉(気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	ガラス溶融炉(固体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	ガラス溶融炉(気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	その他の溶融炉(固体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	その他の溶融炉(気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	反応炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、固体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	反応炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	直火炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、固体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	直火炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	セメント原料乾燥炉	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000027
	レンガ原料乾燥炉	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000027
	骨材乾燥炉	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000027
	鑄型乾燥炉	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000027
	洗剤乾燥炉	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000034
	その他の乾燥炉	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000034
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	溶鉱炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000012
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000063
	ガス機関(航空機、自動車又は船舶に使われるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000054
	ガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に使われるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.000054
	業務用のこまろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(一般炭、練炭又は豆炭)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.00029
	業務用のこまろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(灯油)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000095
	業務用のこまろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(LPG、都市ガス)	tCH <sub>4</sub> /GJ	0.0000045

※燃料種別の発熱量については、別表1を参照

【根拠条文】算定省令第4条第1項及び別表第4

別表6 カーボンブラック等化学製品の製造に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
カーボンブラック等化学製品の製造	カーボンブラック	tCH <sub>4</sub> /t	0.00035
	コークス	tCH <sub>4</sub> /t	0.00013
	エチレン	tCH <sub>4</sub> /t	0.000015
	1,2-ジクロロエタン	tCH <sub>4</sub> /t	0.0000050
	スチレン	tCH <sub>4</sub> /t	0.000031
	メタノール	tCH <sub>4</sub> /t	0.0020

【根拠条文】算定省令第4条第10項

別表7 家畜の飼養に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
家畜の飼養 (消化管内発酵)	乳用牛	tCH <sub>4</sub> /頭	0.11
	肉用牛	tCH <sub>4</sub> /頭	0.066
	馬	tCH <sub>4</sub> /頭	0.018
	めん羊	tCH <sub>4</sub> /頭	0.0041
	山羊	tCH <sub>4</sub> /頭	0.0041
	豚	tCH <sub>4</sub> /頭	0.0011
	水牛	tCH <sub>4</sub> /頭	0.055

【根拠条文】算定省令第4条第11項

別表8 家畜の排せつ物の管理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
家畜の排せつ物の管理	牛(尿から分離したふん・天日乾燥)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0020
	牛(尿から分離したふん・火力乾燥)	tCH <sub>4</sub> /t	0
	牛(尿から分離したふん・強制発酵)(乳用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00044
	牛(尿から分離したふん・強制発酵)(肉用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00034
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(乳用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.038
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(肉用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0013
	牛(尿から分離したふん・焼却)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0040
	牛(ふんから分離した尿・強制発酵)(乳用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00044
	牛(ふんから分離した尿・強制発酵)(肉用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00034
	牛(ふんから分離した尿・浄化)(乳用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.000087
	牛(ふんから分離した尿・浄化)(肉用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.000067
	牛(ふんから分離した尿・貯留)(乳用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.039
	牛(ふんから分離した尿・貯留)(肉用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.030
	牛(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0020
	牛(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tCH <sub>4</sub> /t	0
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(乳用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00044
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(肉用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00034
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(乳用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.038
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(肉用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0013
	牛(ふんと尿との混合物・浄化)(乳用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.000087
	牛(ふんと尿との混合物・浄化)(肉用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.000067
	牛(ふんと尿との混合物・貯留)(乳用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.039
	牛(ふんと尿との混合物・貯留)(肉用牛)	tCH <sub>4</sub> /t	0.030
	豚(尿から分離したふん・天日乾燥)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0020
	豚(尿から分離したふん・火力乾燥)	tCH <sub>4</sub> /t	0
	豚(尿から分離したふん・強制発酵)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00097
	豚(尿から分離したふん・堆積発酵)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0016
	豚(尿から分離したふん・焼却)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0040
	豚(ふんから分離した尿・強制発酵)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00097
	豚(ふんから分離した尿・浄化)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00019
	豚(ふんから分離した尿・貯留)	tCH <sub>4</sub> /t	0.087
	豚(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0020
	豚(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tCH <sub>4</sub> /t	0
	豚(ふんと尿との混合物・強制発酵)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00097
	豚(ふんと尿との混合物・堆積発酵)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0016
	豚(ふんと尿との混合物・浄化)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00019
	豚(ふんと尿との混合物・貯留)	tCH <sub>4</sub> /t	0.087
	鶏(ふん・天日乾燥)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0020
	鶏(ふん・火力乾燥)	tCH <sub>4</sub> /t	0
	鶏(ふん・強制発酵)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0014
	鶏(ふん・堆積発酵)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0014
	鶏(ふん・焼却)	tCH <sub>4</sub> /t	0.0040
	馬	tCH <sub>4</sub> /頭	0.0021
	めん羊	tCH <sub>4</sub> /頭	0.00028
山羊	tCH <sub>4</sub> /頭	0.00018	
水牛	tCH <sub>4</sub> /頭	0.0020	
放牧された牛が排せつするふん尿からの排出	tCH <sub>4</sub> /頭	0.0013	

※畜舎で飼養されている牛、豚、鶏の排せつ物の管理については、平成22年度から報告

【根拠条文】算定省令第4条第12項～第14項及び別表第7

別表9 農業廃棄物の焼却に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
農業廃棄物の焼却	水稻	tCH <sub>4</sub> /t	0.0021
	小麦	tCH <sub>4</sub> /t	0.0025
	大麦	tCH <sub>4</sub> /t	0.0023
	えん麦	tCH <sub>4</sub> /t	0.0026
	らい麦	tCH <sub>4</sub> /t	0.0025
	とうもろこし	tCH <sub>4</sub> /t	0.0024
	大豆	tCH <sub>4</sub> /t	0.0024
	小豆	tCH <sub>4</sub> /t	0.0024
	いんげんまめ	tCH <sub>4</sub> /t	0.0024
	えんどうまめ	tCH <sub>4</sub> /t	0.0023
	らっかせい	tCH <sub>4</sub> /t	0.0023
	ばれいしょ	tCH <sub>4</sub> /t	0.0015
	てんさい	tCH <sub>4</sub> /t	0.00049
	さとうきび	tCH <sub>4</sub> /t	0.0021
	青刈りえん麦	tCH <sub>4</sub> /t	0.00048
	青刈りらい麦	tCH <sub>4</sub> /t	0.00048
	青刈りの麦(青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。)	tCH <sub>4</sub> /t	0.00049

【根拠条文】算定省令第4条第16項及び別表第8

別表10 廃棄物の埋立処分に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
廃棄物の埋立処分	食物くず(厨芥類)	tCH <sub>4</sub> /t	0.145
	紙くず	tCH <sub>4</sub> /t	0.136
	繊維くず	tCH <sub>4</sub> /t	0.150
	木くず	tCH <sub>4</sub> /t	0.151
	下水汚泥	tCH <sub>4</sub> /t	0.133
	し尿処理施設に係る汚泥	tCH <sub>4</sub> /t	0.133
	浄水施設に係る汚泥	tCH <sub>4</sub> /t	0.0250
	製造業に係る有機性の汚泥	tCH <sub>4</sub> /t	0.150

【根拠条文】算定省令第4条第17項、第18項及び別表第9

別表11 下水等及び雑排水の処理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
下水等及び雑排水の処理	終末処理場	tCH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	0.00000088
	し尿処理施設(嫌気性消化処理)	tCH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	0.00054
	し尿処理施設(好気性消化処理)	tCH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	0.0000055
	し尿処理施設(高負荷生物学的脱窒素処理)	tCH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	0.0000050
	し尿処理施設(生物学的脱窒素処理(標準脱窒素処理))	tCH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	0.0000059
	し尿処理施設(膜分離処理)	tCH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	0.0000055
	し尿処理施設(その他の処理)	tCH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	0.0000055
	コミュニティ・プラント	tCH <sub>4</sub> /人	0.00020
	既存単独処理浄化槽	tCH <sub>4</sub> /人	0.00020
	浄化槽(既存単独処理浄化槽を除く。)	tCH <sub>4</sub> /人	0.0011
	くみ取便所の便槽	tCH <sub>4</sub> /人	0.00020

【根拠条文】算定省令第4条第19項～第23項及び別表第10～別表第11

別表12 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
一般廃棄物の焼却	連続焼式焼却施設	tCH <sub>4</sub> /t	0.00000095
	準連続焼式焼却施設	tCH <sub>4</sub> /t	0.000077
	バッチ焼式焼却施設	tCH <sub>4</sub> /t	0.000076
産業廃棄物の焼却	汚泥	tCH <sub>4</sub> /t	0.0000097
	廃油	tCH <sub>4</sub> /t	0.00000056
工業炉等における廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	セメント焼成炉における廃ゴムタイヤの焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH <sub>4</sub> /t	0.00025
	セメント焼成炉における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH <sub>4</sub> /t	0.00036
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)における廃ゴムタイヤの焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH <sub>4</sub> /t	0.00025
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH <sub>4</sub> /t	0.00036
工業炉等における廃棄物燃料の使用	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tCH <sub>4</sub> /t	0.00035
	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tCH <sub>4</sub> /t	0.00022
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tCH <sub>4</sub> /t	0.00035
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tCH <sub>4</sub> /t	0.00022

【根拠条文】算定省令第4条第24項～第28項及び別表第12～別表第14

別表13 燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用に関する排出係数(1/2)

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	常圧流動床ボイラー(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.000054
	加圧流動床ボイラー(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.000050
	ボイラー(流動床以外、固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000058
	ボイラー(流動床以外、BC重油・原油)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000017
	ガス加熱炉(液体燃料、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000000069
	焙焼炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	焙焼炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	焙焼炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鑄造用、固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鑄造用、液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鑄造用、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	金属鍛造炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	金属鍛造炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	金属圧延加熱炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	金属圧延加熱炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	金属熱処理炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	金属熱処理炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	石油加熱炉(液体燃料、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000000069
	触媒再生塔(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000072
	セメント焼成炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	セメント焼成炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	セメント焼成炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	レンガ焼成炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	レンガ焼成炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	レンガ焼成炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	ドロマイト焼成炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	ドロマイト焼成炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	ドロマイト焼成炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	石灰焼成炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	石灰焼成炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	石灰焼成炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	炭素焼成炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	炭素焼成炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	炭素焼成炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	陶磁器焼成炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	陶磁器焼成炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	陶磁器焼成炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	その他の焼成炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	その他の焼成炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	その他の焼成炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014
	ガラス溶融炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	ガラス溶融炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
ガラス溶融炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014	
その他の溶融炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066	
その他の溶融炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010	
その他の溶融炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014	
反応炉(無機化学工業品用及び食料品用、固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066	
反応炉(無機化学工業品用及び食料品用、液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010	
反応炉(無機化学工業品用及び食料品用、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014	
直火炉(無機化学工業品用及び食料品用、固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066	
直火炉(無機化学工業品用及び食料品用、液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010	
直火炉(無機化学工業品用及び食料品用、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014	
セメント原料乾燥炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066	
セメント原料乾燥炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010	
セメント原料乾燥炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014	
レンガ原料乾燥炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066	
レンガ原料乾燥炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010	
レンガ原料乾燥炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000014	

別表13 燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用に関する排出係数(2/2)

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用 (つづき)	骨材乾燥炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	骨材乾燥炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	骨材乾燥炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000014
	鑄型乾燥炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	鑄型乾燥炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	鑄型乾燥炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000014
	洗剤乾燥炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	洗剤乾燥炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	洗剤乾燥炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000014
	その他の乾燥炉(固体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	その他の乾燥炉(液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	その他の乾燥炉(気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000014
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000014
	溶鉱炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000066
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、液体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000010
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000014
	ガスタービン(航空機又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000078
	ディーゼル機関(自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000017
	ガス機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000062
	ガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000062
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(一般炭、練炭又は豆炭)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.0000013
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(灯油)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000057
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(LPG、都市ガス)	tN <sub>2</sub> O/GJ	0.00000090

※燃料種別の発熱量については、別表1を参照

【根拠条文】算定省令第5条第1項及び別表第15

別表14 家畜の排せつ物の管理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
家畜の排せつ物の管理	牛(尿から分離したふん・天日乾燥)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	牛(尿から分離したふん・火力乾燥)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	牛(尿から分離したふん・強制発酵)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0039
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(乳用牛)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.038
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(肉用牛)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.025
	牛(尿から分離したふん・焼却)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0016
	牛(ふんから分離した尿・強制発酵)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	牛(ふんから分離した尿・浄化)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.079
	牛(ふんから分離した尿・貯留)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0016
	牛(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(乳用牛)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(肉用牛)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(乳用牛)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.038
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(肉用牛)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.025
	牛(ふんと尿との混合物・浄化)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.079
	牛(ふんと尿との混合物・貯留)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0016
	豚(尿から分離したふん・天日乾燥)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	豚(尿から分離したふん・火力乾燥)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	豚(尿から分離したふん・強制発酵)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0039
	豚(尿から分離したふん・堆積発酵)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.039
	豚(尿から分離したふん・焼却)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0016
	豚(ふんから分離した尿・強制発酵)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	豚(ふんから分離した尿・浄化)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.079
	豚(ふんから分離した尿・貯留)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0016
	豚(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・強制発酵)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・堆積発酵)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.039
	豚(ふんと尿との混合物・浄化)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.079
	豚(ふんと尿との混合物・貯留)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0016
	鶏(ふん・天日乾燥)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	鶏(ふん・火力乾燥)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	鶏(ふん・強制発酵)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0039
	鶏(ふん・堆積発酵)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.031
	鶏(ふん・焼却)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0016
	放牧されためん羊	tN <sub>2</sub> O/頭	0.00038
	その他のめん羊	tN <sub>2</sub> O/頭	0.000094
	放牧された山羊、馬	tN <sub>2</sub> O/頭	0.0013
	その他の山羊、馬	tN <sub>2</sub> O/頭	0.00031
	放牧された水牛	tN <sub>2</sub> O/頭	0.0013
	その他の水牛(固形にしたふん尿の乾燥又は貯留によりそのふん尿の管理が行われるもの)	tN <sub>2</sub> O/頭	0.0013
その他の水牛(燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの)	tN <sub>2</sub> O/頭	0	
放牧された牛が排せつするふん尿からの排出	tN <sub>2</sub> O/頭	0.00018	

※畜舎で飼養されている牛、豚、鶏の排せつ物の管理については、平成22年度から報告

【根拠条文】算定省令第5条第6項～第8項及び別表第7

別表15 肥料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
肥料の使用	野菜	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0097
	水稻	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0049
	果樹	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0097
	茶樹	tN <sub>2</sub> O/tN	0.046
	ばれいしょ	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0097
	飼料作物	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0097
	麦	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0097
	そば	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0097
	豆類	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0097
	かんしょ	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0097
	桑	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0097
	たばこ	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0097
	工芸農作物(茶樹、桑、たばこを除く。)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0097

【根拠条文】算定省令第5条第9項

別表16 耕地における農作物の残さのすき込みに関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
耕地における農作物の残さのすき込み	水稻	tN <sub>2</sub> O/t	0.00013
	小麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.000088
	二条大麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.00042
	六条大麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.000061
	裸麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.00024
	えん麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.00014
	らい麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.000094
	とうもろこし	tN <sub>2</sub> O/t	0.00032
	そば	tN <sub>2</sub> O/t	0.00025
	大豆	tN <sub>2</sub> O/t	0.00013
	小豆	tN <sub>2</sub> O/t	0.00017
	いんげんまめ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00015
	えんどうまめ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00031
	そらまめ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00031
	らっかせい	tN <sub>2</sub> O/t	0.00015
	えだまめ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00031
	さやいんげん	tN <sub>2</sub> O/t	0.00031
	かんしょ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00036
	こんにやく	tN <sub>2</sub> O/t	0.00036
	さといも	tN <sub>2</sub> O/t	0.00040
	ばれいしょ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00048
	やまのいも	tN <sub>2</sub> O/t	0.00020
	いちご	tN <sub>2</sub> O/t	0.00039
	すいか	tN <sub>2</sub> O/t	0.00034
	メロン	tN <sub>2</sub> O/t	0.00064
	きゅうり	tN <sub>2</sub> O/t	0.00052
	トマト	tN <sub>2</sub> O/t	0.00043
	なす	tN <sub>2</sub> O/t	0.00039
	ピーマン	tN <sub>2</sub> O/t	0.00039
	キャベツ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00072
	はくさい	tN <sub>2</sub> O/t	0.00079
	ほうれんそう	tN <sub>2</sub> O/t	0.00076
	ねぎ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00067
	たまねぎ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00025
	レタス	tN <sub>2</sub> O/t	0.00080
	だいこん	tN <sub>2</sub> O/t	0.00065
	にんじん	tN <sub>2</sub> O/t	0.00043
	かぼちゃ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00082
	こまつな	tN <sub>2</sub> O/t	0.00076
	ちんげんさい	tN <sub>2</sub> O/t	0.00076
	ふき	tN <sub>2</sub> O/t	0.00076
	みつば	tN <sub>2</sub> O/t	0.00076
	しゅんぎく	tN <sub>2</sub> O/t	0.00076
	にら	tN <sub>2</sub> O/t	0.00025
	にんにく	tN <sub>2</sub> O/t	0.00025
	セルリー	tN <sub>2</sub> O/t	0.0013
	カリフラワー	tN <sub>2</sub> O/t	0.00072
	ブロッコリー	tN <sub>2</sub> O/t	0.00076
	アスパラガス	tN <sub>2</sub> O/t	0.00025
	かぶ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00065
	ごぼう	tN <sub>2</sub> O/t	0.00043
	れんこん	tN <sub>2</sub> O/t	0.00043
	しょうが	tN <sub>2</sub> O/t	0.00054
茶	tN <sub>2</sub> O/t	0.00027	
てんさい	tN <sub>2</sub> O/t	0.00038	
さとうきび	tN <sub>2</sub> O/t	0.00083	
桑	tN <sub>2</sub> O/t	0.00015	
葉たばこ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00076	
なたね	tN <sub>2</sub> O/t	0.00025	
牧草	tN <sub>2</sub> O/t	0.00046	
青刈りとうもろこし	tN <sub>2</sub> O/t	0.00019	
ソルゴー	tN <sub>2</sub> O/t	0.00030	
青刈りえん麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.00033	
青刈りらい麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.00023	
青刈りの麦(青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。)	tN <sub>2</sub> O/t	0.00031	
いぐさ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00025	

【根拠条文】算定省令第5条第10項

別表17 農業廃棄物の焼却に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
農業廃棄物の焼却	水稲	tN <sub>2</sub> O/t	0.000057
	小麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.000038
	大麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.00013
	えん麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.000064
	らい麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.000043
	とうもろこし	tN <sub>2</sub> O/t	0.00014
	大豆	tN <sub>2</sub> O/t	0.000057
	小豆	tN <sub>2</sub> O/t	0.000074
	いんげんまめ	tN <sub>2</sub> O/t	0.000066
	えんどうまめ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00014
	らっかせい	tN <sub>2</sub> O/t	0.000063
	ばれいしよ	tN <sub>2</sub> O/t	0.00014
	てんさい	tN <sub>2</sub> O/t	0.000038
	さとうきび	tN <sub>2</sub> O/t	0.00035
	青刈りえん麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.000028
	青刈りらい麦	tN <sub>2</sub> O/t	0.000020
	青刈りの麦(青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。)	tN <sub>2</sub> O/t	0.000027

【根拠条文】算定省令第5条第11項及び別表第8

別表18 下水等及び雑排水の処理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
下水等及び雑排水の処理	終末処理場	tN <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup>	0.00000016
	し尿処理施設(嫌気性消化処理)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0000045
	し尿処理施設(好気性消化処理)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0000045
	し尿処理施設(高負荷生物学的脱窒素処理)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0029
	し尿処理施設(生物学的脱窒素処理(標準脱窒素処理))	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0000045
	し尿処理施設(膜分離処理)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0024
	し尿処理施設(その他の処理)	tN <sub>2</sub> O/tN	0.0000045
	コミュニティ・プラント	tN <sub>2</sub> O/人	0.000039
	既存単独処理浄化槽	tN <sub>2</sub> O/人	0.000020
	浄化槽(既存単独処理浄化槽を除く。)	tN <sub>2</sub> O/人	0.000026
	くみ取便所の便槽	tN <sub>2</sub> O/人	0.000020

【根拠条文】算定省令第5条第12項～第16項及び別表第10～別表第11



別表19 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
一般廃棄物の焼却	連続燃焼式焼却施設	tN <sub>2</sub> O/t	0.0000567
	準連続燃焼式焼却施設	tN <sub>2</sub> O/t	0.0000539
	バッチ燃焼式焼却施設	tN <sub>2</sub> O/t	0.0000724
工業炉等における廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	常圧流動床ボイラーにおける廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.0011
	常圧流動床ボイラーにおける廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.0016
	ボイラーにおける廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000012
	ボイラーにおける廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000017
	セメント焼成炉における廃油の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000046
	セメント焼成炉における廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000014
	セメント焼成炉における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000019
	その他の工業炉における廃油の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000046
	その他の工業炉における廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000014
	その他の工業炉における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000019
廃棄物の焼却	下水汚泥(高分子凝集剤を添加して脱水したもの)の流動床炉での焼却(通常燃焼)	tN <sub>2</sub> O/t	0.00151
	下水汚泥(高分子凝集剤を添加して脱水したもの)の流動床炉での焼却(高温燃焼)	tN <sub>2</sub> O/t	0.000645
	下水汚泥(高分子凝集剤を添加して脱水したもの)の多段炉での焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.000882
	下水汚泥(石灰系凝集剤を添加して脱水したもの)の焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.000294
	その他の下水汚泥の焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.000882
	汚泥(下水汚泥を除く。)の焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.00045
	廃油の焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.0000098
	廃ゴムタイヤの焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.00017
	廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.00017
	紙くず又は木くずの焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.000010
	繊維くずの焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.000010
	動植物性残渣又は家畜の死体の焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.000010
	ごみ固形燃料(RDF)の焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.00017
	ごみ固形燃料(RPF)の焼却	tN <sub>2</sub> O/t	0.00017
工業炉等における廃棄物等の原燃料としての使用	常圧流動床ボイラーにおけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.0016
	常圧流動床ボイラーにおけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.00097
	ボイラーにおけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000017
	ボイラーにおけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000010
	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000019
	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000012
	その他の工業炉におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000019
	その他の工業炉におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN <sub>2</sub> O/t	0.000012

【根拠条文】算定省令第5条第17項～第20項、別表第12及び別表第16～別表第17

(参考2)地球温暖化係数

温室効果ガス		地球温暖化係数	
1	二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	1
2	メタン	CH <sub>4</sub>	25
3	一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	298
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	—
	トリフルオロメタン	HFC-23	14,800
	ジフルオロメタン	HFC-32	675
	フルオロメタン	HFC-41	92
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,500
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,100
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,430
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	353
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,470
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	53
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	124
	フルオロエタン	HFC-161	12
	1・1・1・2・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,220
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	9,810
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,370
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,340
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	693
1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	1,030	
1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-365mfc	794	
1・1・1・2・3・4・4・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,640	
5	パーフルオロカーボン	PFC	—
	パーフルオロメタン	PFC-14	7,390
	パーフルオロエタン	PFC-116	12,200
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,830
	パーフルオロシクロプロパン		17,340
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	8,860
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	10,300
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	9,160
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	9,300
	パーフルオロデカリン	PFC-91-18	7,500
6	六ふっ化硫黄	SF <sub>6</sub>	22,800
7	三ふっ化窒素	NF <sub>3</sub>	17,200

【根拠条文】政令第4条

※受理年月日	
※処理年月日	

# 定期報告書

〇〇経済産業局長 殿

事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長及び当該法人が設置している全ての工場等に係る事業所管大臣（特定-第12表に記載した全ての事業所管大臣）宛に提出。  
一部省庁は地方支分部局長宛。

提出日を記入  
7月末日までに提出

〇 年 〇 月 〇 日

住 所 東京都〇〇〇  
法人名 株式会社□△〇工業  
法人番号 1234567890123  
代表者の役職名 代表取締役社長  
代表者の氏名 経済 太郎 印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第16条第1項、第27条第1項又は第38条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者ごとのエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量等の報告について、特定事業者又は特定連鎖事業者は特定-第12表において行います。認定管理統括事業者又は管理関係事業者は認定-第5表において行います。

なお、認定管理統括事業者が報告する特定-第12表には、認定管理統括事業者及び全ての管理関係事業者のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量等の合計量を記入します。

特定-第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

排出量算定の対象年度を記入

排出年度： 〇〇 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体	主たる事業	製鋼・製鋼圧延業			44,155 t-CO <sub>2</sub>	
	細分類番号	2	2	2		1
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣				
	商標又は商号等					
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業			41,215 t-CO <sub>2</sub>	
	細分類番号	2	2	2		1
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣				
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等			2,939 t-CO <sub>2</sub>	
	細分類番号	2	2	0		0
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO <sub>2</sub>	
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					

事業者の主たる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号（4桁）を記入

特定連鎖事業者の場合、連鎖事業者に関する商標又は商号を記入

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> について、事業分類ごとの排出量を記入

事業者で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、事業の名称、細分類番号、事業を所管する大臣を記入

備考1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定-第12表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。

6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定-第12表の2に必要事項を記載すること。

7 特定連鎖事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定-第12表の1の備考4（1）に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後排出量を必ず記入

調整後温室効果ガス排出量	33,953 t-CO <sub>2</sub>
--------------	--------------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh 0.000591	A社の基礎排出係数	A電力と契約している工場等
0.000530	B社の基礎排出係数	B電力と契約している工場等
0.000719	C社の基礎排出係数	C電力と契約している工場等
0.000500	D社の基礎排出係数	D電力と契約している工場等

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh 0.000589	A社の調整後排出係数	A電力と契約している工場等
0.000521	B社の調整後排出係数	B電力と契約している工場等
0.000717	C社の調整後排出係数	C電力と契約している工場等
0.000335	D社のメニューBの調整後排出係数	D電力とメニューBで契約している工場等

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量について、温対法政省令と異なる算定方法、排出係数を用いた場合は、その内容を記入

備考1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一第12表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種 別	合 計 量
1. 国内クレジット	100 t-CO <sub>2</sub>
2. オフセット・クレジット (J-VER)	0 t-CO <sub>2</sub>
3. グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量	0 t-CO <sub>2</sub>
4. J-クレジット	
5. JCM クレジット	70 t-CO <sub>2</sub>

調整後温室効果ガスの算定において、国内認証排出削減量を用いた場合はその種別及び量を記入（6の2にも記入）

調整後温室効果ガスの算定において、海外認証排出削減量を用いた場合はその量を記入（6の3にも記入）

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定-第1 2表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定-第1 2表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	国内クレジット	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
KC-300-000-000-000-001 ~ KC-300-000-000-000-100	平成〇〇年〇月〇日	100 t-CO <sub>2</sub>
6の1において国内認証排出削減量（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量、J-クレジットのいずれか又は複数）に記入した場合は、削減量の種別ごとに表を作成し、識別番号ごとに無効化日又は移転日、無効化量又は移転量をそれぞれ記入。 なお、無効化量は正の値、移転量は負の値で記入。 また、識別番号ごとに無効化又は移転を行ったことを確認できる書類を添付して提出。		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		100 t-CO <sub>2</sub>

削減量の種別	オフセット・クレジット (J-VER)	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JP-200-000-000-000-001 ~ JP-200-000-000-000-100	平成〇〇年〇月〇日	100 t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		100 t-CO <sub>2</sub>



削減量の種別	グリーンエネルギーCO2 削減相当量	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
12XY001-120425-00000101 ~ 12XY001-120425-00000080	平成〇〇年〇月〇日	80 t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		80 t-CO <sub>2</sub>

削減量の種別	J-クレジット	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JC-400-000-000-000-001 ~ JC-400-000-000-000-040	平成〇〇年〇月〇日	40 t-CO <sub>2</sub>
JC-400-000-000-000-101 ~ JC-400-000-000-000-160	平成〇〇年〇月〇日	60 t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		100 t-CO <sub>2</sub>

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
- 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
- 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	JCM クレジット	
識別番号	無効化日	無効化量
JCM-MN-JP-101-600-99901-2015-2015	平成〇〇年〇月〇日	70 t-CO <sub>2</sub>
6の1において海外認証排出削減量を記入した場合は、削減量の種別ごとに表を作成し、識別番号ごとに無効化日、無効化量を記入。 また、識別番号ごとに無効化を行ったことを確認できる書類を添付して提出。		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		70 t-CO <sub>2</sub>

- 備考1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
- 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
- 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

備考1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1.

権利利益の保護請求を行う場合は「1. 有」に○を付ける(温対法様式第1の2も提出)。行わない場合は「2. 無」に○

排出量の関連情報の提供を行う場合は「1. 有」に○を付ける(温対法様式第2も提出)。行わない場合は「2. 無」に○

認定管理統括事業者又は管理関係事業者であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者における事業者ごとのエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量等の報告はこの認定-第5表において行います。

認定-第5表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出量算定の対象年度を記入

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

排出年度： ○○ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体	主たる事業	製鋼・製鋼圧延業			44,155 t-CO <sub>2</sub>	
	細分類番号	2	2	2		1
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣				
	商標又は商号等					
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業			41,215 t-CO <sub>2</sub>	
	細分類番号	2	2	2		1
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣				
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等			2,939 t-CO <sub>2</sub>	
	細分類番号	2	2	0		0
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO <sub>2</sub>	
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					

事業者の主たる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号（4桁）を記入

特定連鎖化事業者の場合、連鎖化事業者に関する商標又は商号を記入

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> について、事業分類ごとの排出量を記入

事業者で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、事業の名称、細分類番号、事業を所管する大臣を記入

備考1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定-第5表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。

6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定-第5表の2に必要な事項を記載すること。

7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、認定-第5表の1の備考4（1）に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後排出量を必ず記入

調整後温室効果ガス排出量	33,953 t-CO <sub>2</sub>
--------------	--------------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh 0.000591	A社の基礎排出係数	A電力と契約している工場等
0.000530	B社の基礎排出係数	B電力と契約している工場等
0.000719	C社の基礎排出係数	C電力と契約している工場等
0.000500	D社の基礎排出係数	D電力と契約している工場等

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh 0.000589	A社の調整後排出係数	A電力と契約している工場等
0.000521	B社の調整後排出係数	B電力と契約している工場等
0.000717	C社の調整後排出係数	C電力と契約している工場等
0.000335	D社のメニューBの調整後排出係数	D電力とメニューBで契約している工場等

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量について、温対法政省令と異なる算定方法、排出係数を用いた場合は、その内容を記入

備考1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一第5表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種 別	合 計 量
1. 国内クレジット	100 t-CO <sub>2</sub>
2. オフセット・クレジット (J-VER)	0 t-CO <sub>2</sub>
3. グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量	0 t-CO <sub>2</sub>
4. J-クレジット	
5. JCM クレジット	70 t-CO <sub>2</sub>

調整後温室効果ガスの算定において、国内認証排出削減量を用いた場合はその種別及び量を記入（6の2にも記入）

調整後温室効果ガスの算定において、海外認証排出削減量を用いた場合はその量を記入（6の3にも記入）

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定一第5表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定一第5表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	国内クレジット	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
KC-300-000-000-000-001 ~ KC-300-000-000-000-100	平成〇〇年〇月〇日	100 t-CO <sub>2</sub>
6の1において国内認証排出削減量（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量、J-クレジットのいずれか又は複数）に記入した場合は、削減量の種別ごとに表を作成し、識別番号ごとに無効化日又は移転日、無効化量又は移転量をそれぞれ記入。 なお、無効化量は正の値、移転量は負の値で記入。 また、識別番号ごとに無効化又は移転を行ったことを確認できる書類を添付して提出。		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		100 t-CO <sub>2</sub>

削減量の種別	オフセット・クレジット (J-VER)	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JP-200-000-000-000-001 ~ JP-200-000-000-000-100	平成〇〇年〇月〇日	100 t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		100 t-CO <sub>2</sub>

削減量の種別	グリーンエネルギーCO2削減相当量	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
12XY001-120425-00000101 ~ 12XY001-120425-00000080	平成〇〇年〇月〇日	80 t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		80 t-CO <sub>2</sub>

削減量の種別	J-クレジット	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JC-400-000-000-000-001 ~ JC-400-000-000-000-040	平成〇〇年〇月〇日	40 t-CO <sub>2</sub>
JC-400-000-000-000-101 ~ JC-400-000-000-000-160	平成〇〇年〇月〇日	60 t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		100 t-CO <sub>2</sub>

- 備考1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
- 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
- 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。



6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	JCM クレジット	
識別番号	無効化日	無効化量
JCM-MN-JP-101-600-99901-2015-2015	平成〇〇年〇月〇日	70 t-CO <sub>2</sub>
6の1において海外認証排出削減量を記入した場合は、削減量の種別ごとに表を作成し、識別番号ごとに無効化日、無効化量を記入。 また、識別番号ごとに無効化を行ったことを確認できる書類を添付して提出。		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		70 t-CO <sub>2</sub>

- 備考1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
- 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
- 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

備考1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1.

権利利益の保護請求を行う場合は「1. 有」に○を付ける(温対法様式第1の2も提出)。行わない場合は「2. 無」に○

排出量の関連情報の提供を行う場合は「1. 有」に○を付ける(温対法様式第2も提出)。行わない場合は「2. 無」に○

指定-第10表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	25,132 t-CO <sub>2</sub>
-----------------------	--------------------------

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。  
 (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  
 (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  
 (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギー管理指定工場等ごとのエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量を記入

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定-第10表の3にも必要事項を記載すること。

エネルギー管理指定工場等が電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設の場合にのみ記入

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO <sub>2</sub>
-----------------------	-------------------

備考 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第10表の1の備考1(1)に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh 0.000738	C社の基礎排出係数	C社の買電
0.000603	D社の基礎排出係数	D社の買電

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量について、温対法政省令と異なる算定方法、排出係数を用いた場合は、その内容を記入             </div>
---

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定一第 10 表の 3 に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有  2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有  2. 無
------------------------------------	------------------	-----------------------------------	------------------

備考 1 本エネルギー管理指定工場等、地球温暖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等に係る権利利益の保護請求を行う場合は「1. 有」に係る報告に○を付ける(温対法様式第 1 の 2 も提出)。行わない場合は「2. 無」に○を付ける(温対法様式第 2 も提出)。排出量の関連情報の提供を行う場合は「1. 有」に○を付ける(温対法様式第 2 も提出)。行わない場合は「2. 無」に○を付ける(温対法様式第 2 も提出)。工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

# 温対法 報告書 様式第1 記入例

様式第1 (第4条関係)

## 温室効果ガス算定排出量等の報告書

経済産業大臣 (関東経済産業局長) 殿

提出日を記入 (提出期限は毎年7月末日まで)

×年×月×日

事業所管大臣 (第1表に記載した全ての事業所管大臣) 宛に提出。一部省庁は地方支分部局長宛。

報告者 住所 〒100-00XX

(ふりがな)  
氏名

東京都千代田区霞が関×-×-×

環境株式会社

代表取締役社長 環境太郎 印

事業者の住所 (本社所在地等)、事業者名、代表者役職名、代表者氏名を記入

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号。以下「法」という。) 第26条第1項及び第2項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード	X	X	X	X	X	X	特定排出者コードを記入				
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号	YYYYYYYY						省エネ法の指定を受けている事業者は、該当する事業者番号を記入				
特定排出者の名称 (前回の報告における名称)	環境株式会社						事業者名				
所在地	〒100-00XX 東京都千代田区						事業者の主たる事務所所在地				
特定連鎖化事業者の場合、連鎖化事業者に関する商標又は商号を記入	かすみがせき 霞ヶ関〇-〇-〇						事業者の主たる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号 (4桁) を記入 また、当該事業を所管する大臣を記入				
商標又は商号等											
特定排出者の主たる事業	金属工作機械製造業						事業コード	2	6	6	1
特定排出者の主たる事業を所管する大臣	経済産業大臣										
特定排出者において常時使用される従業員の数	500人						事業者全体の従業員数を記入				
温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量	第1表、第2表及び別紙のとおり										
権利利益の保護に係る請求の有無	1. 有 2. 無			その他の関連情報の提供の有無			1. 有 2. 無				
権利利益の保護請求を行う場合は「1. 有」に○を付ける (様式第1の2も提出)。行わない場合は「2. 無」に○				排出量の関連情報の提供を行う場合は「1. 有」に○を付ける (様式第2も提出)。行わない場合は「2. 無」に○							
担当者 (問い合わせ先)	環境部〇〇課										
氏名	環境良男						本報告書に関して省庁から問い合わせさせて頂く場合の御連絡先担当者の部署名、氏名、電話番号を記入				
電話番号	03-XXXX-XXXX										
※受理年月日	▼ 記入不要		日	※処理年月日	▼ 記入不要		日				

- 備考
- 1 本報告書は、特定排出者ごとに作成すること。
  - 2 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。
  - 3 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
  - 4 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - 5 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
  - 6 特定排出者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
  - 7 特定排出者の主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定排出者にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。

- 8 特定排出者において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日）における人数を記載すること。
- 9 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
- 10 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 11 ※の欄には、記載しないこと。
- 12 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【特定排出者単位の報告】

排出年度：〇〇年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		温室効果ガス算定排出量					
			①エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	②非エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	③廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネ ルギー起源 CO <sub>2</sub>	④メタン	⑤N <sub>2</sub> O	
—	事業者全体で温対法政省令の算定方法による排出量が3,000tCO <sub>2</sub> 以上であるガスのみ記入。なお、②及び③は合わせて3,000tCO <sub>2</sub> 以上の場合に記入。		③を除く)					
	▼①及び⑩は省エネ法定期報告書において報告するため記入不要(省エネ法定期報告書を提出しない事業者がエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量を報告する場合を除く)			2,546 t-CO <sub>2</sub>	③ 1,011 t-CO <sub>2</sub>	④	⑤ 4,125 t-CO <sub>2</sub>	
	特定排出者全体		⑥	⑦ 3,218 t-CO <sub>2</sub>	⑧	⑨	⑩	
1	事業の名称	金属工作機械 製造業	①	② 2,003 t-CO <sub>2</sub>	③ 1,011 t-CO <sub>2</sub>	④	⑤ 2,109 t-CO <sub>2</sub>	
	細分類番号	2   6   6   1	⑥	⑦ 3,217 t-CO <sub>2</sub>	「特定排出者全体」の欄で記入したガスについて、事業分類ごとの排出量を記入			
	当該事業を 所管する大臣	経済産業大臣						
2	事業の名称	パン製造業	①	② 543 t-CO <sub>2</sub>	③	④	⑤ 2,015 t-CO <sub>2</sub>	
	細分類番号	0   9   7   1				⑨	⑩	
	当該事業を 所管する大臣	農林水産大臣	事業者で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、事業の名称、細分類番号、事業を所管する大臣を記入					
3	事業の名称		①	②	③	④	⑤	
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	当該事業を 所管する大臣							

- 備考
- 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。
  - 2 番号1から3までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
  - 3 ①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
    - ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
    - ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①及び③を除く。）
    - ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
    - ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
    - ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
    - ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
    - ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
    - ⑧ 六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
    - ⑨ 三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量
    - ⑩ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）
  - 4 ①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
    - (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
    - (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
    - (3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
  - 5 ①の量に、備考の4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の1及び第3表の2にも必要事項を記載すること。
  - 6 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
    - (1) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
      - イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
      - ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途

ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途

(2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用

- 7 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 8 ⑩の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 9 ⑪の欄には、備考の 4 (1)に掲げる量を記載すること。
- 10 本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑩の欄には記載する必要はないこと。

第 2 表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量を記入。	
▼省エネ法定定期報告書を提出する事業者は、省エネ法定定期報告書において報告するため記入不要	
調整後温室効果ガス排出量	8,338 t-CO <sub>2</sub>

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

第3表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量を報告する事業者のみ記入  
 ▼省エネ法定定期報告書を提出する事業者は、省エネ法定定期報告書において報告するため記入不要

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

第3表の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量を報告する事業者のみ記入  
 ▼省エネ法定定期報告書を提出する事業者は、省エネ法定定期報告書において報告するため記入不要

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。



第4表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	【廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用】 廃油の焼却の排出係数を省令に定める2.92ではなく、当社で実測から求めた2.85として算定した。
PFC	【半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用】 FT-IR法により〇社製のガス計測器を用いてプロセス装置と障害装置の組合せごとに年2回実測した結果、PFC-14の排出係数0.75、生涯効率0.92であったため、次式を用いて排出量を算定した。 <b>PFC排出量=PFC-14使用量×排出係数0.75×(1-障害効率0.92)</b>
温対法政省令の算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いて算定した場合に、該当する温室効果ガス及び排出活動並びに算定方法又は排出係数の内容を記入。  ▼エネルギー起源 CO <sub>2</sub> に関する事項は省エネ法定期報告書において報告するため記入不要（省エネ法定期報告書を提出しない事業者を除く）	

- 備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の1及び第3表の2に記載すること。

第5表の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の量及び海外認証排出削減量の量

種	計 量
1. 国内クレジット	100 t-CO <sub>2</sub>
2. オフセット・クレジット (J-VER)	150 t-CO <sub>2</sub>
3. グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量	50 t-CO <sub>2</sub>
4. J-クレジット	100 t-CO <sub>2</sub>
5. JCM クレジット	70 t-CO <sub>2</sub>

▼省エネ法定期報告書を提出する事業者は、省エネ法定期報告書において報告するため記入不要。（第5表の2、第5表の3も同じ）

調整後温室効果ガスの算定において、国内認証排出削減量を用いた場合はその種別及び量を記入（第5表の2にも記入）

調整後温室効果ガスの算定において、海外認証排出削減量を用いた場合はその量を記入（第5表の3にも記入）

- 備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、第5表の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	オフセット・クレジット (J-VER)	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JP-200-000-000-000-001 ~ JP-200-000-000-000-070	平成〇〇年〇月〇日	70 t-CO <sub>2</sub>
JP-200-000-000-000-101 ~ JP-200-000-000-000-180	平成〇〇年〇月〇日	80 t-CO <sub>2</sub>
第5表の1において国内認証排出削減量(国内クレジット、オフセット・クレジット(J-VER)、グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量、J-クレジットのいずれか又は複数)に記入した場合は、削減量の種別ごとに表を作成し、識別番号ごとに無効化日又は移転日、無効化量又は移転量をそれぞれ記入。 なお、無効化量は正の値、移転量は負の値で記入。 また、識別番号ごとに無効化又は移転を行ったことを確認できる書類を添付して提出。		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		150 t-CO <sub>2</sub>

- 備考
- 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
  - 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
  - 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
  - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
  - 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
  - 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
  - 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	JCM クレジット	
識別番号	無効化日	無効化量
JCM-MN-JP-101-600-99901-2015-2015	平成〇〇年〇月〇日	70 t-CO <sub>2</sub>
第5表の1において海外認証排出削減量を記入した場合は、削減量の種別ごとに表を作成し、識別番号ごとに無効化日、無効化量を記入。 また、識別番号ごとに無効化を行ったことを確認できる書類を添付して提出。		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		70 t-CO <sub>2</sub>

- 備考
- 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
  - 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
  - 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全て(制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字)を記載すること。
  - 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
  - 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第6表 特定排出者が設置する特定事業所の一覧

事業所番号	エネルギー管理指定工場等番号 (指定区分)	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において行われる事業	
				事業コード	事業の名称
1	(第 種)	東京工場	〒XXX-XXXX 東京都港区虎ノ門 X-X-X	2	6 6 1 金属工作機械製造業
2	(第 種)				
3	(第 種)				
4	(第 種)		〒		
5	(第 種)				
6	(第 種)		〒		
7	(第 種)		〒		
8	(第 種)		〒		
9	(第 種)		〒		
10	(第 種)		〒		

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外のいずれの温室効果ガスにおいて 3,000tCO<sub>2</sub> 以上の排出量がある事業所（特定事業所）について、該当事項をもれなく記入。

また、省エネ法定期報告書を提出しない事業者において、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量を報告する事業所（特定事業所）を有する場合は、本表に該当事項をもれなく記入。

なお、本表に記入した特定事業所については、特定事業所ごとの排出量等を別紙に記入の上、あわせて事業所管大臣へ提出。

エネルギー管理指定工場等の場合は、エネルギー管理指定工場等番号も記入。

▼エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外のいずれの温室効果ガスとも排出量が 3,000tCO<sub>2</sub> 未満の事業所については、本表への記入不要

本表へ記入する事業所を 11 以上有する場合は、欄を増やし 11 以上の番号を順次記入。

- 備考
- 1 本表には、特定排出者が設置しているすべての特定事業所について必要事項を記載すること。
  - 2 エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。
  - 3 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
  - 4 本表に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量等を、別紙を添付することにより報告すること。

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

		第6表の事業所番号を記入		事業所番号		1	
事業所の名称 (ふりがな) (前回の報告における名称)		とうきょうこうじょう <b>東京工場</b> 事業所名					
所在地 (ふりがな)		〒XXXX-XXXX <b>東京</b> <input checked="" type="radio"/> 都道府県 <b>港</b> <input checked="" type="radio"/> 市区町村		事業所の住所を記入			
事業所において行われる事業		とらのもん <b>虎ノ門X-X-X</b> 事業所の主たる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称を記入					
特定排出者コード		X X X X X X X X X		特定排出者コードを記入			
都道府県コード		1 3		事業コード		2 6 6 1	
エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくエネルギー管理 温室効果		エネルギー管理指定工場等の場合は、 エネルギー管理指定工場等番号を記入		事業所の主たる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の番号(4桁)を記入			
権利利益の保護に係る請求の有無		1. 有 <input checked="" type="radio"/> 2. 無		その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○を付けること) 排出量の関連情報の提供を行う場合は「1. 有」に○を付ける(様式第2も提出)。 行わない場合は「2. 無」に○		1. 有 <input checked="" type="radio"/> 2. 無	
担当者 (問い合わせ先)		(ふりがな) 氏名		かんきょうじろう <b>環境二郎</b> 本報告書に関して省庁から問い合わせさせて頂く場合の御連絡先担当者の部署名、氏名、電話番号を記入			
		電話番号		03-XXXX-XXXX			

- 備考
- 1 本別紙は、第6表に記載する事業所ごとに作成すること。
  - 2 事業所番号の欄には、第6表の事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
  - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
  - 4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
  - 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
  - 6 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、法第27第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
  - 7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
  - 8 ※の欄には、記載しないこと。

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量				
①エネルギー起源 CO <sub>2</sub>  t-CO <sub>2</sub>	②非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (③を除く) <b>1,995</b> t-CO <sub>2</sub>	③廃棄物の原燃料使用に伴 う非エネルギー起源CO <sub>2</sub> <b>1,011</b> t-CO <sub>2</sub>	④メタン  t-CO <sub>2</sub>	⑤N <sub>2</sub> O  t-CO <sub>2</sub>
⑥HFC  t-CO <sub>2</sub>	⑦PFC <b>3,218</b> t-CO <sub>2</sub>	⑧SF <sub>6</sub>  t-CO <sub>2</sub>	⑨NF <sub>3</sub>  t-CO <sub>2</sub>	⑩エネルギー起源CO <sub>2</sub> (発電所等配分前) t-CO <sub>2</sub>

- 備考 1 ①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
  - ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (①及び③を合算)
  - ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
  - ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
  - ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
  - ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
  - ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
  - ⑧ 六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
  - ⑨ 三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量
  - ⑩ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (発電所等配分前)
- 2 ①の欄には、次に掲げる量 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
  - (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
  - (3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 3 ①の量に、備考の2(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表にも必要事項を記載すること。
- 4 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却 (当該廃棄物が燃料 (廃棄物を原材料とする燃料を除く。) に代えて燃焼の用に供される場合に限る。) 又は次に掲げる用途への使用
    - イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
    - ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
    - ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
  - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 5 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 6 ⑩の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 7 ⑩の欄には、備考の2(1)に掲げる量を記載すること。
- 8 本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑩の欄には記載する必要はないこと。

当該事業所で温対法政省令の算定方法による排出量が3,000tCO<sub>2</sub>以上であるガスのみ記入。なお、②及び③は合わせて3,000tCO<sub>2</sub>以上の場合に記入。

▼①及び⑩は省エネ法定期報告書において報告するため記入不要 (省エネ法定期報告書を提出しない事業者を除く)

別紙第2表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
t-CO <sub>2</sub> /kWh	<p>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量を報告する事業者のみ記入</p> <p>▼省エネ法定期報告書を提出する事業者は、省エネ法定期報告書において報告するため記入不要</p>

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

別紙第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	<b>【廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用】</b>
PFC	<p><b>【半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用】</b></p> <p>FT-IR法により〇社製のガス計測器を用いてプロセス装置と障害装置の組合せごとに年2回実測した結果、PFC-14の排出係数0.75、生涯効率0.92であったため、次式を用いて排出量を算定した。</p> <p><b>PFC排出量=PFC-14使用量×排出係数0.75×(1-障害効率0.92)</b></p>
<p>温対法政省令の算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いて算定した場合に、該当する温室効果ガス及び排出活動並びに算定方法又は排出係数の内容を記入。</p> <p>▼エネルギー起源 CO<sub>2</sub>に関する事項は省エネ法定期報告書において報告するため記入不要（省エネ法定期報告書を提出しない事業者を除く）</p>	

備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表に記載すること。

# 温対法 報告書 様式第1の2 記入例

様式第1の2 (第6条及び第15条関係)

【ご注意】 この様式を提出する場合は、電子報告システムは使用できません。	年 月 日 ▼記入不要
	※決定通知日 年 月 日

事業所管大臣宛に提出。  
一部省庁は地方支分部局長宛。  
\*: 本請求の対象となる温室効果ガス排出量等を報告する報告書(省エネ法定期報告書又は温対法報告書様式第1)の提出先と同じ全ての事業所管大臣宛に提出。

権利利益の保護に係る請求書

提出日を記入(提出期限は毎年7月末日まで)

×年×月×日

経済産業大臣(関東経済産業局長) 殿  
請求者

事業者の住所(本社所在地等)、  
事業者名、  
代表者役職名、  
代表者氏名を記入

住所 〒100-00XX  
東京都千代田区霞が関×-×-×  
環境株式会社  
代表取締役社長 環境 太郎  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の規定により、同法第26条第1項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量に代えて、同法第27条第1項で定めるところにより合計した量をもって同法第28条第1項の規定による通知を行うことを請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第4条第2項第12号に掲げる事項	
(温室効果ガスの名称) <b>メタン</b>	4,300 t-CO <sub>2</sub>
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由	
<p>○権利利益保護の請求が基礎排出量の場合 請求の対象となる「温室効果ガスの名称」及び「温室効果ガス算定排出量」をそれぞれ記入</p> <p>○権利利益保護の請求が調整後温室効果ガス排出量の場合 「温室効果ガスの名称」欄に「調整後温室効果ガス排出量」と記入し、その排出量も記入</p> <p>○権利利益保護の請求が算定割当量の合計量又は国内認証排出削減量の種別ごとの合計量の場合 「温室効果ガスの名称」欄に算定割当量の種類又は国内認証排出削減量の種別を記入し、算定割当量又は国内認証排出削減量も記入</p>	
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実	
<p>次の事項について記入。なお、本欄に書ききれない場合は資料添付も可。</p> <p>○請求に係る温室効果ガス算定排出量等の情報が通常一般に入手できない状態にあることの説明</p> <p>○権利利益が害されるおそれがあると思われる背景となる事情(温室効果ガスである物質が排出される活動、排出の具体的な態様、競争事情等)</p> <p>○請求に係る温室効果ガス算定排出量等の情報が公にされることにより請求の権利利益が害される具体的な事情</p>	

- 備考
- ※の欄には、記載しないこと。
  - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
  - 本様式は、請求に係る温室効果ガスである物質ごとに作成すること。
  - 権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。
  - 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

# 温対法 報告書 様式第2 記入例

様式第2（第11条及び第19条関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

**【ご注意】令和元年度から様式が一部変更されています！**

×年×月×日

経済産業大臣（関東経済産業局長） 殿  
提供者

事業所管大臣\*宛に提出。  
一部省庁は地方支分部局長宛。  
\*：本様式とともに提出する報告書  
（省エネ法定期報告書又は温対法報告書様式第1）の提出先と同じ全ての事業所管大臣宛に提出。

(ふりがな) 住所 〒100-00XX  
東京都千代田区霞が関X-X-X  
(ふりがな) 氏名 環境株式会社  
代表取締役社長 環境 太郎 印  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定により 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する

事業者全体に関する情報を提供する場合は「1」を記入。（記入内容は公表）  
特定事業所に関する情報を提供する場合は「2」を記入。（記入内容は開示請求に基づき開示）

- この情報は、  
と同意の上提供するものです。（特定排出者として1枚のみ提出可）
- この情報は、当事業所のみに係るものであり、請求に応じてのみ開示されること、  
の上提供するものです。（事業所として1枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること）→

1

特定排出者コード	X	X	X	X	X	X	X	X	X	事業所番号	1
エネルギー管理指定工場等番号	特定事業所に関する情報の場合は、 該当事項をもれなく記入										
事業所の名称											

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報		
電力の排出係数を固定（平成××年度の係数）して算定した場合、基礎排出量××t、調整後排出量××tとなる。		
エネルギーの使用に伴って発生するCO <sub>2</sub> の排出量が、前年度に比較し10%増加したが、××製品の製造量が前年度比で150%増加となったためである。		
2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報		
××製品に係る製造量あたりのCO <sub>2</sub> の排出原単位の増減については、弊社ホームページ（URL：×××）及び平成××年版環境報告書を参照されたい。		
3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報		
××製品は従来品に比較し省エネ型であり、この製品を使用することにより製品ユーザのエネルギー使用量は、従来型の製品に比較し××%削減できる。		
4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報		
3項で示したユーザのエネルギー使用量の削減効果については、××検査機関による試験で確認されている。		
5. その他の情報		
弊社ではJCM事業として××国の××プロジェクトを行っている。		
担当者 (問い合わせ先)	部 署 (ふりがな)	環境部〇〇課 かんきょう よしお

本様式に関して省庁から問い合わせさせて頂く場合の御連絡先担当者の部署名、氏名、電話番号を記入



		氏 名	環境 良男	
		電 話 番 号	03-XXXX-XXXX	
※受理年月日	▼記入不要	日	※処理年月日	▼記入不要
				日

- 備考 1 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、事業所ごと又は特定排出者ごとに1枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者が設置するいずれかの事業所の報告又はエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、認定管理統括荷主、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者若しくは特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。
- 2 提供された事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報については公表されるものであること。  
ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
- 3 全ての欄に記載する必要はないこと。
- 4 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。
- 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 事業所番号の欄には、様式第1第6表の事業所番号を記載すること。
- 7 エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。
- 8 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 9 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位(温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量(以下単に「温室効果ガスの排出量」という。))を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。)の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 10 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、事業所又は特定排出者における省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組、事業所横断的な取組等の概要について記載することができる。その際、削減効果と併せて記載することができる。
- 11 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。
- 12 その他の情報の欄には、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の移転及び取得に関すること、再生可能エネルギーの環境価値として第三者機関の認証を受け発行される証書の購入量、事業者のサプライチェーン全体における温室効果ガス排出量の情報等、1から4までの各欄に記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。
- 13 担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
- 14 ※の欄には、記載しないこと。
- 15 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4 (第22条の3第1項関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	▼記入不要

電子情報処理組織使用届出書

提出日を記入  
×年×月×日

関東地方環境事務所長 殿

経済産業局長又は地方環境事務所長宛。

提出者 住所 〒100-XXXX  
東京都千代田区霞が関X-X  
氏名 環境株式会社  
代表取締役社長 環境 太郎 印  
(法人にあつては名称及び代表者氏名)

事業者の住所(本社所在地等)、事業者名、代表者役職名、代表者氏名を記入

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による報告及び第32条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者コードを記入

特定排出者コード	X	X	X	X	X	X	X	X	X
特定排出者の名称	環境株式会社								
所在地	〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関X-X-X								
担当者	部署	環境部〇〇課							
	氏名	環境 良男							
	電話番号	03-XXXX-XXXX							
	メールアドレス	abc@def.xx.xx							

事業者の主たる事務所所在地

本届出書に関して省庁から問い合わせさせて頂く場合の御連絡先担当者の部署名、氏名、電話番号、メールアドレスを記入

- 備考
- ※の欄には、記入しないこと。
  - 宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
  - 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
  - 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
  - 本様式の使用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

# 電子情報処理組織の使用に係る識別符号兼用申請書 記入例

## 電子情報処理組織の使用に係る識別符号兼用申請書

提出日を記入

×年×月×日

関東地方環境事務所長 殿

経済産業局長又は地方環境事務所長宛。

提出者

〒000-0000

東京都千代田区霞が関1-2-2

事業者の住所（本社所在地等）、事業者名、代表者役職名、代表者氏名を記入

株式会社〇〇 代表取締役社長 □□ □□ ⑩

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

フロン法電子報告システムにおける識別符号（ID）<sup>1</sup>を、省エネ法・温対法電子報告システムにおける識別符号（ID）<sup>2</sup>として兼用することについて、以下の事項を申請します。

特定排出者コードを記入

特定排出者コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9
特定排出者の名称	株式会社〇〇								
兼用を希望するフロン法電子報告システムの識別符号（ID）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0								

事業者名を記入

フロン法電子報告システムで発行されたログインID（10桁）を記入

<sup>1</sup> フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成26年内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第2号）第10条第2項に基づき環境大臣又は経済産業大臣が付与する識別符号

<sup>2</sup> 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第2号）第22条の3第2項に基づき地方環境事務所長又は経済産業局長が付与した識別符号

## 提出先一覧

報告等に関する書類の提出先である事業所管大臣については、報告等に係る特定排出者が行う事業の内容によって判断します。

各事業所管大臣が所管する事業は、下表に示すとおりです。なお、表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。また、下記一覧によっても事業所管大臣が不明のときは、直接各省庁にお尋ねください。

※省エネルギー法の報告は、事業所管大臣の他に経済産業大臣へも提出する必要があります。

表 事業別所管大臣の一覧(1/3)

事業所管大臣	所管する事業	
内閣総理大臣	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車運転教習所</li> <li>●警備保障</li> <li>●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣または農林水産大臣と共管）</li> <li>●質屋</li> <li>●中古品の売買</li> </ul>
	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定目的会社（SPC）</li> <li>●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管</li> <li>●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管</li> <li>●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管</li> </ul>
総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信書送達業（郵便法第5条に定める信書の引受、収集区分及び配達を業として行うこと）</li> <li>●放送業</li> <li>●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。）</li> <li>●通信工事（国土交通大臣と共管）</li> <li>●宝くじの販売</li> </ul>	
財務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●酒類、たばこ又は塩の製造、販売または輸出入※</li> <li>●通関業※</li> </ul>	
文部科学大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。</li> <li>●著作権に関する事業</li> <li>●出版物の製造、製作</li> <li>●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要</li> <li>●宗教団体、宗教団体事務所</li> <li>●学術・文化団体</li> <li>●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売</li> <li>●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）</li> </ul>	
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品（動、植物用を除く。）</li> <li>・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管）</li> <li>・医薬部外品</li> <li>・食品添加物（農林水産大臣と共管）</li> <li>・化粧品（研究開発に限る。）※</li> <li>・食肉加工製品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・栄養食品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・健康食品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※）</li> <li>・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※）</li> <li>・眼鏡、コンタクトレンズ</li> <li>・健康維持用品※</li> </ul> </li> <li>●飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）とも共管）</li> <li>●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）を除く。）</li> <li>●洗濯</li> <li>●理容</li> <li>●美容</li> <li>●公衆、特殊浴場</li> <li>●映画館※</li> <li>●劇場</li> <li>●興行場</li> <li>●臨床検査</li> <li>●社会保険、社会福祉事業（更正保護事業を含まない。）</li> <li>●上水道業</li> <li>●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業（病院等）</li> <li>●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管）</li> <li>●職業紹介事業 →船員については国土交通大臣専管</li> <li>●労働者派遣事業 →船員については国土交通大臣専管</li> </ul>	

表 事業別所管大臣の一覧(2/3)

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
農林 水産 大臣	<p>●農林水産（畜産を含む。） ●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※</p> <p>●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたは、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠または木材チップは※）、または輸出入※、リース※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）とも共管） <ul style="list-style-type: none"> <li>→飲食料品を主に販売するスーパー、小売業は農林水産大臣所管。百貨店・総合スーパーは経済産業大臣専管</li> </ul> </li> <li>・食用アミノ酸</li> <li>・動植物油脂</li> <li>・農薬（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・農機具※</li> <li>・麻のねん糸</li> <li>・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。） <ul style="list-style-type: none"> <li>→塗装した単板・合板は経済産業大臣専管</li> </ul> </li> <li>・真珠（養殖・加工剤を含む。）</li> <li>・装身具（真珠を含む場合に限る。）※ →装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管</li> <li>・栄養食品（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・なめし前の皮※ →なめし皮は経済産業大臣専管</li> <li>・精洗前の羽毛※ →精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれないが、農林水産大臣所管となる。</li> <li>・食品添加物（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・グルタミン酸ソーダ</li> <li>・飼料</li> <li>・動、植物用医薬品</li> <li>・温室</li> <li>・木材</li> <li>・イーストまたは酵母剤</li> <li>・氷</li> <li>・動植物用医療機器</li> <li>・園芸用品</li> <li>・肥料※</li> <li>・生糸</li> <li>・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管）</li> </ul> <p>●農林園芸用施設の資材の製造販売 ●木材薬品処理業※</p> <p>●造園業 ●給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要）</p> <p>●動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管）</p> <p>●競馬場</p>
経済 産業 大臣	<p>●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管または他の大臣間の共管の事業以外の事業</p> <p>このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照してください。</p> <p>経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業の全てではありません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機（製造、卸売、輸出入）</li> <li>・武器（製造、売買、輸出入）</li> <li>・フィルム（製造、売買、輸出入）</li> <li>・新聞業</li> <li>・クレジットカード業 →キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管</li> <li>・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要</li> <li>・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場又は競輪場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管</li> <li>・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要</li> <li>・スポーツ・プロモーション</li> <li>・経営コンサルタント業</li> <li>・オートレース場</li> <li>・自動車（製造、卸売、輸出入）</li> <li>・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入）</li> <li>・貴金属（アクセサリ）の加工</li> <li>・印刷業</li> <li>・総合リース業</li> <li>・興信所</li> <li>・コンピュータ要員の研修（経済産業大臣専管）</li> <li>・広告、宣伝</li> <li>・集金代行</li> </ul> <p>－原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。</p> <p>－原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管</p> <p>－油脂は石油に含まれません。</p> <p>－加工は製造に含まれます。</p>

表 事業別所管大臣の一覧(3/3)

事業所管大臣	所管する事業
国土交通大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管）</li> <li>●梱包※</li> <li>●港湾運送関連事業</li> <li>●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。）</li> <li>●サルベージ</li> <li>●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、船用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※またはリース※</li> <li>●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車または原動機付自転車を除く。）の製造、売買※またはリース※</li> <li>●自動車の小売※、リース※</li> <li>●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管</li> <li>●航空機の整備</li> <li>●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）</li> <li>●倉庫業</li> <li>●自動車道事業</li> <li>●建築士</li> <li>●不動産業（貸事務所を含む） →J-REIT（日本版不動産投資信託）は内閣総理大臣（金融庁）所管</li> </ul>
環境大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旅行業</li> <li>●自動車整備</li> <li>●自動車小売業</li> <li>●自動車ターミナル</li> <li>●倉庫業</li> <li>●自動車道事業</li> <li>●建築士</li> <li>●不動産業</li> <li>●温泉供給業</li> <li>●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管</li> </ul>

(注1) 複数の事業を行っている場合には、すべての事業所管大臣に提出してください。

(注2) 複数の大臣が共管する事業を行っている場合も、すべての事業所管大臣に提出してください。

(注3) 学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

(注4) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体については、事業所管大臣は、原則として報告等を行う事業所又は特定排出者における主たる事業の内容によって判断します。

ただし、教育委員会及び都道府県警察本部については、下表の右欄に掲げる大臣を主たる事業を所管する大臣とします。

1	教育委員会	文部科学大臣
2	都道府県警察本部	内閣総理大臣（警察庁）

また、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。

1	国の機関（官庁のオフィス等の排出量）	当該機関の属する府省の長たる大臣
2	独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
3	地方公共団体（日本標準産業分類の細分類番号9811（都道府県機関）又は9821（市町村機関）に該当する事業） ※地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定される公の施設のうち、指定管理者を定めている施設に関する温室効果ガスの算定・報告を行う主体は、当該施設を設置する地方公共団体となります。	環境大臣・経済産業大臣
4	地方公営企業（*） （地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に規定する公営企業のうち次の事業水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、	当該地方公営企業に係る事業を所管する大臣

	宅地造成事業（臨海土地造成事業を除く）、 公共下水道事業）	
--	----------------------------------	--

\*：地方公営企業において、既に省エネルギー法により特定事業者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者に指定されている場合は、同法の指定による事業者単位で報告できます。

(注5) 以下の事業所管大臣が所管する事業を行っている場合には、事業者の本社所在地を管轄する以下の地方支分部局の長に提出するようにしてください。なお、本社機能を有する事業所が登記簿上の本社とは別にある場合、当該事業所を本社とみなし当該事業所の所在地を管轄する地方支分部局へ提出してください。

財務大臣	財務局長（所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣	地方厚生局長（所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合には四国厚生支局長）
農林水産大臣	地方農政局長又は北海道農政事務所長
経済産業大臣	経済産業局長
国土交通大臣	地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。） 又は地方航空局長
環境大臣	地方環境事務所長

- ・ 財務大臣（国税局長）が所管する事業を沖縄県において行っている場合には、沖縄国税事務所長が提出先となります。
- ・ 財務大臣（財務局長）、農林水産大臣（地方農政局長）、経済産業大臣（経済産業局長）、国土交通大臣（地方整備局長・地方運輸局長）が所管する事業を沖縄県において行っている場合には、沖縄総合事務局長が提出先となります。
- ・ 内閣総理大臣（金融庁）が所管する事業を行っている場合には、財務局長が提出先となります。

算定・報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧

省庁名	担当局部課	連絡先電話番号
内閣官房	内閣総務官室	03-5253-2111 (内線 85130)
内閣府	大臣官房 企画調整課	03-5253-2111 (内線 38108)
宮内庁	長官官房 秘書課	03-3213-1111 (内線 3222)
警察庁	長官官房 総務課 ※	03-3581-0141 (内線 2146)
金融庁	総合政策局 総務課 ※	03-3506-6000 (内線 3161)
総務省	大臣官房 企画課	03-5253-5111 (内線 5158)
法務省	大臣官房 秘書課	03-3580-4111 (内線 2086)
外務省	大臣官房 会計課	03-5501-8000 (内線 2250)
財務省	北海道財務局 総務部 総務課 ※	011-709-2311 (内線 4242)
	東北財務局 総務部 総務課 ※	022-263-1111 (内線 3013)
	関東財務局 総務部 総務課 ※	048-600-1111 (内線 3013)
	北陸財務局 総務課 ※	076-292-7860
	東海財務局 総務部 総務課 ※	052-951-1772
	近畿財務局 総務部 総務課 ※	06-6949-6390 (内線 3034)
	中国財務局 総務部 総務課 ※	082-221-9221 (内線 3313)
	四国財務局 総務部 総務課 ※	087-811-7780 (内線 213)
	九州財務局 総務部 総務課 ※	096-353-6351 (内線 3014)
	福岡財務支局 総務課 ※	092-411-7604 (内線 3306)
	沖縄総合事務局 財務部 財務課 ※	098-866-0091
	札幌国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	011-231-5011 (内線 4440)
	仙台国税局 課税第二部 酒類業調整官	022-263-1111 (内線 3416)
	関東信越国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	048-600-3111 (内線 2489)
	東京国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	03-3542-2111 (内線 3175)
	金沢国税局 課税部 酒税課 団体企業係	076-231-2131 (内線 2515)
	名古屋国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	052-951-3511 (内線 5550)
	大阪国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係	06-6941-5331 (内線 2332)
	広島国税局 課税第二部 酒類業調整官	082-221-9211 (内線 3778)
	高松国税局 課税部 酒税課 団体企業係	087-831-3111 (内線 456)
福岡国税局 課税第二部 酒類業調整官	092-411-0031 (内線 4417)	
熊本国税局 課税部 酒類業調整官	096-354-6171 (内線 6199)	
沖縄国税事務所 酒類業調整官	098-867-3601 (内線 425)	
文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部施設企画課	03-5253-4111 (内線 2324)
厚生労働省	北海道厚生局 健康福祉部健康福祉課	011-709-2311
	東北厚生局 健康福祉部健康福祉課	022-726-9261
	関東信越厚生局 健康福祉部健康福祉課	048-740-0732
	東海北陸厚生局 健康福祉部健康福祉課	052-959-2061
	近畿厚生局 健康福祉部健康福祉課	06-6942-2383
	中国四国厚生局 健康福祉部健康福祉課	082-223-8264
	四国厚生支局 総務課	087-851-9565
	九州厚生局 健康福祉部健康福祉課	092-432-6781
農林水産省	北海道農政事務所	011-330-8807
	東北農政局	022-263-1111 (内線 4396)
	関東農政局	048-600-0600 (内線 3881)
	北陸農政局	076-263-2161 (内線 3988)
	東海農政局	052-201-7271 (内線 2266)
	近畿農政局	075-451-9161 (内線 2745)
	中国四国農政局	086-224-4511 (内線 2162)
	九州農政局	096-211-9111 (内線 4363)
	沖縄総合事務局 農林水産部	098-866-1673

※は照会先 提出先は各監督担当課まで



省庁名	担当局部課	連絡先電話番号
経済産業省	北海道経済産業局 エネルギー対策課	011-709-1753
	東北経済産業局 エネルギー対策課	022-221-4932
	関東経済産業局 省エネルギー対策課	048-600-0364
	中部経済産業局 エネルギー対策課	052-951-2775
	近畿経済産業局 エネルギー対策課	06-6966-6051
	中国経済産業局 エネルギー対策課	082-224-5741
	四国経済産業局 エネルギー対策課	087-811-8535
	九州経済産業局 エネルギー対策課	092-482-5474
	沖縄総合事務局 エネルギー対策課	098-866-1759
国土交通省	総合政策局 環境政策課 (本省)	03-5253-8111 (内線 24412)
	東北地方整備局	022-225-2171 (大代表)
	関東地方整備局	048-601-3151 (代表) 建設業：建設産業第一課(内線 6156) 不動産業：建設産業第二課(内線 6657) 下水道：都市整備課(内線 6177)
	北陸地方整備局	025-280-8880 (代表) 下水道：都市住宅整備課下水道係 (025-280-8755) 建設業・不動産業：計画建設産業課 (025-280-6571)
	中部地方整備局	052-953-8119 (代表)
	近畿地方整備局	06-6942-1141 (代表)
	中国地方整備局	082-221-9231 (代表)
	四国地方整備局	087-851-8061 (代表)
	九州地方整備局	092-471-6331 (代表)
	沖縄総合事務局 開発建設部	098-866-1901 (管理課)
	北海道開発局	011-709-2311
	北海道運輸局	011-290-2726
	東北運輸局	022-791-7508
	関東運輸局	045-211-7210
	北陸信越運輸局	025-285-9152
	中部運輸局	052-952-8007
	近畿運輸局	06-6949-6410
	神戸運輸監理部	078-321-3145
	中国運輸局	082-228-3496
	四国運輸局	087-802-6726
	九州運輸局	092-472-3154
	沖縄総合事務局 運輸部	098-866-1812
	東京航空局	03-5275-9292
	大阪航空局	06-6949-6211
環境省	○地方公共団体（日本標準産業分類の細分類番号 9811（都道府県機関）又は 9821（市町村機関）に該当する事業）の提出窓口	
	北海道地方環境事務所 環境対策課	011-299-1952 (直通)
	東北地方環境事務所 環境対策課	022-722-2873 (直通)
	関東地方環境事務所 環境対策課	048-600-0815 (直通)
	関東地方環境事務所 新潟事務所	025-280-9560 (代表)
	中部地方環境事務所 環境対策課	052-955-2134 (直通)
	近畿地方環境事務所 環境対策課	06-4792-0703 (直通)
	中国四国地方環境事務所 環境対策課	086-223-1581 (直通)
	中国四国地方環境事務所 広島事務所	082-511-0006 (代表)
	中国四国地方環境事務所 四国事務所	087-811-7240 (代表)
	九州地方環境事務所 環境対策課	096-322-2411 (直通)
	○その他の提出窓口	
	北海道地方環境事務所 環境対策課	011-299-1952 (直通)
東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	022-722-2871 (直通)	

省庁名	担当局部課	連絡先電話番号
	関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	048-600-0814 (直通)
	関東地方環境事務所 新潟事務所	025-280-9560 (代表)
	中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132 (直通)
	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	06-4792-0702 (直通)
	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	086-223-1584 (直通)
	中国四国地方環境事務所 広島事務所	082-511-0006 (代表)
	中国四国地方環境事務所 四国事務所	087-811-7240 (代表)
	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	096-322-2410 (直通)
防衛省	大臣官房 文書課 環境対策室	03-3268-3111 (内線 20904)